

『源平盛衰記』全釈（一一一卷四—2）

曾我良成
近藤宏栄
橋本俊正
志立正知

¹ 後朱雀院御宇、長曆年中ニ、宇治閔白頼通公ノ吹挙ニ依テ、三井ノ³明尊僧正天台座主ニ⁴被レ補之時、山門ノ衆徒閔白殿ニ⁵訴申刻ミ、衆徒ト軍兵ト忽ニ動乱ニ及ケリ。⁶此事ノ張本ト号シテ、頼寿・良円両僧都⁷罪名ヲ被レ勘ケル程ニ、主上御惱ノ事アリ。⁸様々御祈有ケルニ、山王⁹詫宣シテ云、「¹⁰吾ハコレ惡靈ニ非ズ、死靈ニ非ズ、根本叡山ノ¹¹主也。¹²内一乘ノ¹³教法ヲ味テ¹⁴寿トシ、¹⁵外ニ三千ノ僧侶ヲ養テ子トスル神也。¹⁶去ジ春、¹⁷山僧等不慮ノ殃ニアヘリ。此事¹⁸訴申サン為ニ、玉体ニ奉¹⁹近付²⁰也」トアリケレバ、¹⁹即頼寿²⁰良円ガ罪名ヲ²¹被²²宥ツ、²²様々ノ御ヲコタリ申サセ給ケリ。²³白川院ハ「賀茂川ノ水、²⁴双六ノ賽、²⁵山法師、是²⁶朕心ニ隨ヌ者」ト、常ハ仰ノ有ケルトゾ²⁷申伝タル。²⁸鳥羽院御時、平泉寺ヲ以テ園城寺ヘ被²⁹付由、其聞エ有シニ、山門ノ衆徒騒動シテ、奏状ヲ捧テ²⁹訴申。非拠之亂訴也ケレ共、院宣ニハ「帰依³⁰不レ浅、遂ニ以³¹レ非為³²理所レ被³³裁許³⁴也」トゾ被³⁵仰下³⁶ケル。

³¹ 堀川院御宇、寛治四年ニ大藏卿為房ヲ哀ミサ、ヘ「ニモサセ給ケル³²ニ、³³江中納言³⁴匡房被³⁵申ケルハ、「三千ノ衆徒、七社ノ神輿ヲ³⁵陣頭ニ奉³⁶振³⁶訴申サン³⁷時、君ハイカド可³⁸有³⁹御計」ト奏申レケレバ、「美ニ³⁸難³⁹黙止⁴⁰事也」トゾ仰ケル。
【校異】 1 <近>「¹しゆやくのんの」、²後朱雀院³、「⁴後朱雀院」、「⁵後朱雀院」。
 2 <近>「よつて」、「⁶蓬・静」、「よりて」。
 3 <近>「みやうそん」、「⁷蓬・明尊」、「⁸静・明尊」。
 4 <近>「ふせらるゝの」、「⁹蓬」、「¹⁰被¹¹補¹²の」、「¹³静」、「¹⁴被¹⁵補¹⁶の」。
 5 <近>「うたへ申¹⁷きさみ」、「¹⁸蓬」、「¹⁹訴申²⁰きさみ」、「²¹静」。
 6 <蓬>「此事張本と」、「²²静」、「此事張本と」。
 7 <近>「ざいみやうを」。
 8 <近>「やうくの」、「²³蓬・静」、「さまく」。
 9 <蓬>

「託宣^{タクセン}して」。10 〈蓬・静〉「我は」。11 〈近〉「あるしなり」、〈蓬・静〉「主也」。^{ヌシ} 12 〈近〉「うちには」、〈蓬〉「内に」、〈静〉「内ニ」。^{ウチ} 13 〈近〉「けうぼうを」、〈蓬・静〉「教法を」。^{ケワホウ} 14 〈近〉「いのちとし」、〈蓬・静〉「寿とし」。^{イノチ} 15 〈近〉「ほかには」。^{シテ} 16 〈近〉「かみなり」、〈蓬〉「神也」。^{シン} 17 〈近〉「さんそら」、〈蓬〉「山僧等」。^{サンソウダ} 18 〈近〉「うたへ申さんために」、〈蓬〉「訴申さんために」。^{リヤウジンザイメイ} 19 〈静〉「則」。^{ナダメ} 20 〈近〉「りやうゑんかざいみやうを」、〈蓬〉「良円罪名を」。^{リヤウエンザイミヤウ} 21 〈近〉「なためつゝ」、〈蓬〉「なためられつゝ」、〈静〉「宥^{ナダメ}られつゝ」。22 〈近〉「やうくの」、〈蓬・静〉「さまくの」。^{スコロク} 23 〈蓬〉「白河院は」、〈静〉「白河院は」。^{シラカハイン} 24 〈近〉「すゞく六の」とし、「く」に横一重線を施す。〈蓬〉「双六の」、〈静〉「双六の」。^{スツ} 25 〈近〉「やまぼうし」。^{ヤマボシ} 26 〈近〉「ちんが」、〈蓬〉「丸か」、〈静〉「丸か」。^{マロ} 27 〈蓬〉「つたへたる」。^{ツタヘタル} 28 〈蓬・静〉「園城寺に」。^{エンジヤシ} 29 〈近〉「うたへ申」、〈蓬〉「訴申す」。^{ウツム} 30 〈近〉「あさからさるによて」、〈蓬〉「不^レ浅」。^{アサカラス} 31 〈蓬〉「堀河院」。^{ホリカハイン} 32 〈近〉「ニ」なし。33 〈近〉「江のちうなごん」、〈蓬〉「江中納言」。^{カウ} 34 〈近〉「きやうばう」、〈蓬〉「匡房の」、〈静〉「匡房の」。^{マサハウ} 35 〈近〉「ちんとうに」とし、「ち」に横一重線を施す。右に「せ」を傍記。36 〈近〉「うたへ申さん」、〈蓬〉「訴申さん」、〈静〉「訴申さん」。^{ソシ} 37 〈蓬〉「時は」、〈静〉「ときは」。^{モタク} 38 〈静〉「點止かたき」。

【注解】○後朱雀院御宇、長曆年中二、宇治闌白頼通公ノ吹挙ニ依テ

以下は後朱雀院の御宇、長曆年中に起きた山門強訴の例を具体的に引く。に対して、〈延・長〉では、「願立」説話の中に、江中納言匡房が申したこととして、次のように引用する。〈延〉「宇治殿ノ御時、大衆張本トテ、頼寿、良円等ヲ流サルベキニテ有シニ、山王ノ御託宣^{イチャシル}掲焉カリケレバ、即罪名ヲ宥ラレテ、様々ニ御オコタリヲ申サセ給シゾカシ」(卷一—八〇ウ—八一オ)。〈延・長〉の記事では、頼寿と良円がなぜ流罪されることとなつたのかが不明。当該説話は、『古今著聞集』卷一—八「延暦園城両寺天台座主を争論の事」(旧大系五四)五五貞)の他、『日吉山王利生記』卷三第二・三・四段(『神道大系』日吉、六六一—六六四貞)、『日吉山王記』第十八「御託宣事」(『続天台宗全書 神道1』一八〇貞)、『山王絵詞』卷四第四・五段(『続天台宗全書 神道1』四三五—四三七貞)に見える。これらによれば、後朱雀院の御宇、長曆二年(一〇三八)九月七日に、第二十七代天台座

主慶命が七十四歳で入寂した。この時、次の天台座主の最有力候補が智証門流の明尊であった。明尊は、内蔵頭小野道風の孫、兵庫頭奉時男。慶祚の弟子で勝算・觀修等に従つて受法灌頂した智証門徒である。慶祚の弟子で勝算・觀修等に従つて受法灌頂した智証門徒であるから、明尊の師主余慶の天台座主就任事件以後叡山から智証門徒を追放して山上を独占していた慈覺門徒が、強硬に反対することになった。但し、明尊には撰閑家の後ろ楯もあった。それは、藤原道長が寺門派に深く帰依し、道長亡き今も、宇治闌白頼通の支持を得ていたからである(加納重文一五四—一五九貞)。また、明尊は天台宗の「第一者」であり、建前上天台教団の分裂は公認されていなかつた當時にあって、明尊が推薦されるのは筋の通つたことであつたともされる(池田陽平「九〇三〇貞」)。なお、日吉関係資料の成立について簡単に整理しておく。『日吉山王利生記』『山王絵詞』、また一部が現存する絵巻『山王靈験記』は、互いに共通する靈験譚を多く含む。近藤喜博、小松茂美、田嶋一夫などによりその関係が論じられてきたが、定説を見ない。

『山王絵詞』の成立は、最終話にある正和三年（一一三四）の西園寺公衡の経供養が関係していると見られている。下坂守は、最初に『日吉山王利生記』が存在し、これを編纂する形で『山王靈驗記』『山王絵詞』が成立したと想定し、『日吉山王利生記』は巻九に記された源仲兼・仲遠父子もしくはその遺族が閲与して文永年中頃に成立したと推定する。一方、橋本正俊は、『日吉山王利生記』に、一二〇〇年前後の説話がまとまって存在することなどから、一三世紀初頭に原『靈驗記』が集成され、後に整備されて両書が編纂されたとする。また、『日吉山王記』については、菅原信海が、「撰者は日吉社の社司かと思われる」「成立は、文中に暦応四年（一一三四）・同五年を「當御代」として注記していること、また扉の注記にも「暦応年中撰之歟」とあり、暦応五年頃の成立かと思われる」（解題七頁）と指摘する。○

衆徒ト軍兵ト忽ニ動乱ニ及ケリ 『日吉山王利生記』「山門いきどほりにたへず、同（長暦三年）二月廿八日、大衆数千人祇陀林寺にたなびき下りて、閑白へ群参しけるありさま、路中の騒動貴賤色をうしなはずといふことなし」（六六一頁）。『山王絵詞』もほぼ同。『古今著聞集』によると、長暦二年十月二十七日、明尊が座主に着任するとの噂を聞いて、大衆が下洛して左近の馬場に群集、そして「同（長暦）三年二月十七日、山僧、閑白殿の門前へ参てうれへ申けり。十八日にも参て、おめきのゝしる声をびたゞしくぞ待ける。平直方・同繁貞に仰られて、ふせがせられける程に、たがひにきずをかうぶるものおばかりけり」（五四頁）とあり、長暦二年から大衆の下洛があつたことがわかる。『天台座主記』も同様。延暦寺の大衆が、閑白頼通邸に押し掛けたのは、長暦三年一月十八日のこと。『扶桑略記』「慈覺門徒為座主愁」、

僧綱有職并山上老少満山僧徒三千余人集会祇陀林寺。自其引率參向閑白左相府高倉第。然閉門不通。仍僧徒於其門下、成濫吹事。加制止間、僧兩三輩中矢走反。其中惡僧為首定清（世号「出雲少院」）。搦大僧都教円為質。同車向西坂下。爰出雲少院於隨願寺免恕僧都教円。公家即遣檢非違使追捕定清。下獄考訊之處、有陳申事。仍三月九日、大僧都賴寿・少僧都良円・阿闍利充慶等召仰法家、被勘「罪名」（長暦三年一月十八日条）。なお、出雲少院定清が、教円を搦めた理由について、『古今著聞集』は、「山の教円僧都、明尊僧正と同意のきこえありければ、山僧、教円を擄て逃ざりにけり。とかく怠状してゆりにけるとかや」（五四頁）と記す。また、早大図書館蔵教林文庫本『山門日吉活套記』も前年からの動向を記す。「長暦二年（六十九代後朱雀院）冬朝議以三井明尊（為天台座主）十月二十七日慈覺之徒捧状沮之三年延評已定（月十七日慈覺之徒尽）会法成寺ノ南門相議列向相府訴之相門固閉テ不入衆猶蠢々シテ不散相吏開レ門告衆曰今日先還明日有議大衆退明朝会祇陀林寺（相府使シテ）々生レ衆曰天台座主位古來重之故選智行全具者ヲ補ス之不必局（カキラ）慈覺一門智証之門亦多有焉方今明尊僧正徳位相宜シ慈覺徒有相苦者乎乞莫拒訴（ト大衆聞之嘆り怨テ叫チテ使シテ能州ノ刺史平直方率ヒテ兵射中大衆（サケン）々中亦有挑戦者（ト云者力抜太刀一撃ノ官兵々々衆徒死傷兩多十九日定勢付レ獄）（調査研究報告九、一九八八・3。二三六～二三七頁）』。『山王日吉活套記』の成立は未詳であるが、次節の師通事件を記した記事の末尾の本文中に「冥罰可忍可憐眞見盛衰記平家物語等」（二三九頁）と、盛衰記や

平家物語の参照を示す叙述がある。故に、『山王日吉活套記』は、特に参照を必要とする時以外は使用しない。

○吾ハコ

賴寿・良円両僧都罪名ヲ被勘ケル程ニ 『古今著聞集』『日吉山王記』

同、『日吉山王利生記』『山王絵詞』「上皇逆鱗の余りに、大衆張本とて三人をぞめされける。法興房大僧都賴寿、三昧僧都良円、池上阿闍梨皇慶なりけり」(『日吉山王利生記』六六二頁)。但し、皇慶は、乙護法の守護により罪を逃れたとの説話を付す。この説話は『谷阿闍梨伝』の挿話(『続天台宗全書 史伝2』三一七頁)をもとにしたものであろう。皇慶の名をあげるのは、他に前掲の『扶桑略記』『天台座主記』。おそらく張本として名前が挙がったが、賴寿・良円とは別にすぐに赦免されたか。それが独自の乙護法靈験譚を生んだ一方で、

〔盛〕では山王靈験とは無関係ということで、皇慶については取り上げなかつたか。賴寿は、播磨守藤原信理の子(尊卑)一一四六一頁)。

『僧歴綜覽』によれば、長元六年(一〇三三)四十六歳で慶円大僧正に入室、長暦二年(一〇三八)権大僧都、同三年二月依_二山相論

勘罪名。(五十二)。後朱雀院の護持僧(『護持僧次第』続群書四

上一四〇一頁)。良円は、右大臣藤原実資の子(尊卑)一一四頁)。

『僧歴綜覽』によれば、長元元年(一〇二八)四十六歳で慶円大僧正に入室、長元六年(一〇三三)権少僧都、長暦三年二月依_二山相論

勘罪名。(五十七)。後一条院の護持僧(『護持僧次第』続群書四

上一四〇一頁)。○主上御惱ノ事アリ 『日吉山王利生記』「かゝる

ほどに主上御不予のことといできさせ給て、群臣さはぎあへりけり」(六六三頁)。『山王絵詞』(古今著聞集)「同七月廿四日より、

玉体例ならぬ御事あり」(旧大系五五頁)。『扶桑略記』「自廿三日、

天皇不予以「廿六日乙卯。大赦天下」(長暦三年七月)。○吾ハコレ惡靈ニ非ズ、死靈ニ非ズ、根本叢山ノ主也……『古今著聞集』「八月十日、山王の御託宣有て、兩僧都をめされけり」(五五頁)。山王が誰に乗り移ったのかは不明だが、後朱雀天皇に乗り移つたと同様に解するものが、『日吉山王利生記』『山王絵詞』。「爰主上勅してのたまはく。

誰人かいまだやすく降伏すべき。われはこれ、外には三千の僧侶を養

て子とし、内には一乗の教法をなめて命とする根本叢岳の王也。更に

悪靈にあらず。たゞ賴寿良円が事を申さむために、宝体につき奉る

ばかりなり」(『日吉山王利生記』六六三頁)。傍線部が〔盛〕に近似する。〔盛〕の当該記事にほぼ一致するのが『日吉山王記』。「山王奉付_二其託宣_二云、『吾是非「惡靈死靈」、根本叢岳主也。嘗_二一乘法味_一為_二命養_二三千衆徒_一為_二子。依_二召_二取愛子賴寿良円、彼等恋_二奉_二付_一惱也』云云」(一八〇頁)。但し、『日吉山王記』の場合は託宣者が主

上であることは不明瞭。〔盛〕の「玉体ニ奉近付也」を山王権現が託宣のために天皇に憑依したと読むか、あるいは訴えるために病をもたら

したと読むかは判断に迷う。なお、この本文に統く「大行事、託宣

貴女_二云、山僧有_レ愁之時者、山王同愁_レ之_二」の一節は、『山王絵詞』

に「或記_二云、此時大行事、貴女_二詫して_二云_一」(四六四頁)と引かれて

おり、両本の影響関係がうかがえる。○去ジ春、山僧等不慮ノ殃ニ

アヘリ 長暦三年二月に、賴寿と良円等が勅勘を蒙つたことを指す。

○即賴寿・良円ガ罪名ヲ被宥ツ、『古今著聞集』『日吉山王利生記』

『山王絵詞』『日吉山王記』には、「山門の僧綱等を免して、御修法さ

へなければ、御惱たちまち平愈し給けり」(『日吉山王利生記』六六三頁)等とあるが、池田陽平が指摘するように、『春記』長久元年(一〇四〇)

十一月八日条に、「去年被勘罪名、已被処罪科者也」とある。

これによれば、頼寿が罪科に処せられたのは、長暦三年（一〇三九）のことになる。○白川院ハ「賀茂川ノ水、双六ノ賽、山法師、是ヲ

朕心ニ隨々者」ト、常ハ仰ノ有ケルトゾ申伝タル 白河院の三不如意。

絶大な権力を誇った白河院でも、賀茂川の水や賽の目と同様に、山門もまた思い通りにはできなかつたことを言う。諸本は、この句を、長

暦年中の紛争記事の前に置く。この句は、「白河法皇の專制権力の強さを示すものと考えられてきた」（美川圭、一五二頁）が、ここでは山門が、白河法皇の專制権力を凌ぐほどの力を持つ存在であつたことを示す。白河院政期に入つてから、山門を初めとする寺社の騒乱や

強訴が急増するが、その要因としては、白河法皇の寺内への人事介入が考えられるという（美川圭、一七一頁）。また、下向井龍彦（一九五〇一九九貞）によれば、十一世紀半ば以降は、新任の受領は初任検注といつて、莊園と公領の確定を行い徵税を行つようになった。その際、国衙側は武力によつて莊園側の抵抗を排除しながら財物を押収するなどの暴力的強制執行を行つた。一方、莊園側も收公免除の宣言を掲げ、武装集團を使つて国衙の強制執行部隊を追い返し、公領を取り込んだ。こうして「国衙・莊園とともに、実力によつて境界を維持・拡張させる方向に向かわせ、莊園公領間の武力紛争が頻発」（一九九貞）するようになつた。嘉保一年の美濃守源義綱と延暦寺、安元三年の加賀守藤原師高と湧泉寺（白山）など、この時期の国衙と莊園領主である寺社との紛争はすべてこのような背景のもとに起きてゐる。○鳥羽院御

時、平泉寺ヲ以テ園城寺へ被付由、其聞工有シニ、山門ノ衆徒騒動シテ、奏狀ヲ捧テ訴申 久安三年（一一四七）四月に「越前国白山社」

（越前馬場平泉寺）の支配をめぐつて山門・寺門の確執があつた。

①「衆徒欲レ領「白山」、年来、權僧正覺宗、依院宣領レ之、今夕彼寺僧綱十二人（座主以下）、參院請領レ之。依所レ請無理、不レ許レ之云々」（『台記』久安三年四月七日条）

②「今夜延暦寺僧綱已講等依門徒訴群參法皇御所（白川北殿）尋其由緒、以越前國白山社可レ為延暦寺末寺之由、可レ被宣旨之由、所訴申也。件社當時非叡山末寺。園城寺長史僧正覺宗所執行社務也。而社領字平清水住僧等依僧正苛酷猥注寄文。始所寄与延暦寺也。仍有此訴云々」（『本朝世紀』久安三年四月十三日条）

③「同（久安）三年（丁卯）四月貫主以下門徒僧綱等列參法皇御所。是依訴申以「白山平泉寺」可レ為「天台末寺」之由上也。同廿七日院宣傳覺宗之後以「白山平泉寺」可レ為「延暦寺末寺」之由可レ被宣下也。乃至御帰依不淺遂以「非為理所被裁許」也云々」（『天台座主記』続群書四下 六〇一頁）

④「實寬語曰、一日比、顯頼卿奉法皇勅、仰延暦寺以「白山」可為「延暦寺末寺」之由。覺宗沒後、可宣下者。因之衆徒和平」（『台記』久安三年五月四日条）

⑤「祈法皇寶算。已講忠亂為導師。依能說也。是依法皇帰依台山仏法、就中依レ被許「白山訟」也（謂レ有下覺宗沒後可レ為延暦寺末寺」之由、可被宣下之法皇之仰）」（『台記』久安三年六月二十日条）

泉寺の社務執行を取り止め、平泉寺を延暦寺末寺とするよう訴える事件が起きた。院は、覚宗の没後に末寺化の宣下を行うことを約束し、仁平二年（一一五二）九月、覚宗の死にともない平泉寺は延暦寺の末寺となつたようである。なお、②の「社領字平清水」については平泉寺のことである可能性が無くはないが、『平安遺文』所収文書中「社領」の用例七十六例を調べてみると「社領」に続くのは「○○莊」および「田○○段」など土地を表すものばかりで、末寺・末社の例は無い。ここは「字」とあるので「平泉寺」ではなく「平清水」という字名とするべき。もちろん、「字平清水」の住民が所属する寺院は「平泉寺」であった。また、②に見るように、社務権を握っていた覚宗の苛政に対する平泉寺住僧の抵抗が、延暦寺末寺化の直接の契機だったようである（竹森靖一〇頁）。なお、浅香年木によれば、ともに園城寺末寺であった平泉寺と白山宮の支配をめぐって山門と寺門との間で確執があり、叡山衆徒の強訴により、仁平二年（一一五二）までには、白山宮の園城寺領から叡山末寺への転換が完了したかという（一九三頁）。

これに対して、竹森靖は、平泉寺及び白山宮が延暦寺の末寺となる以前に園城寺の末寺であったのか否かについて、平泉寺は覚宗の支配を受けてはいたが、それは院宣により覚宗がその長官に補任されていたことによるものであつて、園城寺との本末関係のうえでのことではなかったとする（一一一—二頁）。ところで、この間の事件の経緯を記したもう一つの資料が、〈四・延・長〉に収載された山門側から出された書状と院宣である。その書状によれば、応徳の寺牒に任せて、白山平泉寺を延暦寺の末寺とするよう院の序裁を請うものであつた。応徳の寺牒とは、詳細は不明だが、書状によれば、応徳元年（一〇八四）

に、白山の僧達が、平泉寺を延暦寺の末寺に寄進したとする。時の延暦寺座主良真は寺牒を発行して平泉寺を延暦寺の末寺としたという。平泉寺の住僧等が、延暦寺の末寺となることを望んだのは、園城寺の長吏覚宗の苛政のためとする。これに対して下された院宣には、このような非道な訴えは聞くべくもないのだが、院の御帰依浅からざるにより、非は有つても道理はないが、裁許されることになったとする。延「以^{レテ}非^ヲ為^{シテ}道理ト所被^ル裁許セリ」（卷一—七九〇）の一節は、①や③、特に③の傍線部に一致し、実際の院宣が引用された可能性を示唆するものであろう。但し、今回の訴えのどの点に非があり、道理はないのか、その前に書状を引用するにもかかわらず、必ずしも明確ではない。恐らくは、鳥羽院は、覚宗に社務を執行させることにより、平泉寺を中心とした在地民衆の動きを押さえ込もうとしたのであって（竹森靖一〇頁）、鳥羽院としても、山門の主張にやすやすと同意することはできなかつたはずである。そこで、覚宗の没後に平泉寺を延暦寺の末寺としようという、一種の結論の引き延ばし策により、ここは、けりを付けようとしたのではないか。○非拠之乱訴也ケレ共、院宣ニハ「帰依不淺、遂ニ以非為理所被裁許也」トゾ被仰下ケル 「帰依不淺…」以下の一節は、書状や院宣を引用しない（闘・盛・南・屋・覚・中）にも、同様に見られる。また、今回の山門の訴えが「乱訴」であるとする点も、院宣中に「為^リ事濫訴」（延「以非為理」裁許が下されたとする）と見える。要するに、ここでは、「院宣ニハ」として引用されるように、帰依浅からざるによって、「以非為理」裁許が下されたとすることが大事なのである。先の白河院の三不如意の記事にも見るよう、山門の訴えは、たとえ理が無くても無視しがたいことが明らかとなれば良

いのである。これは前節の「山門ノ訴訟ハ昔ヨリ他ニ異也」の例として対応している文言である。このように考えれば、書状や院宣を引いて、理を尽くした主張が必ずしも展開される必要が無いとも言えよう。

○堀川院御宇、寛治四年ニ大藏卿為房ヲ哀ミサヘサセ給ケルニ：

この時の匡房の発言が、藤原為房配流にまつわるものであることを記すのは、他に〈闘・南〉（〈盛〉は「寛治四年」、〈南〉は「寛和四年」）とするが、正しくは寛治六年の誤り。〈南〉も「四年」と誤るように、更に遡る資料の誤りに起因すると考えられる。〈闘〉は年次不記）。これに対して、〈四・延・長・屋・覚・中〉は、「昔江中納言匡房ノ被申ケル様ニ、『神輿ヲ陣頭ヘ振奉テ訴申サム時ハ、君イカゞ御計ヒ有ベキ』ト被申タリケルニハ『ゲニ黙止シガタキ事ナリ』トコソ被仰ケレ」（〈延〉卷一—七九ウ）のように記す。但し、〈四〉は、傍線部を欠くため、〈四〉現に難キ黙止之事なり（卷一—四七右）が解しづらい。〈延・長・盛・南・屋・覚・中〉は、匡房の発言に対する院または天皇の発言となる。これに対しても、〈四〉と同様に、地の文と解するのが〈闘〉。〔昔大藏卿為房可被流罪之由山門衆徒訴申ケル頭ノ中納言被申者神輿ヲ奉振二陣頭一訴申サムニ此時争可ト有レ無ク御計被申寔ニ山門ノ訴訟難黙止之事也〕（卷一上—三一〇）。〈四〉の場合、匡房の発言は、「どのような御計らいがあるべきでしようか」との質問の形（諸本も同様）であるのに対し、〈闘〉の場合は、「どうして御計らいがなくてすみましょか」と断言する形。その匡房の発言を受けて、山門の訴訟は黙しがたいものであることを確認するのだが、〈闘〉の場合、改変の可能性がある。今回の、匡房の発言は、これまで記されてきたように、山門の訴訟がいかに無視しがたいものであるかを再確認しよ

うとするものであろう。すなわち、それは、①白河院の三不如意の発言を引き継ぐものであり、それに続くのが②平泉寺事件の折の「以非為理」山門の訴訟であった。そのことを再度確認しようとするのが、③今回の為房の発言を見る寛治六年の山門訴訟ということになろう。

つまり、白山事件に対し優柔不斷な対応を取る朝廷に対し、①②③と先例を連ねて、山門の訴訟がいかに無視しがたいものであるかを強調しようとするのである。以上の叙述をうけて、さらに、山門の訴訟がいかに恐ろしいものであるかを記す「願立」記事に移る。但し、〈四・延・長〉の場合、白河院の三不如意の発言と、寛治六年の山門訴訟記事との間に、詳細な山門の書状と院宣記事とを挟み込むため、その関係が分かりづらくなっていると言えよう。なお、為房の事件は、前節の注解「大藏卿為房、大宰師季仲卿ハ：」（一一一八七頁）に記したように、寛治六年（一〇九二）九月に、藤原為房や高階仲実等の下人が日吉社庄の神人を殺害したため、日吉神人に訴えられ、二十八日には流罪となっている。この時の強訴の経過は、衣川仁のまとめに見るよう、九月十一日に延暦寺大衆の騒動の噂があつて以降、十七日に神人等三十餘人が法成寺南近辺に下る、十八日に神人等が高陽院北門下に参集・提訴し、裁許がなければ大衆等が參上すると申上、二十日に神人等が高陽院に参集、追い返されるが、三日以内に裁許がなければ、大衆等が啓參すると申上、二十日に為房停任・下司禁獄の決定下るも、二十二日に罪が軽いことを山僧訴えて、下京との風聞あり、下京禁止の宣言があり、大衆は下京決議を暫く止める、二十五日裁許なければ下京との噂あり、二十八日に為房・仲実等の解却配流（一〇五頁）となる。この時は結局大衆の下向はなく、神輿も運び出される事

もなく、大衆の下洛を幾度もほのめかしながら、最終的に為房・仲実等の解却・配流で終止符が打たれている。衣川仁は、「中世国家は、強訴において寺院大衆との武力衝突を含めた直接対峙を原則的に回避しながら、一方で強訴への規制を緩和した。彼らを体制的に認知し、その支配を構造の一部とすることによって王法―仏法秩序の貫徹を期待した院政政権は、強訴を含む大衆の政治的行為の容認という対応方針を採用する」(二二三頁)とする。○江中納言匡房被申ケルハ

源健一郎は、匡房によるこうした言説は、山門の立場に寄り添いながらも、山門と王(院)との関係を対立から融和へと導くために働くものであるとして、『延暦寺護国縁起』(佐藤眞人①によれば、延慶三年〔二三一〇〕撰述と結論づけている)に、匡房が「依山門訴訟輕朝威者、聖台明時嘉例也云々」と進言したために、為房の配流が定まつたと記すことに対し、発言のニュアンスは平家物語のそれとは異なる

【引用研究文献】

- * 浅香年木「平安期における手取扇状地の開発と領主」(『加賀三浦遺跡の研究』石川考古学研究会一九六七・3。『古代地域史の研究 北陸の古代と中世1』法政大学出版局一九七八・3再録。引用は後者による)
- * 池田陽平「天台座主の任命原則と園城寺戒壇問題(II)」(政治経済史学五三六、一〇一・6)
- * 加納重文「藤原資房―春記―」(古代文化一八一三・四、一九七六・3、4。『明月片雲無し 公家日記の世界』風間書房一〇〇二・11再録。引用は後者による)
- * 衣川仁「強訴考」(史林八五・五、二〇〇二・5。『中世寺院勢力論』吉川弘文館一〇〇七・11再録。引用は後者による)
- * 小松茂美「山王靈験記」「地藏菩薩靈験記」(『続日本の絵巻23 山王靈験記 地藏菩薩靈験記』中央公論社一九九一・11)
- * 近藤喜博「山王靈験記とその成立年代」(国華六五・六・七、一九五六・6・7)
- * 佐藤眞人①「延暦寺護国縁起」の考察―成立事情および記家との関係を中心にして―(季刊日本思想史六四、一〇〇三・9)
- * 佐藤眞人②「再び山王七社の成立について」(大倉山論集一三、一九八八・3)

*下坂守『『山王靈験記』の成立と改変』(学叢一、一九八九・3。『描かれた日本の中世』法藏館、一〇〇三・11再録)

*下向井龍彦『武士の成長と院政』(日本の歴史第07巻、講談社二〇〇一・5)

*菅原信海「解題 日吉山王記」(『続天台宗全書 神道I』春秋社、一九九九・7)

*竹森靖「中世白山宮の成立と支配構造」(北陸史学三、一九八一・11)

*田嶋一夫「山王利生記成立考」(説話の講座『説話集の世界II—中世—』) 勉誠社一九九三・4)

*橋本正俊「山王靈験記」形成の一端—宝地房証真を中心として—」(説話文学研究四三、一〇〇八・7)

*美川圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』(NHKブックス、一〇〇三・6)

*源健一郎「聖地復興と『金匱』の言説—熊野における花山院伝承の背景として—」(日本文学一〇〇八・7)

¹ 同帝御宇、嘉保二年ニ²伊予入道³源頼義ガ子ニ美濃守⁴義綱朝臣、当国ノ⁵新立ノ庄ヲ倒シケル故ニ事出来テ、⁶山門ノ久往者円応⁷被殺害⁸ケリ。此事⁷訴申サン⁸為ニ、⁹同十月廿四日、山門ノ衆徒社司寺官等ヲ以テ⁹捧解状¹⁰、卅余人下洛之由風聞アリ。武士ヲ¹⁰川原ヘ¹¹被差向¹²テ禦ケレ共、¹³押破テ陣頭ヘ¹⁴参¹⁵。中宮¹⁵大夫師忠ガ申状ニ依テ、時ノ関白師通(後一条殿)、中務丞頼治ト云侍ヲ召テ、「只法ニ任テ¹⁶可レ禦也」ト仰含¹⁷。三八メラレケレバ、頼治¹⁷承テ興有事ニ思、散々ニ禦ク。疵ヲ蒙ル¹⁸神民六人、死スル者一人、禰宜友実カ¹⁹背ニ²⁰矢立ケル上ハ、社司モ寺官モ²¹四方ニ²²逃失ニケリ。神慮誠難²³測ゾ覺ケル。猶子細ヲ²³為奏聞²⁴トテ、一山ノ²⁵僧綱等下洛シケレ共、武士ヲ²⁶西坂本へ差遣シテ被禦シカバ、空ク²⁶帰登。同廿五日ニ大衆大講堂ノ庭ニ会合²⁷、僉議シテ云、「我山ハ是²⁷日本²⁸無双ノ靈地、國家守護ノ道場也。而²⁸子細奏聞ノ使ヲバ²⁹被追返³⁰、寺官社司ハ被射殺³¹ヌ。此上ハ当山ニ跡ヲ止テ³⁰何ニカセん。中堂講堂³¹下ノ諸堂、大宮³²宮以下ノ³²諸社灰燼ト成テ各有縁ノ方へ赴ベシ」トテ三千ノ³³枢ヲ閉、修学ノ窓ヲ³⁴塞、離山シケルガ、「三九最後ノ名残ヲ惜ミ、三山ノ參詣ヲ³⁵遂、³⁶伽羅ノ³⁷御前ニ³⁸跪テハ、叡慮ノ恨シキ事ヲ申³⁹、横川ノ御廟ニ⁴⁰參テハ、離山ノ袖ヲ⁴¹絞ケル。角テ⁴¹三千衆徒、⁴²東坂本ニ下、七社ノ宝前ニシテ、信讠ノ大般若アリ。社々ニテ申上有ケル内、八王子ノ⁴³御前ニテ、仲胤法印イマダ供奉ニテ⁴⁴御座ケルガ、啓白ノ導師トシテ高座ニ上リ説法シテ、教化ノ詞ニ云、「⁴⁵菜種ノ⁴⁶竹馬ノ昔ヨリ、⁴⁷生立タル友実ト知ナガラ、蒸物ニ⁴⁸合テ腰絆シ給殿ニ、鎗矢一放給ヘ。大八王子権現⁴⁹トゾ申ケル。其上禰宜友実ヲ⁴⁹八王子ノ拝殿ニ昇入テ、社官⁵⁰神女等手ヲ扣声ヲ⁵¹挙テ、関白殿ヲ⁵¹呪咀シケルコソ、⁵²鎗箭鳴出テ、王城ヲ指テ鳴行トゾ諸人ノ耳ニ聞エケル。係ケレバ、大衆ハ「神明モ力ヲ合給ニコソ」トテ、離山ヲ⁵³止テ七社ノ神輿ヲ⁵⁴莊奉テ、⁵⁵根本中堂ニ振上奉リ、関白殿ヲ⁵⁶呪咀シケルコソ恐ロシケレ。神輿ノ御動座是ゾ始也ケル。

【校異】 1 <近>「おなしきみかとの」、^{ふりあげ}「蓬」^{フナ}「同帝」^{トウタイ}、「静」^{トキ}「同帝」。 2 <近>「いよにうたう」、「蓬」^{フナ}「伊予入道」^{イヨニウタウ}。 3 <近>「みなもとのらいぎか」、

〔蓬・静〕「源頼義か」。4 〔近〕「よしつなあそん」、〔蓬〕「義綱朝臣」。5 〔近〕「しんりうのしやうをたをしける」、〔蓬〕「新立庄たをれける」、〔静〕「新立庄倒ける」。6 〔近〕「さんもんのくぢうしや」、〔蓬〕「山門久往者」。なお、〔静〕は「山門」の右に「根本中堂」を傍記。

7 〔近〕「うたへ申さん」、〔蓬〕「訴申さん」、〔静〕「訴申さん」。8 〔近〕「ために」とし、後の「に」に横「重線」を施す。9 〔近〕「さゝけ」、〔蓬・静〕「さゝけて」。10 〔蓬〕「河原へ」、〔静〕「河原へ」。11 〔近〕「さしむけて」。12 〔近〕「ふせぎけれども」、〔蓬〕「禦けれども」、〔静〕「禦けれども」。13 〔近〕「をしやぶつて」、〔蓬・静〕「をし破て」。14 〔近〕「まいる」、〔蓬〕「参す」、〔静〕「参す」。15 〔近〕「たゆふ」、〔蓬〕「大夫」、〔静〕「大夫」。16 〔蓬・静〕「禦へしと」。17 〔近〕「うけたまはつて」、〔蓬〕「承て」、〔静〕「承りて」。18 〔近〕「しんにん」、〔蓬・静〕「神民」。19 〔近〕「うしろに」、〔蓬〕「背に」、〔静〕「背に」。20 〔蓬・静〕「箭」。21 〔近〕「四はうへ」。22 〔近〕「にけにけり」。23 〔近〕「そつもんせんとて」、〔蓬〕「奏聞のためにして」、〔静〕「奏聞のためとて」。24 〔近〕「一さんの」、〔蓬〕「一山の」。25 〔近〕「そうかうら」、〔蓬〕「僧綱等」、〔静〕「僧綱等」。26 〔蓬・静〕「返りのほる」。27 〔近〕「につほん」、〔蓬〕「日本」。28 〔近〕「ぶさうの」、〔蓬〕「無双の」。29 〔近〕「をひかへされ」、〔蓬〕「追かへさる」、〔静〕「をひかへさる」。30 〔近〕「なにか」。31 〔蓬〕「以下の」。32 〔近〕「しよしゃをくわいちんと」、〔蓬〕「諸社灰燼と」、〔静〕「諸社灰燼と」。33 〔近〕「とほそを」、〔蓬〕「枢を」、〔静〕「枢を」。34 〔近〕「とち」、〔蓬・静〕「ふさき」。35 〔近〕「とげり」、〔蓬〕「遂」、〔静〕「遂」。36 〔蓬・静〕「伽藍」の。37 〔近〕「御まへに」、〔蓬〕「御前に」。38 〔近〕「ひさまついては」、〔蓬〕「跪ては」、〔静〕「跪ては」。39 〔近〕「まいつては」、〔蓬・静〕「まいりては」。40 〔近〕「そうをそ」とし、「う」の右に「てイ」を異本注記。41 〔近〕「三千しゆと」、〔蓬〕「三千の衆徒」、〔静〕「三千衆徒」。42 〔近〕「ひんかしさかもとに」、〔蓬〕「東坂本に」。43 〔近〕「御まへにて」、〔蓬〕「御前にて」。44 〔近〕「おはしましけるか」、〔蓬〕「御座けるか」、〔静〕「御座けるか」。45 〔近〕「なたねの」、〔蓬〕「菜種の」、〔静〕「菜種の」。46 〔近〕「ふたはの」。47 〔近〕「おふしたてたる」。48 〔近〕「あふて」、〔蓬・静〕「あひて」。49 〔静〕「八王寺の」。50 〔近〕「しんちよとう」、〔蓬〕「神女等」、〔静〕「神女等」。51 〔蓬・静〕「呪祖しきること」。52 〔近〕「かふら矢」、〔蓬〕「かふらや」、〔静〕「鏑矢」。53 〔近〕「とめて」、〔蓬・静〕「やめて」。54 〔近〕「かさりたてまつて」、〔蓬〕「かさり奉りて」、〔静〕「かさり奉て」。55 〔近〕「じんぼんちうたうに」。56 〔静〕「呪祖しきること」。

【注解】○同帝御宇、嘉保二年ニ 堀河天皇御宇、嘉保二年(一〇九五)

十月の事件。嘉保二年の御輿振事件がここに取り上げられるのは、御輿振の最初であったことによると考えられる。この事件は、日吉社の神威の偉大さを物語る出来事として、以後、延暦寺の御輿振の歴史の第一頁に位置づけられた(下坂守①ハ・九貢、下坂守②一二七貢)。〈四〉は「嘉応二年」、〈延・長・中〉は「嘉保元年」、〈闘・盛・南・

屋・覚〉は「嘉保二年」のこととする。事の詳細は、『中右記』嘉保二年十月二十三日条に、次のようにある。「大衆乱発元者、天台下僧等下向美乃国、沙汰法庄園、事體以非道為宗。爱国司源義綱朝臣、依非理事經奏聞。仍被問本寺。而本寺不知案内由申上之處、可追討由被下宣旨先了、義綱朝臣欲追捕處、惡僧等合戰。或被射殺或以擄取。此中中堂久住者、円應驗者云々被殺害也。

所擄進數輩僧等、依レ逢「非常赦」已被「原免」了、今大衆等依レ被殺「久住者円応」、可レ被流罪「義綱朝臣」由、一日進「奏状」。雖然依宣旨「追捕之間、為「流矢」被「射殺」。義綱朝臣更無「過怠」。何況事已赦前也。不可レ有「左右」。仍返「被奏狀」、不可レ有「裁許」之由「日被仰下」也、而大衆等偏稱「可」有「罪過」、今大乱發也」。事の起こりは、山門の下僧が、寺領莊園の「沙汰」（＝管理）のために美濃国に下つた。しかしその方法が「非道」であつたため、国司源義綱が朝廷に訴えた。寺僧による管理が寺領の範囲内で収まつていれば、どんなに過酷であろうと国司の閑知することではない。国司が朝廷に訴えたといふことは、莊園管理の一環として近隣公領への侵害を始めたのであろう。朝廷から延暦寺に事情説明が求められたが、延暦寺側は「案内を知らざる由」つまり関与していないということを返答した。これで、美濃国の寺僧の行為は公領に対する私的な侵害行為とみなされ、追討宣旨が出された。この宣旨に基づき国司義綱は悪僧等の追捕をはかり、抵抗する悪僧たちは、あるものは逮捕され、あるものは殺害された。このなかに円応もいた。逮捕された悪僧たちはその後の非常赦に依つて放免された。大衆たちは今になって円応を殺害した義綱を流罪にする求めってきた。朝廷は、宣旨に基づく追捕行為の中で、流れ矢に当たって死んだのだから、義綱に罪は無い、あつたとしても非常赦以前のことである（から罪は既に赦免されている扱いである）というもので、大衆等の訴えは却下された。にもかかわらず大衆たちは、罪があると勝手に称して、このような騒動を起こしているというのである。なお、源義綱が美濃守に補任された嘉保二年正月以降の「赦」としては、「依御薬也」という理由で行われた「非常赦」（中右記）嘉保二年九月二十一日条）がある。「伊勢太神宮訴者并八幡宮訴者、非免限」とあるが、延暦寺関係は除外されていない

ので、九月以前の事件は、もし国守側に非があつたとしても、悪僧と同様に「非常赦」で赦免されることになるので、訴状は受理されないということになる。なお、本話の類似記事としては、『日吉山王利生記』第五卷（神道大系 日吉）、『山王絵詞』第六卷（続天台宗全書 神道1）、日枝神社藏『山王靈験記』（続日本の絵巻三）に見られる。○伊予入道源頼義ガ子ニ美濃守義綱朝臣 義綱は、源頼義の次男、義家の弟。源義綱が従四位上になつたのは「有」臨時叙位、従四位上源朝臣義綱」とあるよう嘉保元年（一〇九四）三月八日（中右記 同日条）である。美濃守については、『魚魯愚鈔』（魚魯愚鈔）は、除目に関する申文や大間書などの資料や『清涼記』・『西宮記』などの除目関係記事を集めた有職故実書。著者は太政大臣洞院公賢）七諸拳受領拳「一拳書様」に「美濃 義綱（略）嘉保二年案也」とあり、嘉保二年であつたことがわかる。この年受領拳を含む除目が行われたのは、『中右記』嘉保二年正月二十八日条に「除目入眼也」とあり、肥後守や陸奥守任命の記事がある。美濃守についての記事は『中右記』にないが、受領拳が行わたるのは正月二十八日であると確定できる。故に、源義綱が美濃守に任命されたのは、嘉保二年正月二十八日の除目であつたこととなる。なお、義綱は、在位中の白河に近侍していたし、娘を白河の皇女郁芳門院に女房として送り込んでいた。しかし、郁芳門院は、永長元年（一〇九六）に死去したため、師通の側近として活躍していた義綱は、師通死去後に、白河に接近するのは困難であった。しかも、その白河には義綱と対立

する義家が近侍していた（元木泰雄①九四頁）。○当國ノ新立ノ庄ヲ倒シケル故ニ事出来テ、山門ノ久往者円応被殺害ケリ。新しい山門領として作られた新立の庄を、義綱が没倒したとする点、〈四・闘・延・長・南・屋・覚・中〉同。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』は、新立の庄没倒の件を記さず、円応殺害の件のみを記す。なお、「久往者」は「久住者」が正しいが、底本以外に〈蓬・静〉も「久往者」と表記する。○同十月廿四日、山門ノ衆徒社寺官等ヲ以テ捧解状、卅余人下洛之由風聞アリ。十月廿四日の日付、〈延〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』同。三千余人下洛の件、〈四・闘・延・長・南・屋・覚・中〉同。『中右記』辰時許、先日吉社神民并諸司之下僧六七人許参洛（嘉保一年十月二十四日条）。『中右記』によれば、下洛したのは日吉社の神民と諸司の下僧六七人余りであった。〈盛〉は「山門ノ衆徒社寺官」、『山門日吉活套記』は「大衆」が三千余人下洛したとするが、ここは、〈延〉「寺官神官ヲ先トシテ、大衆下洛スル由、風聞」（卷一八〇オ）はあつたものの、実際に下洛したのは社司や寺官であつたとあるのが良い。○武士ヲ河原へ被差向テ禦ケレ共、押破テ陣頭ヘ参〈延〉は、「武士ヲ河原へ差遣テ被防」。然ニ寺官等三十余人捧申文、押破テ陣頭へ参上セムトシケルヲ：猶大内へ入ラムトスル間（卷一八〇オ）と、河原周辺での攻防を記す。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』は河原での攻防とする。これに対し、〈四・闘・長・盛〉は、河原の防衛線を破って、陣頭まで押し寄せたとし、〈南・屋・覚・中〉は、河原での攻防を記さず、陣頭へ寄せたとする。『中右記』に「於河原武士等相禦不レ令レ入之間」（嘉保二年十月二十四日条）とあるように、攻防は河原を中心に展開されたと考えられる。○中

宮大夫師忠ガ申状ニ依テ 師忠は、源師房の四男、姉の麗子は、関白師通の母。この後に「御母儀北政所」として登場する。〈尊卑〉（三四九四～四九六頁）、〈補任〉によれば、寛治七年（一〇九三）二月二十二日任中宮大夫。嘉保二年（一〇九五）當時、權大納言兼中宮大夫。なお、師忠の申状によるとする点、〈延〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』同。〈四・闘・長・南・屋・覚・中〉『山王靈驗記』は欠く。○時ノ関白師通（後二條殿） 摂政藤原師実の嫡男。寛治八年（一〇九四）父師実の関白辞任に伴い、三月九日任関白。関白就任後の師通は、堀河天皇と組んで政治の刷新を図った。『今鏡』によれば、師通は「おりゐの帝の門に車立つるやうやはある」（全訳注『今鏡』上一二四五頁）といって、白河院の御所の前で下車しようとせず、院に公然と反抗したという。また、『愚管抄』にも、「後二條殿又事ノホカニ引ハリタル人ニテ、世ノマツリコト、太上天皇ニモ大殿ニモ、イトモ申サデセラル、事モマジリタリケルニヤトゾ申スメル」（旧大系二〇四頁）との逸話も記されている（美川圭四八～五〇頁）。なお、師通は、康和元年（一〇九九）に三十八歳で急死した。それ故、願立話のような説話が喧伝されることとなつたのである。願立話は、山門衆徒の呪詛によるとするのだが、師通の死は白河院の呪詛によるとする伝もある。それは、小野・広沢両流の口伝から編述された『小野類秘鈔』に「仙院以權僧正一範令修給之間、後二條関白薨給云々」（『真言宗全書』三六、真言宗全書刊行会一九三四・12、一八頁）と見える他、『覺禅鈔』『転法輪法』には、「勤修先跡」として、「康和二年八月比、範俊僧止行之。」（有法驗後二條関白薨給云々）とある。この資料を紹介した上川通夫は、後二條師通呪詛という記事が無根拠とは言い切れないとする

(二九〇三〇頁)。なお、師通死後、摂閥家の後退と対照的に白河院の政治的発言力は大幅に伸長し、院が重大事件の最終的な判断に関与する事例が増加していくことになる(元木泰雄②一〇二頁)。○中務丞頼治ト云侍 源頼俊の子、頼風の弟、宇野冠者、中務丞。大和源氏。孫に保元の乱の折、崇徳院方についた宇野七郎親治がいる。○「只法ニ任テ可禦也」ト仰含メラレケレバ 法令に任せて防げとの師通の言葉を記すのは、〈延〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』同、〈四・闘・長・南・屋・覚・中〉『山王靈驗記』欠く。○頼治承テ興有事ニ思、散々ニ禦ク 「興有事ニ思」とする点は、〈盛〉の独自異文。師通の言葉を切っ掛けにして、頼治は山僧に遠慮することなく矢を放ったため、多くの死傷者を出すことになったとする。○疵ヲ蒙ル神民六人、死スル者二人 〈四・闘・長〉は、頼治の郎等八騎が射たとするが、死傷者の数は諸本により様々である。〈闘〉死者一人、負傷者一人。『山王靈驗記』負傷者五人、死者「神人を殺害し侍りし事こそ浅ましけれ」とあり数は不明。『日吉山王利生記』『山王絵詞』は負傷者五人、死者一人。〈延〉は負傷者六人、死者一人。「矢にあたるもの八人、しめるもの二人」(長) 1—八七頁) とする〈四・長・南・屋〉は、矢に当たる者八人で、その内死者は二人と解すれば、〈延〉に同じ。〈覚〉は死者八人、負傷者十余人。〈中〉は負傷者八人、死者四人。『中右記』は「源頼治郎從等已射神民等」、僧三人禰宜一人中レ矢已被^レ疵者」(嘉保二年十月二十四日条)と負傷者のみ記す。『中右記』によれば、死者はないなかつたことになる(〈延全注釈〉卷一一四六〇頁)。なお、「愚管抄」には、「サテホリカハノ院ノ御時、山ノ大衆ウタヘシテ日吉ノ御コシヲフリクダシタリケル。返^クキクハイナリトテ、後二條殿サタシ

テ射チランテ神輿ニヤタチナドシテアリケリ」(旧大系一〇五頁)と、この時神輿が振り出され、矢が射立てられたとするがこれは誤り。『中右記』嘉保二年十月二十三日の記事に神祇官に下された宣旨が転写されているが、それによれば、神輿入洛の風聞があつたことは確かだが、『平家物語』諸本も記すように、神輿はこの後根本中堂に振り上げられる。神輿に矢が立つという事件は、安元三年(一一七七)四月十三日、師高・師經による比叡山末社白山領燒打事件の際の下洛強訴の時が初めてであった(名波弘彰一〇頁)。○禰宜友実力背ニ矢立ケル上八 〈延〉「八王子ノ禰宜友実ニ矢立タリケルコソ」(卷一八〇才)とする他は、諸本不記。『日吉山王利生記』「中にも禰宜が背に箭立などしけることおそろしけれ」(六七一頁)。『山王絵詞』同。『愚管抄』友実トイフ禰宜キズヲカフムリナンドシタリケレバ(旧大系一〇五頁)。前項に引用した『中右記』に「禰宜一人中レ矢已被^レ疵」とあり。他に友実の名は、『台記』久安六年(一一五〇)六月二十五日条「著日吉」、即於大宮玉前奉白妙幣。神主友実申^レ祝」の他、『耀天記』に「希遠—頼永(禰宜惣官)—頼基(権祝)—実永(小比叡神主)—友実(禰宜惣官)」(神道大系 日吉)六三頁)、『日吉神道秘密記』の社務中系図(群書一九三頁)に見える(渡辺晴美八頁)。『日吉社司祝部氏系図』には、実永の息に「第十四禰宜」友実(從四位下)と見えれる(西田長男二七一頁)。名波弘彰は、『日吉社祝部氏系図』や『凡河内宿禰(系図)』をもとに、友実は〈延〉の記す「八王子ノ禰宜」ではなく、大宮の禰宜であったとする(一四頁)。先に引いた『台記』の記事によつてもこの点は確認できる。名波弘彰は、〈延〉が、「八王子ノ禰宜」とする点について、〈延〉の説話は、八王子講という語り

の場に規制されて八王子権現の神威談で覆われていたと考え、後次的な要素と見る（一五頁）。

○神慮誠難測ゾ覚ケル

〈延〉「誠ニ山王神襟イカバカリカ思食ラムトゾ見ケル」（卷一—八〇オ）。（四・闘・長・南・屋・覚・中）欠く。○猶子細ヲ為奏聞トテ、一山ノ僧綱等下洛シケレ共、武士ヲ西坂本へ差遣シテ被禦シカバ、空ク帰登（四・闘・長・南・屋・覚・中）同、延）欠く。その内、〈覚〉は「山門の上綱等」とし、〈南・屋〉は「門徒ノ大衆」が下洛しようとしたが、関白殿（師通）の指図によりこれを拒んだとする。

〈南〉「又門徒ノ大衆子細ヲ奏聞ノ為ト落スト聞ヘシカバ、関白殿、又武士ヲ西坂本へ指遣シテ入ラセズ」（上一一二四～一二五頁）。

『中右記』嘉保二年（一〇九五）十一月二十四日条には、僧二人と禰宜一人が矢に当たって傷を受けたとする記事に続けて、「仍人々參集於殿下御直廬方、有僉議、殘惡僧等走脱、或隱東山路、或入祇園林、衆口噉々不_レ能委記、終日沙汰已入夜陰」とあるのみで、僧綱等が下洛しようとしたが、武士が西坂本に遣わされたため、やむなく帰山したとの記事は見られない。

『日吉山王利生記』等にも見られないが、『山門日吉活套記』に「然而

山門大雷動而一山大衆夥下洛所又數多軍兵西坂本被指向堅禦之間大衆含忿怒帰山（二三九貞）とある。「一山大衆」とする点、〈南・屋〉に近似する。

○同廿五日ニ大衆大講堂ノ庭ニ会合會議シテ云

当該記事から、関白師通発病までの諸本ごとの記事を示せば次のようになる。一番詳細な〈盛〉の記事をもとに示す。

〈盛〉 A二十五日、大衆大講堂の庭で僉議→B名残を惜しみ三山から横川を廻る→C真読の大般若あり（七社の宝前）→D忠胤導師となる（八王子の御前）→E教化の言葉（菜種の竹馬の昔より、…関白

に矢を放て」あり）→F禰宜友実を八王子の拝殿に昇き入れて関白呪詛→G八王子の神殿より鏑矢鳴り出て王城に向かう→Hこれを見て大衆、離山を止める→I七社の神輿を根本中堂に振り上げ、関白を呪詛→J匡房、讒臣国を乱す様を歎く→K関白比叡の大岳崩れ身にかかる夢を見る。東坂本の方より鏑矢来て御殿に立つ→L関白の髮際に悪瘡できる

〈四・闘〉 I（日吉の神輿）→L

〈延〉 I（二十五日、神輿）→F→E→D（八王子）→J→①長曆二年明尊任座主の折の山門強訴（_レ盛前出）→G→②櫛一枝、関白殿の御所に立つ→L

食）I→J（讒臣国を乱す件不記）→①→C（八王子）→D（八王子）→E（菜種の竹馬の昔より、…なし）→③ある人、八王子で通夜の折、兵主大明神の射る矢、関白の御所に立つ夢を見る→②→L

〈南・覚〉 I→C（根本中堂）→D（根本中堂）→E→G→②→L
〔屋〕 I→C（根本中堂）→D（根本中堂）→E（菜種の竹馬の昔より、…なし）→G→②→L

〔中〕 I→C（八王子権現）→D（八王子）→E→G→②→L

〔四・闘〕が、I→Lと最も簡略な形。〈四・闘・延・長・南・屋・覚・中〉は、いざれもIから始める。その場合、〈延・長・中〉では神輿（=御神体）がすでに山上へ動座しているにもかかわらず、東坂本の八王子社で呪咀がなされていることになる。また、〈南・屋・覚〉は呪詛・大般若経真読・忠胤の教化のすべてが、根本中堂で行われたことにならが、その表白の言葉に八王子権現に対する祈誓が含まれるのは、違和感がある（〈覚〉「後」一条の関白殿に、鏑箭一はなちあて給へ、大

八王子権現」。これに對して、〈盛〉は、A二十五日の大講堂の僉議の場面から始め、続いてB離山を覺悟した大衆は、三山を始め横川を廻り、C東坂本に下り、七社の宝前で一般若を読み、さらにD八王子の御前で忠胤を導師としてE説法、F爾宜友実を八王子の拝殿に昇き入れて閑白を呪詛した結果、G八王子の神殿より鏑矢が王城に飛ぶのをH大衆は見て離山を止め、I七社の神輿を根本中堂に振り上げ、閑白を呪詛したとする。このように、〈盛〉のみが、ABHKの記事を挿み込み、Iに至るまでに相当の日数を要する形で、閑白呪詛への必死の覺悟とその行動を書くのは、後出形態と考えられよう。神輿を振り上げたという記事と、八王子権現に祈誓するという記事とを並存させようとするために、これらの違いが生じているのだろう。なお、『日吉山王利生記』以下は、次のとおり。

『日吉山王利生記』『山王絵詞』I→F→E→J→①→L
 『山王靈驗記』は当該部分虫食いが多く不明だが、I→E→①→Lか。
 また、日吉関係資料の中で最も古い形を留めると指摘される『日吉山王利生記』が〈延〉に近い記事配列を有している点、一般的には『山王靈驗記』と『山王絵詞』が近いとされているにもかかわらず、この関係記事では『日吉山王利生記』と『山王絵詞』が近い関係にある点に注目する必要がある。〈延〉「同廿五日神輿ヲ中堂へ振上奉り、祢宜ヲバ八王子ノ拝殿ニ昇入テ、靜信、定學二人ヲ以テ閑白殿ヲ呪咀シ奉ル」(卷一八〇オ～八〇ウ)、『日吉山王利生記』「同廿五日神輿を中堂にあげ奉。祢宜をば八王子の拝殿に入て、閑白殿を呪咀しけり。則以静信定額為導師」(六七二頁)と、導師の名前を含め両本はほぼ同文。〈四評釈〉佐伯考察は、武久堅、渡辺晴美の検討を受けて、〈延〉

の『日吉山王利生記』撰取について「師通を呪う祈祷の場面で『利生記』の言う「静信定額」「定額」は僧の官位)を、〈延〉が「静信定學一人」と誤ることからも明らかである……〈延・長・盛〉の『利生記』との直接関係が各々異なった部分に見出だされることは、一応これらが各々別個に『利生記』に拠ったことによると見るのが穩當だろうが、可能性のみを言えば、依拠資料が果たして現存『利生記』そのままであつたかどうかも疑えなくはない」(三十七四頁)と指摘する。

○我山ハ是日本無双ノ靈地、國家守護ノ道場也 〈盛〉では、同文記事が、澄憲の言葉(一五一五〇～一五一頁)や、祐慶の言葉(一三〇三頁)の中にも見られる。〈屋〉では、後者の記事は、「当山ハ日本無双ノ靈地鎮護國家之道場」(一〇八頁)と記される。「我山」は、我々が住むこの山はの意ではなく、比叡山の異称として用いられる(水原)。また、山本真吾は、〈延〉に用いられる比叡山の呼称を次の四類に分類した。〔A類〕「我」字を構成要素に持つもの……「我山」・「我タツ杣」、〔B類〕「叡」字を構成要素に持つもの……「比叡山」・「叡山」・「叡岳」、〔C類〕「叡」字を構成要素に持つもの……「四明山」、〔D類〕「台」字を構成要素に持つもの……「天台山」。その内、A類は、總て会話文において天台山門の僧が自宗を言うのに用いているとする(一〇三四～一〇三九頁)。○而子細奏聞ノ使ヲバ被追返 先の記事、「猶子細ヲ為奏聞トテ、一山ノ僧綱等下洛シケレ共、武士ヲ西坂本へ差遣シテ被禦シカバ、空ク帰登」を指す。○各有縁ノ方へ赴ベシ 根本中堂や講堂以下の諸堂や、大宮・二宮以下の諸社を焼き尽くして、皆それぞれ仏菩薩の機縁のある方へ向かおうと言つての意か。〈盛〉「末代ノ作法ニヤ、惡者ハ強善人ハ弱ナリテ、行

ヒ人ハ強シテ、智者ノ謀モ不及シテ、有縁ノ方ニ行別テ、人ナキ山ニ

成ニケリ」(2—八頁)。

○三山ノ參詣 「三山」は、東塔・西塔・

横川の「三塔」の意だろう。〈長〉「一には、東坂もとより西坂もとへくはいらうをたてゝ、山そうちが三の山の参けいの時、霜雪雨露をし

のがんがためなり」(1—八九頁)。『慈鎮和尚自歌合』一八七「みつ

の山にちりしく法の花みればわがちからぞとしたひきにけり」。

○横川ノ御廟 元三大師御廟。「四季講堂の北、香芳尾にあり、東塔東

谷の天梯権現峰・横川飯至谷の慈忍和尚靈廟と共に、比叡山三天魔所

の一つに数えられている。淨土院にある伝教大師の廟墓を御廟といふ

のに対し、慈恵大師のそれは、御廟と読み違えて両者を区別してい

る」(武覚超、一五〇頁)。

○角テ三千衆徒 東坂本ニ下、七社ノ宝

前ニシテ、信説ノ大般若アリ 「同廿五日ニ大衆大講堂ノ庭ニ会合僉

議シテ云」項で指摘したように、大般若の読誦が行なわれた場所につ

いては諸本で異同がある。〈長〉は八王子、〈南・屋・覚〉は根本中堂

前どし、〈四・闕・延〉は読誦については記さない。〈盛〉は七社すべ

てで読誦を行った際、特に八王子で友実を拝殿に担ぎ入れ呪詛があつたとする。また、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』は大

般若読誦を記さない。

○八王子ノ御前ニテ、仲胤法印イマダ供奉

ニテ御座ケルガ 八王子でのこととする点、〈延・長・中〉同、〈南・

屋・覚〉は、根本中堂でのこととする。〈覚〉「山門には、御裁断遅々

のあひだ、七社の神輿を根本中堂に振りあげ奉り、其御前にて、信説

の大般若を七日よぶで、閻白殿を呪詛し奉る。結願の導師には、仲胤

法印、其比はいまだ仲胤供奉と申しが」(上—五二頁)。

「同廿五日ニ

大衆」の項で指摘した、〈延・長・中〉のような問題を解消するため

の操作か。〈四・闕〉も呪詛が根本中堂で行なわれたように読める。

八王子で呪詛する設定が形成された一方で、櫛宜友実が登場せず、さ

らに神輿を根本中堂に振り上げたとなると、そのまま根本中堂で呪詛

を行なう方が自然な展開とされたのだろう。仲胤は、生没年未詳。

權中納言藤原季仲の子。母は賀茂神主成助女(尊卑)二一六頁)。

『台記』「法皇法華十講、朝座講師權律師忠胤、說法優美満座感嘆、多

落涙之人」(久安四年六月十九日条)、『兵範記』「殿ト知足院御仏事、

御導師權律師仲胤、說法之終頭上下流涙、仲胤堪能得而不可稱者歟」

(久寿二年八月十五日条)。仲胤は、単に能説というより、秀句のこと

ば遊びのワザによって(高座から樂屋裏まで)一座の興を成就する、

飄逸にして不羈な、嗚呼なるヲカシを体現する人物であった(阿部泰

郎三〇頁)。なお、『平家物語研究事典』では、この時「仲胤が導師を

勤めたか明白でない。説法の名手をもって仮託されたのではなかろうか」(大曾根章介執筆三七三頁)とするように、仲胤の活躍期は、『中

右記』長治元年(一一〇四)五月二十二日条に、最勝講結願日の夕

座の問者に「延暦寺忠胤、初參」として見える以降のことで、嘉保二

年(一一〇九五)の時点では、仲胤は年若く事美譚とは考えにくい(『日

本伝奇伝説大事典』松本寧至執筆五九七頁)。

○教化ノ詞ニ云、「菜種ノ竹馬ノ昔ヨリ…」「教化ノ詞」、〈中〉『日吉山王利生記』同、〈延〉

「教化」をミセケチとし、「啓白詞」(南)「啓白ノ詞」(上—二五頁)、

「屋・覚」「表白の詞」(覚)上—五二頁)。秀句を読んだのは、〈延〉「静

信、定学一人」(卷一—八〇ウ)、『日吉山王利生記』「静信定額」(六八〇

頁)、仲胤とするのが、〈長・盛・南・屋・覚・中〉。なお、〈延〉では、

呪詛を行なったのを「静信、定学一人」としながら、「其啓白詞」の「申

上ノ導師」として「忠胤」の名を挙げており、文脈に混乱が見られる。

静信は、〈延全注釈〉(卷一四六一～四六二頁)が記すように、『水左記』承暦元年(一〇七七)十一月廿一日条で阿闍梨に任せられたとされ、『永昌記』嘉承元年(一一〇六)九月一日条で大威德護摩法を百日間行つたとされる人物に該当しよう。それを、〈長・盛・南・屋・覚・中〉は、秀句の読み手としてふさわしい仲胤に差し替えたと考えられる。現存の〈延〉は、応永までの間に仲胤とする諸本の言説を取り込んだために混乱が生じたか。なお「菜種ノ竹馬」(延)「菁種ノ二葉」(竹馬)をミセケチにして「二葉」(卷一八〇ウ)、「長」「けしの竹馬」(一八八頁)、「南・覚・中」「なたねの二葉」(覚)上一五二頁)。『日吉山王利生記』「なたねのちく葉」(六七一頁)、『山王靈驗記』「菜種の二葉」(一〇二頁)。〈盛〉異本の内、〈近〉「なたねのふたは」(延)のミセケチ部については、櫻井陽子が指摘するように、〈覚〉本文により訂正されたものであり、〈長・盛〉や『日吉山王利生記』の「竹馬」が本来の姿を留めていると考えられよう(一八一～九頁)。〈校注盛〉が、「竹馬の竹と鏑矢と縁語になり」(一一二六頁)と指摘するように、「竹馬」の方が、秀句としての趣をより一層發揮することになろう。

○生立タル友実ト知ナガラ 〈延・長・南・覚〉は、幼い頃より我々を養い育てて下さった神に呼びかける形。〈延〉「オ、シ立タマフ七ノ社ノ神達、左右シカノ耳フリ立テ聞給ヘ」(卷一八〇ウ)。これに対して、〈盛〉の場合は、幼い頃より養い育てた友実と知りながらという、特異な形。〈延〉と同様、友実を拝殿に担ぎ入れての呪詛のため、「菜種ノ竹馬ノ昔ヨリ、生立タル」が友実を修飾していると解釈しているのだろう。

○蒸物ニ合テ腰絡シ給殿ニ 抵抗できない者に対する威

嚇を加える意。本全釈八の注解「ムシ物ニアヒテ、腰ガラミ」(八一～八二頁)参照。「殿」は、後一条閥白殿師通を指す。なお、〈校注盛〉

は、「蒸物は蕪を材料とするから、鏑矢、菜種と縁語となるか」(一一二六頁)と秀句たるその理由の一端を示す。 ○鏑矢一放給ヘ。大

八王子權現 小峯和明によれば、一連の御輿振りの話題に登場するのは八王子と十禪師・客人宮が中心で、特に八王子はその神体山と神輿との同定から重視され、呪詛の神として機能し、物語は八王子の法華講の由来譚にもなっているとする(八王子講の由来という点では、〈集成〉(上一九八頁)に指摘あり)。さらに鎌倉後期の『延暦寺護國縁起』

上巻七では、建保六年(一二一八)の強訴事件がもとで時の八条左府

良輔と右大臣実朝が八王子の祟りで天折したとされる。実朝の場合は八王子の内陣から唐童子が出現、東方に向かって矢を放ち、右手の指を折り阿弥陀を二度唱えて神殿に入つたという(八三頁)。 ○其上

櫛宜友実ヲ八王子ノ拝殿ニ昇入テ… 〈延〉『日吉山王利生記』同。〈延〉は、「八王子ノ櫛宜友実」(卷一八〇オ)とするが、〈盛〉の場合も、友実を八王子の拝殿に昇き入れてているように、八王子の櫛宜と解しているのである。 ○王城ヲ指テ鳴行トゾ諸人ノ耳ニ聞エケル 人の耳に鏑矢の飛ぶ音が聞こえたとするのが、〈盛・南・中〉。人の夢に見えたとするのが〈延・屋・覚〉(屋は大衆の夢に見えたとする)。〈長〉

は、ある人が、八王子で通夜の折、兵主大明神の射る矢が、閔白の御所に立つ夢を見たとする。 ○係ケレバ、大衆ハ「神明モ力ヲ合給ニコソ」トテ、離山ヲ止テ 〈盛〉の独自異文。八王子の神殿より、鏑矢が鳴り響いて王城を指して飛んでいくのを聞いて、大衆は、神明の所願成就を確信し、離山を止めたとする。 ○七社ノ神輿ヲ莊奉テ、

根本中堂ニ振上奉り 「七社ノ神輿」、〔南・屋・覺・中〕同、〔延〕「神輿」(卷一—八〇〇)、〔長〕「日よしの神よ」(一一八七頁)。この時の神輿の数は不明。御輿振りではまず八王子・客人・十禪師の三基の神輿が根本中堂まで動座し、残りの大宮・聖真子・二宮・三宮の神輿は、その後少し時間をおいて動座するのが通例となっていた。下坂守①によれば、嘉保二年(一〇九五)から元弘元年(一三三一)まで二三〇年間余りの間に実施された三十回に及ぶ御輿振りによれば、根本中堂に三基の神輿が動座した時点で衆徒の要求が叶えられ嘆訴が終了する場合が少なくなく、京都への御輿振りも時として三基だけで実施され

【引用研究文献】

- * 阿部泰郎「唱導—唱導説話考」(説話の講座3『説話の場—唱導・注釈』) 勉誠社一九九三・2
- * 上川通夫「中世聖教史料論の試み」(史林七九—三、一九九六・5。『日本中世仏教史料論』吉川弘文館一〇〇八・2再録。引用は後者による)
- * 小峯和明「山王信仰と文芸」(国文学解釈と鑑賞一九九三・3)
- * 櫻井陽子「延慶本平家物語(応永書写本)の本文改編についての一考察—願立説話より」(国語と国文学一〇〇一・2)
- * 佐藤眞人「再び山王七社の成立について」(大倉山論集三、一九八八・3)
- * 下坂守①『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』(吉川弘文館一〇一一・5)
- * 下坂守②「堅田大責と坂本の馬借」(中世社会と一向一揆) 吉川弘文館一九八八・2。『中世寺院社会と民衆—衆徒と馬借・神人・河原者』思文閣出版一〇一四・11再録。引用は後者による)
- * 武覚超『比叡山三塔諸堂沿革史』(叡山学院一九九三・3)
- * 武久堅「願立」説話の展開—延慶本平家物語と「日吉山王利生記」(日本文芸研究三四一三、一九七六・3。『平家物語成立過程考』桜風社一九八六・10所収)
- * 名波弘彰「師通願立説話と日吉神社」(寺小屋語学・文化研究所論叢三、一九八四・12)
- * 西田長男「日吉社司祝部氏系図」の新出古写本(『日本神道史研究九 神社編下』) 講談社一九七八・10)
- * 美川圭『白河法皇 中世をひらいた帝王』(日本放送出版協会一〇〇三・6)

ていたことが知られるとする(五〇一〇頁)。なお、佐藤眞人は、天仁元年(一一〇八)にはまだ七社体制は完成していかなかった可能性が高い(先述)『耀天記』にあるように「十禪師は天仁二年(一一〇九)四月、三宮は承久三年(一一一五)四月二十一日に神輿が造進されたと考えられる』(一七四頁)と指摘する。○神輿ノ御動座是ゾ始也ケル 嘉保二年の御輿振りは、神輿動座の初例であった。(四・闕・長・中)同、〔延・南・屋・覺〕『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』欠く。

*水原一「『わが山』考」（解釈三一一、一九五七・二）

*元木泰雄①「河内源氏 賴朝を生んだ武士本流」（中央公論新社一〇一・九）

*元木泰雄②「治天の君の成立」（院政期政治史研究）思文閣出版一九九六・2

*山本真吾「平家物語に於ける日本漢詩文の影響について—「比叡山」の呼称をめぐって—」（『古代語の構造と展開』和泉書院一九九二・1。『平安鎌倉時代に於ける表白・願文の文体の研究』汲古書院一〇〇六・1再録。引用は後者による）

*渡辺晴美「平家物語卷一「願立」説話の構造について」（国語国文研究八六、一九八一・7）

權中納言¹匡房ハ、和漢ノ才幹世ニユルサレ、廉直ノ²政理ニ私ナキ人也。此事大ニ歎申給へり。「師忠、³悪様ニ⁴執申サズハ、閔白御憤アランヤ。閔白賴治ニ下知シ給ハズハ、神明御恥ニ及給フベシヤ。讒臣⁵乱⁶國トイヘリ。為⁷世為⁸人、⁹衰亡國ノ基カナ」トゾ宣ケル。去程ニ閔白殿御夢御覽ジケルコソ恐シケレ。比叡大岳頽割¹⁰テ御身ニ係ル¹¹ト覚エ、打驚給テ浅増ト思召¹²処ニ、又ウツ、ニ¹³東坂本ノ方ヨリ鏑矢ノ鳴来テ、御殿ノモ現モ、山王ノ御崇恐ロシク被¹⁴恩召¹⁵ケル程ニ、¹⁶御髮際ニ¹⁷惡瘡出来サセ給ヘリト披露アリ。牛馬巷ニ馳達¹⁸、¹⁹輿車門前ニ多シ。

【校異】1 〈近〉「きやうはうは」〔蓬・静〕「匡房は」。2 〈近〉「まつりことに」。〈蓬〉「ニ」なし。3 〈近〉「あしきさまに」、〈蓬・静〉「あしきさまに」。4 〈蓬・静〉「取申さすは」。5 〈近〉「くにをみたすと」、〈蓬〉「國を乱と」、〈静〉「亂²⁰國と」。6 〈静〉「處」。7 〈近〉「ひんかしさかもとのかたより」、〈蓬・静〉「ノ方」なし。なお、〈蓬〉「ひかし坂本より」、〈静〉「ひかし坂本より」。8 〈近〉「せいじを」、〈蓬〉「青侍を」。9 〈近〉「あをさかき」、〈蓬〉「青榦²¹」、〈静〉「あを榦」。10 〈近〉「ひかし坂本より」、〈蓬・静〉「御髮²²きはに」。11 〈近〉「あしきかさ」、〈蓬・静〉「あしき瘡」。12 〈近〉「しきるま」、〈蓬〉「輿車」。

【注解】○權中納言匡房ハ、和漢ノ才幹世ニユルサレ、廉直ノ政理ニ

私ナキ人也 匡房が、今回の件を聞き批判したとするのは、〈延・長〉

同。但し、「江中納言匡房申サレケルハ、『師忠ガ申状、甚ダ神明ノ恥辱ニ及ブ。哀レ、亡國ノ基哉』（延）卷一一八〇ウ。〈長〉傍線部を欠ク」として、次に〈盛〉では先に引く長曆年中に閔白賴通の推挙により、三井寺の明尊が天台座主に補せられた折の山門騒動を引き、その折にも「様々ニ御オコタリヲ申サセ給シゾカシ。サレバ此事イカゞ

アランズラム」と、匡房は「疑申サレケリ」とする。『江納言暮年詩記』「予四歳始讀書。八歳通『史漢』。十一賦詩。世謂之神童」（国

史大系『朝野群載』六三頁）。こうした大江匡房の一連の事蹟については、小峯和明の「大江匡房論」に詳しい。『日吉山王利生記』「其時權中納言匡房とて、和漢才名世にゆるされ、廉直の政理共にはぢざりける人申けるは」（六七一頁。『山王絵詞』同）。「廉直ノ政理ニ私ナキ人也」とは、心正しく政治を執行するに私心なくの意。○師忠悪様

ニ執申サズハ、関白御憤アランヤ。関白頼治ニ下知シ給ハズハ、神明御恥ニ及給フベシヤ。讒臣乱國トイヘリ。為世為人、哀^ト國ノ基カナ
 〈延・長〉の当該本文、前項注解参照。『日吉山王利生記』は〈延〉に近似。「師忠卿あしさまに申なすは、神明の恥辱に及べしや。あはれ□國の基かな」(六七一頁)。なお『日吉山王利生記』には、この後、師通逝去後に、「師忠奸邪の詞をのべずば、かゝる大事やはいでくべき。讒臣在中主之蠹也。奸人在國□之殘也」と云はことはりかな」(六七三頁)。傍線部、『山王絵詞』は、「奸臣在朝國之殘也」四四二頁と類似の句が見られる。遠藤光正によれば、この句の出典は、『史記』の「奸臣在朝、國之殘也。讒臣在中、主之蠹也」か、『帝範』「讒佞之徒國之蠹賊也」かとする(一六貞)。『史記』の場合、「姦臣が朝廷にいるのは、國の害であり、讒臣が宮中にいるのは、君主の禍である」の意であり、『史記』卷四十三趙世家の句。遠藤も指摘するように『管蠡抄』第一・怕讒佞にも引かれている。『典範』の句と比べ、『史記』の句がより酷似しており、また『史記』の方がはるかに影響力の大きな書であることから考へると、『史記』が出典と考えて良いかと思われる。こうした匡房の言説について、源健一郎は「山門の立場に寄り添いながらも、山門と王(院)との関係を対立から融和へと導くために働くものと言えよう。注意すべきは、こうした〈匡房〉のあり方が、山門の縁起的歴史叙述にも見いだされることである」(一八貞)、「中世山門が、地主神日吉山王の靈験を説くために編纂した縁起的歴史叙述のなかに、〈匡房〉は呼び出され、王法仏法のあるべき姿を説くのである」(一九貞)と指摘する。なお、『山家要略記』『日吉山王秘伝記』など資料の日吉関係記事に、康和元年正月十一日記とされる「匡房奉勅撰神祇宣令文」

が引かれるのも、日吉側が匡房という権威をひとつの大拠所としていることをうかがわせる。○去程ニ関白殿御夢御覽ジケルコソ恐シケレ^ト：「シデノ付タル青神一本立タリケルコソ不思議ナレ」まで、(四・闘・延・長・南・屋・覚・中)なし。〈延〉「八王子ノ御殿ヨリ鏑矢ノ声出テ、王城ヲサシテ鳴リテ行トゾ人ノ夢ニハ見タリケル」(卷一一八一オ)とし、朝に格子を上げると「只今山ヨリ取テ來タル様ニ露ニヌレタル檻一枝立タリケルコソオソロシケレ」などとする。八王子より鏑矢が飛ぶことが、「人ノ夢」であつたり「大衆ノ耳ニハ聞ヘケル」(八南)といった形で知られる。他方、日吉の靈験記類では『日吉山王利生記』「かゝらんとの御夢には、叡山の方よりかぶら箭のなりて、御身にかゝるとぞ御覽じたりける。さてしてのつきたる神一本ぞ、うつゝに寝殿の妻戸に立たりける。いと不思議なりけり」(六七一頁)。傍線部、『山王絵詞』「狐戸」、「山王靈験記」「叡山の方より鏑矢鳴りて、御身に祟れると、御夢に御覽せられける。」四手付きたる神、寝殿の狐戸に立ちたりけり」(一〇二頁)となっている。〈盛〉は他の平家物語諸本と異なり、鏑矢の飛来を師通の夢としていることが、『日吉山利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』と類似している。箭の出所も、^トする。日吉社(八王子社)の方から飛んできたとするのである。これについても『日吉山王利生記』が「叡山の方より」とするように、師通にはその出所が特定できていないことになる。あるいは、次々節で見るよう、この後、師通の母が日吉社に参籠し、十禪師で託宣を得る展開となるため、ここで八王子に特定することを避けているか。^ト「狐戸」は、「格子の裏に板を張った戸。主に建物の屋根の妻に取り付

けて飾りとする」(『古語大鑑』)。「比叡大岳」は、比叡山の最高峰大比叡のこと。○御髪際ニ惡瘡出来サセ給ヘリト披露アリ 〈四・鬪・

延・南・屋・覺・中〉は、重病を受けたとするのに對し、〈長〉「ひだ

りの御かほさきに、御かぶれ出て」(一八九貞)、『日吉山王利生記』

『山王絵詞』『山王靈驗記』「中二年ありける承徳三年六月廿一日、閔

白殿のかみぎわにあしき瘡いでさせ給たりとてのゝしりあへり」(『日

吉山王利生記』六七一頁。なお『山王靈驗記』は、傍線部承徳二年)。

『平家物語』では、直後の発病として読めるのに対し、『日吉山王利生記』等では、嘉保二年(一〇九五)から四年後の承徳三年(一〇九九)

に発病したとする。呪咀から師通発病・死去までの期間の問題は、師

【引用研究文献】

*遠藤光正「源平盛衰記」に引用の漢籍の典拠(一)(大東文化大学東洋研究七七、一九八六・1)

*小峯和明「大江匡房論」(院政期文学論)笠間書院(一〇〇六・1)

*源健一郎「聖地復興と〈匡房〉の言説—熊野における花山院伝承の背景として—」(日本文学一〇〇八・7)

父ノ大殿、¹御母儀北政所ノ御歎²不斜、カタゞ御祈始ラル。³一探手半ノ⁴薬師如来像、⁵延命菩薩像各一体、又⁶等身薬師⁷一体、造立供養アリ。⁸日吉社ニシテ千僧供養アリ。又⁹同社壇ニテ十箇日ノ¹⁰千座千僧ノ仁王講被¹¹行。又一切經并金泥ノ¹²法華經書写供養アリ。澄禪法印ヲ以テ被¹³啓白¹⁴。又根本中堂ニシテ、藥師経転説アリ。其外諸寺諸社ニ¹⁵シテ、貴僧高僧ニ仰テ¹⁶様々御祈有ケル上ニ、¹⁷驛馬¹⁸・驛駒¹⁹ノ類、²⁰金銀幣帛ノ貢り、神社仏寺ニ²¹被²²送進²³ケレ共、²⁴御心地イヨ²⁵重クナラセ給ケレバ、又丈六ノ藥師七躯、阿弥陀如來一体造立アリ。除病延命ノ御祈ハ、御志²⁶ヲ²⁷尽シ御座ケレ共、更ニ御驗ナシ。父²⁸京極ノ大殿、²⁹憑ナキ御有様ヲ御質ジテ、一紙ノ願書ヲアソバシテ、日吉社ニテ可³⁰被³¹啓白³²之³³由³⁴仰テ、天台座主³⁵被³⁶送進³⁷。其願書ニ云、「日吉社ニ臨時ノ祭ヲ³⁸居、³⁹百番ノ御子ノ渡物、⁴⁰百番ノ一物、⁴¹百番ノ流鏑馬、⁴²百番ノ競馬、⁴³百番ノ相撲、⁴⁴廊ノ御神樂、⁴⁵三千人ノ衆徒⁴⁶ニ、⁴⁷毎年ノ冬衣食ノ一事⁴⁸十箇年連テ⁴⁹可⁵⁰送⁵¹ト也。サレ共イヨ⁵²重ラセ給ケレバ、御母儀北政所忍テ御參社有テ、七箇日御參籠アリ。⁵³三ノ御願ヲ立給ヘリ。是ヲバ人知ザリケリ。出羽ノ羽黒ヨリ上タル身吉ト云童御子⁵⁴有テ⁵⁵死入ケリ。「何者ゾ、門外へ昇出セ」ト云ケルニ、「事ノ⁵⁶様ヲ見ヨ」ト

通が発病後に母である北政所の祈願によって一時的に延命が認められて回復、数年後に再度発病・死去したとする(延・盛・南・屋・覺・中)の構成と密接に関わる。『日吉山王利生記』(のよくなテキスト)から平家物語へという方向性を認めるのであれば、平家物語諸本は、呪咀から発病までの三年間という不自然さを解消するために、直後の発病、北政所の祈願による一時的な平癒・延命、再発・死去という展開を設定したのであろう。同時に、この展開は、北政所の祈願の功德を延命とするか死後の救済(師通が死後に盤石の下で苦吟するとい逸話)とするかという問題とも関連する。これについては後述。

テ 大庭二昇居テ守レ之。ヤ、⁴⁵在テ⁴⁶走出テ舞^{かなづ}。

【校異】 1 〈近〉「御ぼぎきたのまんところの御なげき」、〈蓬〉「御母儀北政所御歎」、〈静〉「御母儀北政所御歎」。^{フンホキノキタノマントコロフンナケキ} 2 〈近〉「なのめならす」、〈蓬〉^{ナケキ}「斜ならす」、〈静〉「斜ならす」。3 〈静〉「一探手半の」。^{イケソシハーハンノ} 4 〈近〉「やくしによらいのざう」、〈蓬〉「薬師如来の像」、〈静〉「やくし如来の像」。^{ザウ} 5 〈近〉「ゑんみやうばさつのざう」、〈蓬〉「延命菩薩の像」、〈静〉「延命菩薩の像」。^{エンメイボサツ} 6 〈近〉「とうしんの」、〈蓬〉「等身の」、〈静〉「等身」。^{トウシン} 7 〈近〉「一だい」。8 〈近〉「ひよしのやしろにして」、〈蓬〉「日吉社にして」。^{ヒヨウジヤシテ} 9 〈近〉「おなしき」、〈蓬・静〉「おなし」。^{オナシ} 10 〈近〉「千座せんぞうの」。^{チサツ} 11 〈近〉「ほつけきやう」、〈蓬〉「法花経」。^{ホケキヤウ} 12 〈近〉「シテ」なし。^{キタカウ} 13 〈近〉「貴僧高僧ニ」なし。^{キタカウ} 14 〈近〉「やうくの」、〈蓬・静〉「さまく」。^{クワ} 15 〈静〉「驛」字に左訓「カケ」、〈駢〉字に左訓「クリケ」。^{リヲ} 16 〈静〉「驛」字に左訓「アヲサキ」、「駢」字に左訓「カハラケ」あり。^{アヲサキ} 17 〈蓬〉「金銀幣帛の」。^{キンギンヘイビツ} 18 〈近〉「をくりまいらせらるれとも」、〈蓬〉「をくり進せられとも」、〈静〉「をくり進せられとも」。^{マツバ} 19 〈近〉「御こゝろ」。^{ココロ} 20 〈近〉「ゑんめの」とし、「め」の後に補入符あり。右に「い」を傍記。^{ヨク} 21 〈近〉「つくしおはしましけれとも」、〈蓬〉「つくし御座けれとも」。^{ツクシ} 22 〈静〉「京極大殿」。^{ヨコト} 23 〈静〉「頬なき」。^{マツバ} 24 〈近〉「けいびやくせらるへきの」、〈蓬〉「啓白せらるへきと」、〈静〉「啓白せらるへきの」。^{マツバ} 25 〈蓬・静〉「由」なし。^{マツバ} 26 〈近〉「おほせられて」、〈蓬〉「仰て」。^{アゲ} 27 〈近〉「をくりしんせらる」、〈蓬〉「をくり進せらる」。^{マツバ} 28 〈近〉「すく」、〈蓬〉「居て」、〈静〉「居て」。^{スル} 29 〈近〉「百姓のしのわたりもの」、〈蓬〉「百姓御子渡物」、〈静〉「百姓御子渡物」。^{スル} 30 〈蓬〉「百番物」。^{ハンドゾウモノ} 31 〈蓬〉「流鏑馬」。^{ヤフサマ} 32 〈蓬〉「百番競馬」。^{ハンドケイハ} 33 〈近〉「百はんのすまふ」、〈蓬〉「百番相撲」、〈静〉「百番相撲」。^{ハンドスムライ} 34 〈近〉「ひさしの」、〈蓬・静〉「廊」。^{ラウ} 35 〈蓬〉「三千人衆徒」。^{サンジン} 36 〈蓬〉「三」なし。^{サン} 37 〈近〉「まいねんの」、〈蓬〉「毎年の」。^{マツボン} 38 〈近〉「ふゆいしょくの二事」、〈蓬〉「冬衣食」二事、〈静〉「冬衣食」二事。^{フヨウイショク} 39 〈蓬〉「十箇年」。^{サンジン} 40 〈近〉「をくるへしとなり」、〈蓬〉「送るへきと也」、〈静〉「をくるへきと也」。^{シハラク} 41 〈近〉「三つの」。^{サンノ} 42 〈近〉「しはし」、〈蓬・静〉「暫」。^{シハラク} 43 〈近〉「あつて」、〈蓬・静〉「ありて」。^{シハラク} 44 〈近〉「しにいりけり」、〈蓬〉「死入にけり」。^{シニイリ} 45 〈近〉「死入にけり」。^{シニイリ} 46 〈近〉「やうを」、〈蓬〉「様を」。^{ヤウ} 47 〈近〉「あて」、〈蓬〉「ありて」、〈静〉「有て」。^{ヨウ} 48 〈蓬〉「走立て」、〈静〉「走立て」。^{ハシリタチ}

【注解】 ○父ノ大殿、御母儀北政所ノ御歎 大殿は父の師実。〈盛〉では、①祈祷を始め、様々な供養あり（父師実・母北政所）、②天台座主へ願書を送る（父師実）、③日吉社へ参籠し誓願する（母北政所）と展開する。このうち②願書を送ったとするのは〈盛〉のみ。〈闘〉は祈祷記事を欠き、〈屋〉は極めて簡略。〈四〉は①②なく、③（父師実・母北政所）と読める。〈中〉は①（主格なし）と③（母北政所）、〈延・覚〉は、①②③が合体した形で、母北政所が参籠して、①②に籠したと明示されない。『山王靈験記』は供養の内容が簡略）。 ○一

「**揃手半ノ薬師如来像、延命菩薩像各一体、又等身薬師一体、造立供養アリ**」**〈闕・屋〉『山王靈験記』不記、〈四・長・南〉も、③しか記さないため、同様に不記。**「**延・覺**」「**一揃手半ノ薬師百駄、等身ノ薬師一駄、并釈迦阿弥陀ノ像、各造立供養セラレケリ**」(延)卷一一八一ウ、「**中**」「**とうしんのやくしのざう七たい、一ちやくしゅはんのやくしのざう百たい、一ちやくしゅはんのざう、をの百たい、ざうりうくやうしてまつらる**」(上一五五~五六頁)。

『日吉山王利生記』「**同廿三日一揃手半薬師如來像、延命菩薩像各一百駄、又等身の薬師一駄をぞつくり供養せられける**」(六七一頁)。『山王絵詞』同)。〈盛〉の「各一体」は、『日吉山王利生記』等に見るよう、「各一百駄」の誤りだろ。 ○日吉社ニシテ千僧供養アリ: 又根本中堂ニシテ、薬師經転読アリ 『日吉山王利生記』「又日吉にして千僧供養あり。廿六日よりは同社壇にて、十ヶ日の間、千僧の仁王講をおこなはる。同日より一切經并金泥法華經を供養せらる。御導師は澄禪僧都也。又廿七日よりは、中堂にして千僧の薬師經転読あり」(六七一六七二頁)。『山王絵詞』同)。『日吉山王利生記』『山王絵詞』は、先に六月二十三日には造立供養をし、当該記事でも、二十六日に十日間にわたる千僧の仁王講と一切經と金泥法華經供養、二十七日からは根本中堂での薬師經転読と言うように、日付を記す。『日吉山王利生記』『山王絵詞』が克明に日付を記すのは、師通の発病まですでに年月が経っているという設定であり、この後早くも六月二十八日に、師通が死去したと記すことと関わろう(次節注解参照)。一方、〈盛〉では、父や母の懸命の祈願により、この後三年の猶予が与えられ、日吉神の怒りも一旦は収束することとなり、日付表記は特に必要とはされてい

ないと考えられる。三年の延命について記すのは他に〈延・南・屋・覺・中〉。〈校注盛〉は、澄禪について、〈尊鬼〉(4~6九頁)を引き、菅原在氏の子、道明寺別當と呼ばれた人物を同一人物とするが、世代的に合わない。『中右記』長承元年(一一三三)二月二十八日条の法成寺両塔供養の折に、「錫杖廿人〈頭澄禪、実真〉なる人物が見えるが、当該人物かは不明。 ○驛驥・驛駒ノ類、金銀幣昂ノ貰リ、神社佛寺ニ被送進ケレ共、御心地イヨク重クナラセ給ケレバ、又丈六ノ薬師七駄、阿弥陀如來一体造立アリ 近似本文『日吉山王利生記』にあり。「然而廿八日の夜半より御心地いよくおもく成せ給ければ、驛驥驛駒の類、金銀幣昂の□、諸社におくられけり。あまさへ「紙の願書をあそばされて、天台座主仁貞僧正にぞたてまつられける。重又丈六薬師七駄、阿弥陀如來一駄つくり始られけり」(六七二頁)。『山王絵詞』同。虫食い部、『山王絵詞』「費」「仁貞僧正」欠く)。傍線部については、〈盛〉は後出する。〈驛驥・驛駒ノ類〉とは、良馬の類の意。驛驥・驛駒は、名馬の名。いずれも周の穆王の八頭の駿馬のうちの一頭。周の穆王が天下を周遊した際に馬車を引かせたことで知られる。驛駒は、驛耳・綠耳とも。「驛驥・驛驥・纖離・驛駒、古之良馬也。」(古今事文類聚)後集卷三十八毛蟲部馬、に引く荀子)「王大悦。不恤国事、不樂臣妾、肆意遠游。命駕八駿之乘、右服驛驥而左綠耳、右驥赤驥而左白駆」(列子・周穆王第三)。『明衡往来』「其衣則斉紝越布之奇麗。其騎則驛驥驛駒之半漢」(群書九一二九五頁)。『明衡往来』では、稻荷祭の折の馬長の来ている衣服や乗る馬が素晴らしいことを記す中に引用する。 ○父京極ノ大殿、憑ナキ御有様ヲ御覽ジテ、二紙ノ願書ヲアソバシテ、日吉社ニテ可被啓白之由仰テ、

天台座主へ被送進

前項に見るよう、『日吉山王利生記』では、死

当日の二十八日のこととして、最後の祈願の一つとして記される。『日

吉山王利生記』の場合も、父師実の願書とするのである。『日吉山

王利生記』が記す座主「覚は、『天台座主記』によれば、第三十七代

座主。右大臣源師房の三男、寛治七年（一〇九三）九月十一日任座主

（四十九歳）。嘉保二年（一〇九五）御輿振の折の座主であった。○

其願書ニ云『日吉山王利生記』では、願書が天台座主に送られたこ

とを記すのみだが、〈盛〉では、その文面が詳細に記される。〈盛〉独

自の趣向。○日吉社ニ臨時ノ祭ヲ居、百番ノ御子ノ渡物、百番ノ一物、

百番ノ流鏑馬、百番ノ競馬、百番ノ相撲、廊ノ御神楽、三千人ノ衆徒

ニ、毎年ノ冬衣食ノニ事十箇年連テ可送

〈延・覚〉には、母上大殿の北政所の「顕ハレテノ御祈」として記される「百番ノ芝田樂、百番

ノ一ツ物、競馬、矢鏑馬、相模、各百番、百座ノ仁王講、百座ノ薬師

講」（延）卷一八一ウに近似する。また、「毎年ノ冬衣食」につ

いては、同じく大殿の北政所の心中の祈願の二つ目「三千人ノ衆徒ニ

毎年ノ冬小袖一着セん」（卷一八一ウ）に一致する。〈盛〉は、それ

を、父京極の大殿が天台座主に送った時の祈願として記す。なお、〈新

定盛〉（一一〇九貞）は、「百番ノ御子ノ渡物」について、「巫女の

遊行巡幸の行事の演目を百番盛大に行う事」とし、「廊ノ御神楽」に

ついて、「寺社の庵の間で神樂を演じて奉納する事」とする。ここには、

日吉社に所属した巫覡集団である廊御子の活動が背景にある。廊御子については、山本ひろ子、佐藤眞人①②に詳しく、『廊御子記』（賽候事）（『神道大系 天台（下）』六二〇頁）のように、祭祀において

神樂や芸能を担っていた。また、『耀天記』には「一、霜月御祭事」として、「八人女勤レ之」（中略）アヅマアソビヲシテ、二宮ヨリ大宮ニイタル（中略）乱舞等在レ之」（『神道大系 日吉』五七頁）として八乙女の芸能も窺える。なお、福原敏男によれば、「一物」は、「その時代に流行している風流がひとつ物と称された」。『平家物語』に記される百番の一つ物に関しては、十一世紀初頭よりの朝廷藏人所を中心として調進されていた馬長の姿が語り物に反映しているものと考えられたので、百番の馬長ではなく一つ物となつたのであるとする（七一页）。○出羽ノ羽黒ヨリ上タル身吉ト云童御子「出羽ノ羽黒」の身吉（三吉・三善）とするのは、〈四・長・南〉（食）は、「出羽のくにはぐるより、月山の三吉と申けるわらは御子」（一九〇頁）とする。羽黒は、修驗道の道場として著名。〈延・覚・中〉は、「ミチノ国」「陸奥」「あふしう」より上洛した童神子（みこ）とする。『日吉山王利生記』等に該当句は見られない。○十禪師ノ御前ニテ俄ニ狂出テ（盛）の場合、童御子は、十禪師にいたと考えられよう。〈四・長・南・中〉は「御社」に參籠とするが、前後の文脈によれば、〈四・長・南〉は十禪師に、〈中〉は八王子と読める。また、〈延・覚〉は、八王子に參籠と読める。但し、〈延全注釈〉は、〈延・長〉では憑依した神が「山王」とあり、とすれば、大宮か二宮となる一方で、八王子に參籠していたのを問題としつつ、「場面設定が、古くは曖昧であった可能性もあるうか」とする（四七四～四七五頁。また、〈中〉も、託宣の最後に「山王」とあるのが問題とする）。ここでの「山王」は、必ずしも大宮や二宮に限定するのではなく、漠然と山王神をイメージしていると捉え

ておいてよいだろう。次節以降で詳細に比較する。

【引用研究文献】

* 佐藤眞人①「中世日吉社の巫覡について」（國學院雑誌八五・八、一九八四・8）

* 佐藤眞人②「日吉社の巫女・廊御子・木守」（『巫覡・盲僧の伝承世界第二集』三 弥井書店、一〇〇三・3）

* 福原敏男「一つ物研究のはじまり—馬長研究との交差—」（芸能史研究一八三、一〇〇八・10）

* 山本ひろこ「中世日吉社の十禅師信仰と担い手集団—叡山・靈童・巫覡の三層構造をめぐって—」（寺子屋語学文化研究所論叢三、一九八四・12）

人奇特ノ思ヲ成処ニ、汗押拭申ケルハ、「衆生等憲ニキケ。我ニハ¹十禅師權現乘居サセ給ヘリ。我御前ニハ²攝祿ノ御母儀、大殿ノ北政所、七箇日御参籠⁴有テ、心中ニ⁵三ノ御願アリ。⁵攝祿山王ノ御トガメトテ、親ニ⁶先立テ世ヲ⁷早シ給ハントス。今度ノ命ヲ助サセ給候ハゞ、一ニハ⁸八王子ノ御前ヨリ⁹一宮樓門マデ、⁸渡廊造連テ⁹可レ進。大衆參社之時、¹⁰雨露之難ヲ除カシタメ也。二ニハ五人ノ姫君ニ、御前ニテ芝田樂躍セテ可レ奉レ見ト也。此事コソ哀ニ思食セ。女御后ニモトイツキカシヅキ、玉ノ簾錦¹¹ノ茵ニ¹²勞奉テ、アダニモ出入給ハヌ姫君達ヲ、一人ノ子ノ悲サニ角思召コソ糸惜ケレ。三ニハ自都ノ¹¹住居ヲ¹²捨テ、御輿ノ下殿ニ¹³候宮籠¹⁴ニ相交テ、唐崎ヨリ¹⁴白砂ヲ千日運テ進セント也。¹⁵太政大臣家ノ北政所トシテ、此態¹⁶已ニ命ヲ捨給程ノ御事也。此三ノ御願ハ、七¹⁷社權現ノ外二人不^レ知レ之。¹⁸争カ知ベキ。親子ノ¹⁹昵、恩愛ノ情コソ神慮モ悲ク²⁰思食²¹トテ、左右ノ袖ヲ顔ニ²²當テハラ²³トコソ²⁰泣タリケレ。暫有テ、「母ノ子ヲ思フ志、助バヤト思召ドモ、世ニ安カリシ訴詔ヲ大事ニ成、所司・社司射殺サレ、²¹山上山下叫ブ声、我身ノ上ノ歎也。禰宜友実が賴治ニ被射タリン疵ハ、我身ニ立タル也。²²血出シテ見セン」トテ、²³肩ヲ脱タリケレバ、²⁴背ノ中ニ疵²⁵アリ。疵ノ中ヨリ血ノ出事夥シ。「此上ハイカニ²⁵祈申サセ給共、²⁶助奉ラントハ²⁷エ申サジ」トテ、如²⁸元舞²⁹乙ヅ。參詣ノ道俗男女御子宮司、身ノ毛²⁹堅テゾ覺ケル。北政所モ忍テ御身ヲヤツシ、宮籠ノ中ニ³⁰御坐ケルガ、ツクト³¹聞³²人食³³之³⁴悶絶シテ、³⁵天地ニ³¹倒モダヘ燒給ケリ。何習ハセ給タル御事ニアラネ共、責ノ³²御子ノ悲サニ、徒跣ニテ御足ノ欠損ズルヲモ顧サセ給ハズ、御參有ケルニ、角聞召ケン御心中³³被³⁴推量³⁵哀也³⁶。心地觀經ニ、「³⁵悲母恩深如大海」ト³⁶詒給ヘルモ、今コソ³⁷被³⁸思³⁹知⁴⁰ケレ。北政所ハ泣々又御心中ニ、一ノ願ヲ立サセ給ケリ。良久³⁷有テ彼³⁸童神子申ケルハ、「既ニ³⁹上ラセ給ハントシツルニ、北政所重テ御心ノ底ニ一ノ願ヲ發給ヘリ。長命マデコソ叶ハズ共、⁴⁰半年⁴¹一年也共、今度ノ命ヲ助給ヘ。八王子ノ御前ニテ毎日法花講行⁴²テ、法樂ニ備ヘント也。此⁴²間⁴³様々ノ御願有トイヘ共、一乗ノ法味ハ飽思召事ナシ。聞ドモノ⁴⁴弥⁴⁵メヅラ也。⁴⁶何ノ願ヨリ「³⁵モ目出ケレバ、三年ノ命ヲ奉ル。其後ハ我ヲ恨ト思召ナ。必死決定」トテ、權現⁴⁸上セ給ニケリ。北政所、御所ニ帰入セ給テ此御物語有ケレバ、上下⁴⁹万人身ノ毛⁵⁰立テゾ覺ケル。⁵¹御託宣聊モタガハセ給ハズ、⁵²御腫物イヘサセ給テ、御心地⁵³本復セサセ給ケレバ、⁵⁴紀伊国田中庄ハ殿トノ渡庄也ケレ共、八王子ニ⁵⁵御寄附アリ。⁵⁶依⁵⁷之間答講トテ、今ニ退

転ナシ。

- 【校異】** 1 〈蓬〉「十禅寺權現」。
 2 〈近〉「せつろくの」、〈蓬〉「^{セツロク}摂錄の」、〈静〉「^{セウロク}摂錄の」。
 3 〈近〉「御ばぎ」、〈蓬〉「御母儀」。
 4 〈近〉「あつて」、〈蓬・^{モキ}静〉「ありて」。
 5 〈近〉「せつろく」、〈蓬〉「^{セツロク}摂錄」、〈静〉「^{セウロク}摂錄」。
 6 〈近〉「さきてて」、〈蓬〉「さき立て」。
 7 〈近〉「はやう」、〈蓬・静〉「早く」。
 8 〈近〉「わたとの」、〈蓬〉「渡り廊を」、〈静〉「渡り廊」。
 9 〈近〉「まいらすへし」、〈蓬〉「しんすへし」、〈静〉「進すへし」。
 10 〈近〉「うろの」、〈蓬〉「雨露の」。
 11 〈近〉「すまゐを」、〈蓬〉「^{チウキヨ}住居を」。
 12 〈近・静〉「すてゝ」、〈蓬〉「すて」。
 13 〈近〉「ニなし」。
 14 〈近〉「しらすを」、〈蓬・静〉「白砂を」。
 15 〈近〉「大しやう大じんけの」。
 16 〈近・蓬・静〉「すでに」。
 17 〈底〉「已」を改める。
 18 〈蓬〉「誠に」、〈静〉「誠に」。
 19 〈近・蓬〉「むつひ」、〈静〉「むつみ」。
 20 〈近〉「なきたりける」。
 21 〈近〉「さんじやうさんげに」。
 22 〈近〉「ちをいたして」、〈蓬〉「血出して」、〈静〉「出血して」。
 23 〈蓬・静〉「肩脱たりければ」。
 24 〈近〉「うしろの」、〈蓬〉「背の」、〈静〉「背の」。
 25 〈蓬〉「^{イノ}祈らせ給とも」、〈静〉「いのらせ給ふ」とも」。
 26 〈近〉「たすけたてまつらんとは」とし、「は」(字母「盤」)に縦線を施し、右に「は」(字母「八」)を傍記。
 27 〈近〉「え申さじ」とし、「え」の右に「か」を傍記。
 28 〈蓬〉「^{カナチ}乙」。
 29 〈近〉「よだてそ」、〈蓬〉「^{ヨタチ}堅てそ」、〈静〉「^{ヨタチ}堅てそ」。
 30 〈近〉「おはしけるか」、〈蓬〉「^{マシ}御座けるか」、〈静〉「御座けるか」。
 31 〈近〉「たぶれ」、〈蓬〉「^{タフ}倒れ」、〈静〉「^{タフ}倒れ」。
 32 〈蓬〉「^{ラソコ}御子の」。
 33 〈近〉「をしはられて」とし、「は」の右下に「か」を傍記。
 34 〈近〉「あけれなり」とし、「け」の右に「わ」を傍記。
 35 〈近〉「ひぼをんじんによ大かいと」、〈蓬〉「悲母の恩深如大海」と、「静」「悲母恩深如大海」と。
 36 〈蓬・静〉「^{トキ}説給へる事」。
 37 〈近〉「あて」、〈蓬・静〉「ありて」。
 38 〈近〉「はらはみこ」、〈蓬・静〉「童御子」。
 39 〈近〉「のほらせ給はんと」、〈蓬・静〉「あからせ給はんと」。
 40 〈近〉「はんねん」、〈蓬〉「半年」。
 41 〈静〉「一年」なし。
 42 〈近〉「あひた」、〈蓬〉「間」。
 43 〈近〉「やう／＼の」、〈蓬・静〉「さま／＼の」。
 44 〈近〉「いよ／＼」、〈蓬・静〉「いや」。
 45 〈近〉「めつらかなり」、〈蓬〉「めつらか也」。
 46 〈近〉「なにの」。
 47 〈近〉「ひつしけぢぢやうとて」、〈蓬・静〉「必死決定とて」。
 48 〈近〉「のほらせ給ひにけり」、〈蓬・静〉「あからせ給にけり」。
 49 〈近〉「万人」、〈蓬〉「万人」。
 50 〈近〉「よたちてそ」、〈蓬〉「^{ヨタチ}堅てそ」、〈静〉「^{ヨタチ}堅てそ」。
 51 〈蓬・静〉「^{クツゼン}御詫宣」。
 52 〈近〉「御しゆもついへさせ給て」、〈蓬・静〉「御腫物うせさせ給て」。
 53 〈近〉「ほんふくさせさせ給ひければ」、〈蓬〉「^{ホンブク}本復せさせ給ひければ」、〈静〉「^{ヒツケツチヤウ}本復せさせ給ひければ」。
 54 〈近〉「きのくに」、〈蓬〉「^{キノクニ}紀伊国」、〈静〉「^{キノクニ}紀伊国」。
 55 〈蓬〉「^{コキ}御寄附」。
 56 〈近〉「これによつて」、〈蓬〉「^{コレヨリ}依レ之」。
- 【注解】** ○我ニハ十禪師權現乗居サセ給ヘリ 以下、童神子に憑依し
 た託宣神の語りについては、諸本間で異同が大きい(〈闘・屋〉は託
 宣の場面が省略されている)。童子に憑依した託宣神については諸本
 で異なる。これを十禪師と明記するのは〈四・盛〉。山王(權現)と
 するものが〈延・長・覚〉、八王子とするのが〈中〉、ただ「權現」と
 四四〇～四四三頁)がある。両書の成立の諸説については、本全积冒
- のみ記すのが〈南〉。これを北の政所が參籠した場所と、童神子に神
 家物語に近似した願立説話を引く山王側の資料として、『日吉山王利
 生記』(『神道大系 日吉』)、『山王経詞』(『続天台宗全書 神道1』、

頭の注解「後朱雀院御宇、長暦年中ニ、宇治閻白頬通公ノ吹挙ニ依テ…」を参照のこと。なお、同じく願立説話で一巻を構成する、静岡日枝神社蔵『山王靈驗記』絵巻（続日本の絵巻二三）が存するが（十三世紀末写）、右の両書に比べて聊か簡略である。これについては必要に応じて触れる。

	〈盛〉	〈四〉	〈延〉	〈長〉	〈南〉	〈観〉	〈中〉	〔利生記〕	〔繪詞〕
童御子に託宣 が降りた場所	十禪師 (十禪師)	八王子 (十禪師)	十禪師 (十禪師)	御社 (十禪師)	八王子 (十禪師)	八王子 (十禪師)	明記せず	明記せず	明記せず
託宣神	土禪師現	山王	山王	権現	山王	八王子権現			

* 〈四・南〉は、明記はされていないが文脈的に十禪師と判断し（）とした。このように、〈四・盛〉では、十禪師が中心的役割を担っているのに對して、〈延・観・中〉では十禪師は登場せず、八王子がその役割を担っている。このうち、まず〈延〉の記述に注目してみる。〈延〉では、北の政所が參籠したのは「日吉ノ社」（卷一一八一ウ）と記されるが、神降しを受ける童神子について、「八王子ノ御社ニイクラモ並居タルマイリ人ノ中ニ、ミチノ国ヨリハルバト上リタリケル童神子」（卷一一八一ウ）とあり、こちらは八王子社の社前であることを思わせる。童神子に憑依した神が「閑白ノ北ノ政所、我ガ御前ニ七日籠ラセ給テ」（卷一一八二オ）と語るので、託宣神は一見八王子かとも思わされるが、「山王下リサセ給テ」（八二オ）「山王上ラセ給ケリ」（八三ウ）と、これが日吉明神、すなわち「宮（小比叡）ないしは大宮（大比叡）であることが示されている。この不整合については、〈延全注釈〉で指摘される（卷一一四七四貞）。名波弘彰①は、〈延〉で憑依したのが八王子權現であるとした上で、回廊設置の場所をめぐる叙述に「此砌」

とある点に注目、〈長〉との比較などから、「延慶本の「此砌」も文脈的にいって明らかに「十禪師の御前」と解されるはずである。とすれば、「此」という近称の指示語を使う託宣神は、四部本・長門本のように十禪師権現とする方がふさわしいであろう。つまり延慶本の託宣神も本来は十禪師権現であった」と考え、その上で「八王子講」という語りの場に規制されて八王子権現の神威談で覆われていった（一五頁）と指摘する。これに対し、〈延全注釈〉は「呪咀は諸本で八王子の神前でなされたとあり」、また〈集成〉も指摘するように、「この物語がそもそもは八王子講の由来談の性格をもつた説話だったと考えられる」（上十九八頁）ことから、「本話に八王子の占める位置は、本来大きかったと考えることも可能であろう。『利生記』が具体的な場面設定をしていないことを勘案すれば、場面設定が、古くは曖昧であった可能性もあるうか」（卷一一四七四～四五五頁）と指摘する。〈延全注釈〉も指摘するように、『日吉山王利生記』では參籠場所や託宣神については明記されていないばかりか、「北の政所の御歎ことはりにもすぐるほどなりければ、たぐひなき御願どもをぞ立られける」と參籠したことさえ記述されないし、この後三つの誓願に対し、「御託宣云々とあるだけで、童神子も登場しない（六七二頁。『山王絵詞』もほぼ同文）。また『山王靈驗記』では「北政所、御嘆きの余りに、御願を多く立てさせ給ひけるに」（一〇二頁）とし、誓願に対し託宣ではなく「その夜の御夢に」としている。本来は具体的な場面設定がなかつたところに、八王子や十禪師が當てられたと考えられよう。〈延・長・観〉の「山王」は必ずしも大宮・二宮といった限定した神格を想定しているわけではなく、漠然と山王神を指すとも言える。そこに具体的

に八王子や十禪師の神格を当てたために、〈延・長・覚〉のような記述になつたと思われる（延）と（覚）は、「サテモ不思議ナリシニハ」（延）八一オから「衆生等タシカニ承ハレ」（八二オ）までがほぼ同文）。但し、平家物語諸本の多数、及び『日吉山王利生記』『山王絵詞』や『山王靈驗記』でも共通していることは、大衆は八王子に閔白呪詛を祈願していること、願立説話が八王子法華講の由来譚となつてのこと、さらに一部では、死後も閔白は八王子山の盤石で責め苦に遭うことであり、この説話が八王子の神の神威・靈驗を説くものとして機能するべく形成されていったことは確かであろう。久保勇も「当説話の主題は恐らく、当初の段階において八王子の社における法花問答講の功德を説くものであり、それは他ならぬ山門の内部で生成され、山門内部での信仰の浄化作用（日吉山王の權威の強化・八王子講の功德）を主眼とした」（二二頁）としている。なお、日吉社の神々は、大宮系と二宮系に分別される。山王七社で言えば、八王子山を中心として形成される在來の神々（二宮・十禪師・八王子・三宮）が二宮系であり、後に他所から勧請された神々（大宮・聖眞子・客人）が大宮系となる。本説話は、この後の誓願の内容からも、明らかに八王子山を信仰の中心とする二宮系で伝承された説話であると言える。そこに託宣神として二宮系の十禪師、もしくは八王子が当てられたことには、名波弘彰①の言葉を借りれば、「十禪師の託宣、八王子の祟りという神威の分掌性」（二二〇頁）という二神それぞれの性格があつたからだろう。八王子については、名波が『延暦寺護国縁起』を引きつづ「崇咎靈的側面」（二二〇頁）を指摘している。一方、（盛）が取り上げる十禪師の性格については、以下のとおり指摘される。山本ひろ子は、記家など

『源平盛衰記』全积（一二一卷四一2）

では『山家最略記』の「一児二山王事」のような、最澄が比叡山で山王神に先立つて邂逅した靈童が十禪師であるとの説が行なわれていた（二二六頁）ことから、この十禪師は託宣をする神であり、それには〈憑依託宣刑〉と〈夢中示現型〉の二パターンがあり、前者については『廊御子記』に見られるような巫覡集団が存在したのではないかと論じている（四七〇五三頁）。この『廊御子記』に着目した佐藤真人は、「一般に十禪師の神が託宣の神・靈吉の神として信仰されていたこと」について、『山王絵詞』の説話中において、十禪師が託宣・靈吉を行なう事例は、日吉社の主神である大宮の神はもとより、所謂「山王三聖」（大宮・二宮・聖眞子）の神の事例の総計の一倍近くに達し、特に託宣のみに例を限れば、山王三聖の神は皆無であるのに對し、十禪師に關しては十数例を指摘することができるるのである（五一頁）と述べる。このように、十禪師＝託宣神という認識が固定化されていく中で、（四・盛）では、八王子の神威と八王子講の由来を説く説話に対して、空間・託宣神とともに十禪師に統一していったと考えられよう。

○ 摂祿ノ御母儀、大殿ノ北政所 「摂籠」といつた場合、一般には「摂政」を意味するが、『拾芥抄』中、官位唐名部に「摂政閔白（執政・執柄・摂籠・博陸・輔佐）」とあるように、摂政・閔白の双方に用いる。この時師通は閔白内大臣であった。大殿は閔白師通の父師実。その北の方で忠通母は土御門右大臣と号された源師房（貞平親王の子・村上源氏の祖）の女麗子。権大納言藤原信家の養子となつて承暦六年（一一〇五）僧正になった男子も麗子の所生である他、白河天皇中宮となつた賢子（実兄源顯房の女）を養女としている。

○七箇日御參籠有テ、心中

二三ノ御願アリ 七日間参籠の件は、〈四・延・長・南・覚・中〉同。〈鬪・屋〉は、北の方の参籠場面を欠く。託宣の中で明かされる北の政所の祈願については、諸本で異同が大きい。〈延〉では御願は五つ、第一は八王子社より「此砌」まで回廊をつくること、第二は毎年三千人の衆徒に冬小袖一着ずつをあつらえること、第三は「一期ノ間」宮籠とともに宮仕えをすること、第四は五人の娘に芝田樂を舞わせること、第五は八王子社で毎日法花問答講をおこなうことである。〈長〉の御願は計八つ、東坂本から西坂本までの回廊、八王子から八町坂の回廊（十禅師までの回廊を意味するか）、衆徒への冬小袖寄進、一期の間の参籠、長日の法華八講、廊の御神樂および七社権現への御百度、大燈籠寄進、五人の娘による田楽奉納、を記す。これに対して〈四〉は八王子から十禅師までの回廊建立、衆徒への冬小袖の寄進、一期の間の参籠の三つを、〈覚〉は一千日間の参籠、大宮波止土濃より八王子社までの回廊建立、八王子社における法花問答講の三つを、〈中〉は、大鳥居より八王子までの回廊建立、千日間の参籠、八王子社における法花問答講の三つを挙げる。〈屋〉は、北の方の参籠場面が省略されている。これに対して〈南〉は、A一期の参籠、B八王子から十禅師までの回廊、C衆徒への小袖寄進の三つに、追加として法花問答講を挙げる。但し、この前に記される北の方の心中の願では、BCAの順に記され、法華問答講の件は記されない。また『日吉山王利生記』『山王絵詞』や『山王靈験記』は、いずれも回廊建立・北の政所の参籠・法花問答講をあげている。以上を簡単にまとめるとき、次の表のようになる。記述のあるものには○数字で誓願の順番を示し、ないものには×で示す。なお、「回廊建立」の場所は本によって異なる。「芝田樂」

は単に「田樂」とするものもある。「法花問答講」は「法花講」「八王子八講」など名称が異なる。

		回廊建立	小袖の寄進	北の政所の靈籠	芝田樂奉納	法花講※1
〈盛〉	①	①	×	③	②	④※2
〈四〉	①	②	②	③	④	⑤
〈延〉	①	②	③	④	⑧	×
〈長〉※3	①②※4	②	③	④	④	⑤
〈南〉	①	②	③	④	④※5	⑤
〈覚〉	①	②	③	④	④	⑤
〈中〉	①	②	③	④	④	⑤
昌吉寺利生記・山王絵詞	①	×	×	×	×	×
	②	②	②	①	③	③
	×	×	×	×	×	×
	③※6	③	③	③	③	③

※1 諸本によつて「法花問答講」「法華八講」「八王子八講」等の異同があるが、ここでは同一のものを指すと見なして「法華講」として括した。

※2 〈盛〉は、北の方が最初の三つの御願で師通の助命が叶わないと知つて、新たに法花問答講の御願を立てることで、三年間の延命を得たとする。

※3 〈長〉は「回廊建立」が種類、さらに、⑥「廊の御神樂」、⑦「大燈籠寄進」を独自に加えて、全部で八つの誓願をあげる。ただし、託宣の回答では、②⑧④⑤の順に取り上げられるのみで、〈盛〉に類似している。

※4 ①「東坂本から西坂本にいたる回廊」と②「八王子より十禅師までの回廊」二つの誓願をあげる。

※5 〈南〉は、①②③の誓願に対し、託宣で三つの御願を挙げた上で、助命が叶わないことを語りつづ「中ニモ法花問答講余ニアラマホシク思食間三年ガ分ヲバ延テ奉ルベシ（上一二九頁）と④を加えて、三年の延命を認める。但し、法花問答講の件は、北の方の心中の願には見られず、唐突に記される。

※6 「永代」「講」とあり、「」部破損。「法花講」とあったか。

平家物語諸本に共通しているのが八王子からの回廊建立（どこまでかは諸本によって異なる）、北の政所の参籠のみで、〈四〉には法華問答講がない（三年の延命も記されない）。ただし、これについては佐伯

真一が「四」の本文が改編されたものであり、「その改編は少なくとも三年延命（もしくは後生の救済）の件の省略を含んでいる」（*四評釈*三一七五頁）と指摘するように、法華講についての記事がある本文から省略されたものである可能性が高い。とすれば、この「願立」説話においては、回廊建立・北の政所の参籠・法華講の三つが本来的に共通するものであったと考えられよう。それらは『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』に共通するものでもあった。なお、北の政所の御願の提示の仕方については、諸本で大きくは、①心中に密かに御願を立てたところ、託宣によってその内容が明かされるパターン、②最初に心中の御願が記され、ついでそれが託宣によって再度明らかにされるパターン、③最初に心中の御願が記され、託宣では密かに御願がなされたとのみ披露されるパターンが見られる。①にあたるのは〈延・盛・覚・中〉。②は〈長・南〉で、〈長〉の場合、御願中八つ中の四つ（八王子から十禅師までの回廊建立・田楽奉納・北の政所の参籠・法花八講）のみが託宣で披露される。〈南〉の場合は最初に提示される御願が三つ（回廊建立・小袖寄進・北の政所の参籠）であるのに対し、託宣では先の注記*5に見るよう、唐突に四番目の法花問答講が明らかにされる。服部幸造は、〈南〉の「願立」の中心部分は「四」的本文であったが、御託宣の最後の部分では斯道本・平松家本的本文を参照したための混態現象と見る（三四〇三五頁）。③は〈四〉で、最初に三つの御願の内容が記され、託宣中では「御心中に有リテ二つの御願」（四九左）とのみ語られる。○一二ハ八王子ノ御前ヨリニ宮樓門マデ、渡廊造連テ可進 回廊の設置場所については、諸本に異同がある。〈延〉は「八王子ノ社ヨリ此砌マデ」（卷一一八二一〇）と記すが、

そもそも北の方が参籠し、童神子に山王がおりたのが八王子社を思わせることと矛盾する。〈延全注釈〉は「師通母が参籠したのが日吉社（八一ウ1・八四オ3）であり、この後、憑依した神が山王（八一オ3）なので、託宣の舞台は大宮か二宮であるはずだが、童神子が参籠していたのが八王子であるのは問題か。この後、「八王子ノ社ヨリ此砌マテ」（八一オ9）云々ともあるので、以下の託宣の舞台は八王子ではあり得ない。あるいは、八王子社から「遙カキ出シテ」大宮などに運んだとする解釈もあるかもしれないが、苦しい」（卷一一七四頁）と指摘する。〈四・長・南〉は北の方参籠の場所を十禅師とする。回廊設置を八王子から十禅師までとし、〈延〉と同じく託宣場所を八王子とする〈覚・中〉では、回廊設置場所を〈覚〉は「大宮の波止^{ハシド}士濃」（上一五四頁）より八王子まで、〈中〉は大鳥居より八王子まで（「やしろく」のほうせん、八王子にいたるまで）上一五六頁）とする。なお、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』は回廊設置場所を八王子から二宮の門楼までとしている。願立説話をめぐつては、諸本と『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』などとの関係が大きな問題となってくる。小林美和は「願立説話」が『愚管抄』卷四や『日吉山王利生記』に見られること、それらには直接的書承関係がないことを指摘する（一〇〇頁）。これに対して渡辺晴美は〈延〉が『日吉山王利生記』の本文を書承的に引き写していることを指摘、武久堅も『日吉山王利生記』から〈延〉への影響を指摘する。桜井陽子も「延慶書写段階の願立説話とは、『利生記』の展開に即したもの」である一方、現存の〈延〉は応永書写段階で「覚一本的本文に柔軟に接し、選び、採り入れ」たものであるとする（二九〇三〇頁）。願立

説話が二宮系で形成された靈験譚であったことを考へると、回廊の設置場所も、本来は『日吉山王利生記』にあるように「八王子神殿より二宮の門楼」(六七二頁)であったと考えるのが妥当であろう。他はそういった背景が忘れられた結果によるものと見られる。なお、〈延・長〉は、「此願誠ニ難^シ有^リ」として、その理由を記す。〈延〉「サレドモ吾山ノ僧侶、三ノ山ノ參籠ノ間、霜雪雨露ニウタル、ヲ以テ、行者ノ功ヲ哀テ、和光同塵ノ結縁トシテ、此所ヲトメテ我ニチカヅク者ヲ哀ントナリ」(卷一八一ウ。傍縁部を〈長〉は欠く)。○二二ハ五人ノ姫君ニ、御前ニテ芝田樂躍セテ可奉見ト也 「芝田樂」は「祈願などのため、神社の前庭で舞台を作らず芝草などの上で演ずる田樂」(日国大)。五人の娘達による芝田樂奉納を記すのは〈延・長・盛〉。ただし、五人の姫君については確認できない。〈尊卑〉で確認される師実の娘は、白河天皇中宮賢子、堀河天皇中宮篤子、藤原基隆室忠頼母、藤原資康至能光母の四人。賢子の実父は源頼房で、忠実の養女として東宮であった貞仁親王妃となるが、事件発生以前の応徳元年(一〇八四)に逝去している。篤子の実父は後三条天皇で、忠実の養女として事件発生以前の寛治五年(一〇九一)に堀河天皇に入内している。〈延全注釈〉は「御娘五人」は、師実女と待遇される女性が数名存在したという事実に基づく面もあるかも知れないが、むしろ、説話としての数であろう。芝田樂の人数からの帰納といった事情があるか、あるいは、大嘗会五節の舞姫からの連想かも知れない(卷一四七七頁)と指摘する。また、芝田樂について、〈全注釈〉は、「耀天記」によると、大宮(大比叡明神)が初めて天降り住み給うた時、この神が、叡山の八王子峰から八人の童子の姿で迎えて、田樂をして

饗應したという。こうした伝承があるのは、八王子権現には田樂法師がいたためであろうと思われる。……日吉神社の祭の時も、田樂の本座は八王子御輿の御供として行なわれたといふ」(上巻一九八頁)と指摘する。『耀天記』「八王子宮事」に「大舎人頭成仲宿爾總官爾宜說云、此砌大宮始テ天降住御之刻、自八王子峯、八人童子形^{ビンヌラユヒテ}、下臨御^テ、田樂^{ヲシテ}大宮^ヲ奉^リ饗應^{一給}。自其田樂^{本座}、八王子^ノ御輿御共^{ニテ}御祭^ノ時候也云々」(『神道大系 日吉』四九頁)とあり、また『山家要略記』「日吉^ノ芝田樂根本事」には、「神祇宣令云、昔瑞穂國^ノチリカテ^{オホクニタマカミ}、大國^ノ魂神^イ傍^リ注^ム大^ノ輪^ノ降^ル之^ノ時、今八王子等^ヲ、真辟^シ葛^レ鬢^シ、(中略)而各作^ハ俳優^ヲ、相与^ハ歌舞^ヲ、祈^ハ祷^ハ天下^ヲ、称^ハ讚^シ」(神統一)〔『神道大系 天台神道下』一二三頁)とある。さらに室町期の山王神道畫『嚴神鈔』にも、「此八王子権現八千ノ御子ト顯レテ、八王子山ノ猿ノ馬場ヨリ、五色雲ニ乘テ大宮ノ社壇ニ至テ止テ、田樂シテ大宮権現ヲ慰メ申サセ玉ヒケリ。是田樂ノ縁起ナリ」(『神道大系 日吉』一〇三頁)とある。〈延全注釈〉は『山家要略記』の「二宮方柴田樂始行事」に、「于^レ時^{白河院御時}承^ム暦^一年歲次戊午正月七日、於^テ大比叡宝前^行神樂^於小比叡宝前^作田樂^ヲ、口決云、柴田樂事、最初名^ニ止^ム田樂、今俗改^ム柴田樂」(『神道大系 天台神道 下』一二三頁)とあるのを引く。これによれば、この事件(嘉保二年〔一〇九五〕以前の承暦二年〔一〇七八〕から、十禪師の置かれる二宮(東本宮)では田樂奉納が行なわれていたことになるが、この伝承の眞偽は不明。また、『日吉祭礼新記』は「田樂法師事、成仲宿祢說云、田樂者付八王子社ニ有由來事也。依之祭礼時モ勤八王子神輿之供奉也云々」(小峯和明一九九頁)とする。先の『耀天記』にもその名が見られるよう

に、祭礼の際の田楽と八王子の伝承については、祝部成仲（一〇九九一一九二）によって語り出されていたようである。八王子社で催されていた田楽が、この頃より大宮とも結びつけられ、縁起が形成されたのであるか。また、「芝田樂」の語については、『日吉山王參社次第』に「波母山や小比叡ノ杉ノ独り居ゝ嵐モ寒シ問人モナシ 御詠此時ノ事也。而一人天人來下シテ、詠神号ヲ舞猿樂也。移此形貌於面。山家大師御作有之。日吉社ニ止魔田樂之本縁ト』（『神道大系天台神道下』六八三—六八四頁）と、本来は「止魔田樂」であったとする。この芝田樂も願立説話の舞台である八王子信仰に関わる伝承であったことがうかがえる。なお、〈延・長〉は、「御志切ナレドモ、撰政閑白ノ御娘達、イカゞサ様ノ振舞ヲバセサセ奉ベキ」（〈延〉八三〇）と、やはりこの願が受け入れがたいことを記す。○三ニハ自都ノ住居ヲ捨テ、御輿ノ下殿ニ候宮籠ニ相交テ、唐崎ヨリ白砂ヲ千日運テ進セント也 都の住居を捨てて宮籠等に交じって参籠する、という点については、〈四・延・長・盛・南・覚・中〉で共通する（闕・屋）は北の政所の参籠場面が省略されている）。また、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』もこれを記す。ただし、その期間や場所については微妙な異同が見られる。〈四〉は文脈から見て、北の政所が参籠願立を行なった場所と同じ「日吉十禪師」となるか、期間は「一期」と記される。〈延〉は最初の参籠場所が日吉か八王子か判然としないので、御願における参籠場所も判然としないが「自ラ一期ノ間、月ノ障リヲ除テ、都ノスマキヲ捨テ、宮籠ニ交テ宮仕ヒ申サム」（八二一ウ）とあり、期間は一期ということになる。〈覚〉も参籠場所については〈延〉と同じであるが、期間は「一千日が間」（上一五四頁）とされる。〈長〉

も期間は一期であるが、参籠の場所は文脈からすると十禪師と見られる。〈南〉では御願のための参籠場所が「日吉十禪師」、御願では「一期ノ程参籠シテ、下殿ニ並居タル宮籠共ニ相伴テ宮仕ヘ申ス」（上一二六〇一二七頁）とあるので、参籠場所は十禪師、期間は一期とみられる。〈中〉は「我かたちをやつし八王子のしたどなる、もうくのかたわう人の中にまじはりて、にはのちりをはらい、千日みやづかへんと也」（上一五六頁）と記す。〈盛〉は参籠場所は明示しないが、「御輿ノ下殿ニ候宮籠ニ相交テ」とある。「御輿ノ下殿」とは、御輿を収めた建物の下殿を言うか。場所は定かでないが、中世の日吉社の社殿の景観を伝える中京大学図書館蔵『日吉山王參社次第』の指図によると、二宮社と十禪師社の間に透渡殿があり、その一角に「御輿部屋」（間）とする廊が描かれている。このような社殿近辺に位置した神輿を収める渡殿を拠点として宮籠の者たちが居住していたのだろう。下殿とは本殿床下に設けられた祭場を言う。山王七社には、これらの下殿が設けられ祭事が行われていたことが知られている（黒田龍二①、嵯峨井健）。御輿部屋に下殿が設けられたとは思えないが、中世の靈場では床下や縁下に参籠することがあつたことが知られており（黒田龍二②）、ここでも宮籠たちが御輿部屋周辺の渡殿の縁下に居住していたことを意識した表現か。注目すべきは、その参籠のあり方である。〈四〉「相伴テ宮籠リ、可レシト白宮仕」（卷一三四九右）、〈延〉「宮籠ニ交テ宮仕ヒ申サム」（卷一七八一ウ）、〈長〉「宮籠とあひまじはりて、宮づかへ申候べし」（一一八九頁）、〈南〉「下殿ニ並居タル宮籠共ニ相伴テ宮仕ヘ申スベシ」（上一二七頁）などのように、いざれも「宮籠」と共に宮仕をすることを誓っている。名波弘彰②が指摘

するように、願立説話には、「宮籠り、物付・宮仕・専当」といった下級の社僧や神職が大きくクローズ・アップされている（八八頁）のであり、この「宮籠」については「宮籠りも広い意味では社僧である。

・日吉社の信仰集團の成員として数えられていたのである。しかも宮仕と等しくきわめて下級の僧であった」「宮籠」は、その名称からして、神社に「籠る」という信仰形態を專業とする僧、しかも集團化したものである。「京都その他の貴人を日吉への参詣・參籠に導いてくることを信仰のひとつとしていたのである」「長門本の師通願立説話の付加説話で、宮籠りが物付きとともに、死靈語りをしていることは注意されてよいであろう」（九〇～九一頁）と指摘する。〈覓〉「したどのに候もろくのかたは人にまじはって」（上一五四頁）、〈中〉「八王子のしたどのなるもろくのかたわう人の中におまじはりて」（上一五六頁）とある「かたは人」「かたわう人」は、「片輪の人。乞食である」（全注釈上一九六頁）「不具者」（新大系）上一五四頁の意であるが、これも「宮籠」と同様の人々を指すと思われる。『日吉山王利生記』『山王絵詞』にも「又毎月十五日旁さはる事多かるべし。いま十五日の間は、八王子の下殿に宮籠などいふあやしの乞食非人と、ひざをならべて夜昼社頭をはなれど」（日吉山王利生記）六七二頁。『山王絵詞』もほぼ同文）とあり、宮籠が不具者を含む「乞食非人」に近い存在であったことを示唆している。ここでも十禪師や八王子など、二宮周辺に居住していた宮籠と共に參籠するというのであり、願立説話が二宮系の伝承であることが色濃く表れている。宮籠りに伴う奉仕の内容として、唐崎から白砂を運んで奉納すると記すのは〈盛〉のみ。丹生谷哲一は、宮籠は「下殿＝大床の下とい

う特殊な舗設に籠居して、原初的な祭儀をはじめ、草むしり・塵払いなど「庭掃」に奉仕する非人集団であった」とし、〈盛〉のこの行為も「日吉社の境内をキヨメるための敷砂であったにちがいない」（一〇三頁）と指摘する。

○太政大臣家ノ北政所トシテ：

（盛）の独自本文。藤原師実は寛治二年（一〇八八）十一月に太政大臣の宣下を受け、翌年四月にこれを辞任している。太政大臣は「太政大臣ハ、訓導之礼重ク、儀刑之寄深ケレバ、地勢大トイヘ共、賢慮不足者、無當其仁」。雖「天才高」、政理不明者、猶非「其器」。非「其人」、贊ベキ官ニアラザレドモ」（盛）卷一四一～四二頁）とあるように、格別の意味を持っていた（本金积四一六頁参照）。ここでもそうした家の北の政所であることが強調されている。なお、〈延・長〉は、「此願殊ニ糸惜シ。雖然「大殿ノ北政所程ノ人ヲ、宮籠ノ者ニ並奉ラム事ノ叶マジ」（延）卷一一八一ウ～八三オ）と、やはりこの願が受け入れがたいことを記す。

○此三ノ御願ハ、七社権現ノ外二人不知之。

真ニ争力知ベキ これらが北の政所の心中に秘められた御願であることが強調されるのは諸本共通。ただし、Aこの御願が秘められたものであることを託宣中で明かされるのは〈四・盛〉。〈四〉「此之事自^{より}七社権現之外^{は無を}知人伴^{ける}宮籠^{をも恵シキ輩ラ無シ}一人モ」（卷一一四九左）。B〈延・長・覓・中〉では託宣の言葉としてではなく「又御心中ニ余ノ御立願アリ。御心ノ中ノ事ナレバ、人争力可^キ奉知」（延）卷一八一ウ、〈長〉もほぼ同文）、〈覓〉「御心のうちの事なれば、人いかでか知り奉るべき」（上一五三頁）、〈中〉「人はをしりたてまつらず。御心中ニ三の御願あり。いかでか人しり奉るべき」（上一五六頁）などと語られる。〈南〉は両方の記述ABをもつ。〈南〉「B御心中ニ願ヲ

立サセ給テ人ニモ仰ラレズ：A此事ハ七社權現ヨリ外ハ知人侍ズ」(上

一二二七～一二八頁)。○親子ノ昵、恩愛ノ情コソ神慮モ悲ク思食

トテ： 親子の情愛の深さに託宣神が共感して「母ノ子ヲ思フ志、助

バヤト思召ドモ」所司・社司が射殺され、祢宜友実の受けた傷を思

うと助命は叶わないと(「此上ハイカニ祈申サセ給共、助奉ラントハ

エ申サジ」)告げるのを受けて、あらためて延命を願つて法華講を発

願するというのは〈盛〉の独自の結構。ただし親子の情愛に託宣神が

同情する表現を持つのは、〈四〉「親子の昵^{ヒキ}恩愛の深^{タマ}哀^マ」(卷一

四九左)、〈長〉「まことにおや子の昵、おんあいの契なれば、さこそ

かなしく思給らめ」(一一九一頁)、〈南〉「誠ニ親子ノ昵、恩愛ノ間、

サコソト哀ニ思食ス」(一一二八頁)。なお、射殺された神職を〈盛〉

は「所司・社司」とするが、〈四・長・南〉では「宮仕・専當」、〈延・

覚〉は「神人、宮仕」、〈中〉「しやしら」とする。「社司」は鹿島社焼

亡の際「社司不_レ參会」、於御体者、供僧等奉_レ取出」(『百練抄』仁

治二年二月十二日条)にあるように、「供僧」に対置される概念で僧

体ではない神官をさす。また、「頃年以降社司等、偏誇神眷_レ、不_レ顧

「皇獻、恣恥_レ賄賂_レ、猥補_レ神人」(保元元年閏九月廿三日「官宣旨」

『平安遺文』二八五二)とあるように、神人を任命する立場であった。

「所司」は寺院の例ではあるが「行事 勾当 公文(謂之所司)」(『拾

芥抄』諸寺第九)とあることから、神社の場合も庶務を扱う事務官的

神官を指すものと考えられる。「宮仕」は「宮仕法師」(『吾妻鏡』建

久二年四月五日条)と史料に多く見え、「雑髮シテ社ニツカフルモノ

ナリ」(『神道名目類聚抄』五神官)とあるように、僧形の下級神官で

ある。「専當」は「専當は中綱なり、妻帯の僧なり」(『春日大宮若宮御祭礼図』下)とあるように妻帯を許された神社の供僧であり、「専當(下法師、若輩タリト云ヘドモ杖ヲツクイテ執當)」(『蹇驥嘶余』)とあるように、執當などハ執當ノ補任也、執當隨也)」(『蹇驥嘶余』)とあるように、執當などの上級社官の随員であった。「宮仕」「専當」が僧であったのに対し、神人は「近年西國諸社神人權門寄人」(『吾妻鏡』仁治二年六月十八日条)とあるように、權門の寄人と併記される存在で「前右京進大江貞資」・「筑前權介藤原則貞」(建仁二(一一〇二)年六月日「近江日吉社大津神人等解」)(『鎌倉遺文』二三〇九)とあるように官職を帶びる者までふくむ俗人で、社領の經營や財物の管理などに当たった。

○世ニ安カリシ訴詔ヲ大事ニ成 全く容易なはずであつた訴訟をこのような大事にしてしまつた責任の所在については、諸本で微妙にニュアンスが異なる。今回の事件を師通の非とするのは、〈四・長・南・中〉、〈長〉「もろみちの、武士に仰て、我をむまのひづめにけさせ、しゆとおほくきずをかうぶり、宮仕、せんたう、いころされぬ」(一一九一頁)。これに対して、〈延・覚〉は、次に見るよう色々な問題を孕む。①〈延〉「今度ノ訴訟ハ、無下ニヤスカリヌベキ事ヲ、御裁許無シテ、師通、賴治ニ仰テ、我ヲ馬ノ蹄ニ蹴サスルノミナラズ、神人・宮仕射殺サレ、人多ク疵ヲ蒙テ」(卷一一八三〇)、②〈覚〉「但、今度の訴詔は、無下にやすかりぬべき事にてありつるを、御裁許なくして、神人宮仕射殺され、疵を蒙り」(上一五四頁)。初めに〈覚〉から考えてみよう。問題は、「御裁許なくして」だが、ここを、簡単なことであつたのに、御裁許なかつたとして、この記事を帝批判として読むことも可能なよう思う。しかし、この後、騒動を起こした師通

批判に繋がるように、ここは〈全注釈〉が、「関白の処置によって御裁許がないばかりか」（上一―一九五頁）とする解釈が良いのではないかろうか。一方、近似本文ではあるものの、〈延〉の場合は、〈覚〉と同様には読めない。それは、先に次のような一連の記述が見られるからである。一つは、願立話の冒頭部分。A 〈延〉「師通後二条関白殿、中宮大夫師忠ガ依申状」、御侍大和源氏中務丞頼治ヲ召テ、『只任法』可當^ル也』ト被仰ケレバ」（卷一―八〇才）。今一つは、江中納言匡房の言葉を引く形で見られる師忠批判。B 〈延〉「江中納言匡房申サレケルハ、『師忠ガ申状甚^タ神明ノ恥辱ニ及ブ。哀レ、亡國ノ基哉』（卷一―八〇ウ。〈長〉傍線部を欠く）。いずれも、今回の騒動の一因は、師忠にあつたとするのである。師忠は師通の母の弟であった。その師忠の申状によつて、関白師通は今回の騒動を引き起こしたとする。同様の記事は、『日吉山王利生記』や『山王絵詞』にも見られる。またBに該当する〈盛〉には、次のようにあつた。〈盛〉「師忠惡様ニ執申サズハ、関白御憤アランヤ。関白頼治ニ下知シ給ハズハ、神明御恥ニ及給フベシヤ」（1―三〇頁）。このように、師忠を批難し、さらにその申状に従つた関白師通を批難する形が、願立話の古態と考えられる。ところが、〈長〉は、Aの記事を欠き、Bの傍線部を欠くように、その批難の矛先は師通一人に絞られていったと考えられる。とすれば、〈延〉の①は、次のように読むことになろう。全く簡単な事であつたはずなのに、師忠の申状や関白師通の処置によって、御裁許もなく、剩え師通は頼治に命じてと言つよう。〈盛〉の場合も、〈延〉と同様に、AとBの記事を持つことからすれば、〈盛〉の当該記事「世ニ安カリシ訴詔ヲ大事ニ成」も同様に読む可能性があらう。

○禰宜友実

ガ頼治ニ被射タリシ疵ハ、我身ニ立タル也。血出シテ見セン」トテ、肩ヲ脱タリケレバ、背ノ中ニ疵アリ。疵ノ中ヨリ血ノ出事夥シ童神子が「祢宜友美が射られた矢傷」と称して傷を披露するというのは諸本に共通するが、示される傷の位置は〈盛〉のみ異なる。〈延〉「肩脱タルヲミレバ、左ノ脇ノ下、大ナル土器ノ口ホド穿ノキタルコソ奇特ナレ」（卷一―八三ウ）のように、左脇の下に大きな土器ほどの傷口があつたとするのは、〈四・延・長・南・覚・中〉。これに対して〈盛〉では、託宣場面で童神子が披露する形ではなく、師通がいまわの際に自ら祢宜の蒙つた矢傷の位置から血を流したとする（又最後に望て仰られることをおろしけれ。先年血出して見せんとて、頼治射たりし禰宜がせなかの程より、血いづる事、矢をいるがごとし。御腫物は御顔のきはにてこそありけるに、忽に御せなかに穴のあきんこと、神明の御事と申ながら、不思議なりける事也）（『日吉山王利生記』六七二頁。背中とする点は、『山王絵詞』も同、『山王靈驗記』は、「禰宜が射られたりし所の程より」）。なお、『愚管抄』卷四「鳥羽」には、友実が傷を蒙つたことの祟りが師通に下された際、師通の兄弟である仁源理智房座主が祈つたところ、「ヨリマシ」がその祈りを制止し、懷から黒血を取り出して見せたので、座主も祈祷を中止したことが記される。「仁源理智房ノザストイフハ兄弟ナリ。ヲホミネナドトホリテ、世ニシルシアルモノナレバ、イノラレケルニ、「イデ〜ヤメミセン」トテ、ヨリマシガフトフトコロヨリクロ血ヲフタ〜トトリイダシタスモイノラレズナリテ、ツイニウセ給ニケルトゾ申ツタヘタル」（旧

大系二〇五頁)。

○參詣ノ道俗男女御子宮司

「御子」は「神子」に

同じ(文明本『節用集』八八八「御子(コ)或作神子(コ)」)。八王子に參詣し

ていた人々の身分として、一般的の「道俗男女」の他に「御子・宮司」が記されていることには、密かに參詣していた北政所が「宮籠」に交じっていたこととの対比において、注意が必要だろう。

○身ノ毛堅テゾ覺ケル

『書言字考節用集』に「身毛堅(ミケヨダツ)」(言辞二四七頁)とある。

詳しく述べ全釈(一一四五頁参照)。

○北政所モ忍テ御身ヲ

ヤツシ、宮籠ノ中ニ御坐ケルガ

北の政所が、一般身分である「道俗

男女」や、神職である「御子宮司」とは離れて、「宮籠」に交じって

參詣していたことが強調される。

「宮籠」と区別の付かないような装

束に身をやつしているがゆえに、「徒跣ニテ御足ノ欠損ズルヲモ顧サ

セ給ハズ」ということになるのであろう。

○何習ハセ給タル御事ニ

アラネ共、責ノ御子ノ悲サニ、徒跣ニテ御足ノ欠損ズルヲモ顧サセ給

ハズ、御參有ケルニ、角聞召ケン御心中被推量哀也

北政所たる人が、

徒步裸足で足が傷つくことを顧みず、子供である関白師通の命を救う

ため、參詣する母の心中を推察したもの。近似文は、(長・南)に見

られるが、(盛)に近いのは(南)。(南)「何習ハセ給タル御歩行ニハ

非ネ共、御子閨白殿系惜ク思食ル、御志ノ切ナリケル故ニ、御足ノカ

ケ損ジ給モ覺ヘサセ給ハザリケルトカヤ」(上一二二九、一三〇頁)。

(長)は「いつならはせ給ひたる御あゆみならねども、御子のかなし

さに、人目をもつゝませ給はず御下向あり。御こゝろざしのほどこそ

あはれなれ」(一九二二九)とあり、これは、託宣を聞いた北政所が、

意氣消沈して帰る際の様子を記したもの。

○心地觀經ニ、「悲母恩

深如大海」ト説給ヘルモ

この語を引くのは(四・長・盛・南)。(大

乗本生心地觀經》第三卷本縁部上報恩品「慈父悲母長養恩一切男女皆安樂 慈父恩高如山王 悲母恩深如大海 若我住世於一劫說悲母恩不能盡」(大正新修大藏經第三卷)。慈父の恩に譬えられる山王とは、御橋憲言によれば「山王は妙高即ち須弥を云ふ」(五八一页)。『言泉集』母十德「慈父恩高(コト)如山王 悲母恩深(ト)如大海」(『安

居院唱導集上)一二四頁)。

○北政所ハ泣々又御心中ニ、一ノ願ヲ立サセ給ケリ 先に立てた御願が納受されなかつたことを知つて、急遽、新たな御願を追加するというのは、(盛)独自の結構。より緊迫した劇的場面の創出を図つたか。他本(四)を除く。〈闘・屋〉は託宣場面を欠く)では、法華講奉納も最初から御願に含まれる。願立

説話が法華講の由来譚であり、その功徳を強調する説話であることを考えれば、法華講奉納以外の誓願は主要ではない。したがつて、『日吉山王利生記』『山王繪詞』は託宣で「御託宣云々三の願の中に、二は更々無其要」(六七二頁)と、他の二つについては退けている。〈覚〉

「かみ二はさなくともありなむ」(上十五四頁)も同様であろう。〈延〉は他の四つの誓願に対し、「是又不被請(ケ)思食」「大殿ノ北政所程ノ人ヲ宮籠ノ者ニ並奉ラム事叶マジ」(卷一八二ウ八三オ)などとして、一つずつ取り上げて拒否している。このように複数の誓願のうち、他を拒んで法華講のみ受け入れるというものが本来の形であろう。

これに対して(盛)は始めの三つの誓願を拒む表現はない。誓願を否定するのではなく、法華講の誓願を加えたことで始めて神が延命を許すという構成に変更したものと考えられる。

○良久有テ彼童神子申ケルハ、……三年ノ命ヲ奉ル。其後ハ我ヲ恨ト思召ナ。必死決定

トテ、權現上セ給ニケリ 法華講の功德として三年間の延命を述べるの

は、〈延・盛・南・覚・中〉。〈長〉は法華講の功徳として「一々の願の中に、八王子八講にをきては仏事なれば我うけおぼしめす。今生をいてはかなふまじ。後生をばたすけ奉らん。うたがひおぼしめすべからず」（一一九一頁）と、後世を保証するが、師通逝去後にこれを実現しなかつたため、師通が大盤石の下で苦吟するという逸話へと展開する。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』も同じ（後述）。

なお、〈中〉のみは他の諸本と異なり、託宣に対し、北の政所が人々の中に立ち現れて自ら語る場面が設定される。「其とき北の政所、山王の御たくせんすこしもたがはず、ふしげにたうとくおぼしめされければ、人めをもはゞからせ給はず、きせんの中にあらはれいでさせ給ひて、『たて申所の三のぐわん、いづれもくたがひさぶらはず。一日二日の命のびんだにもありがたかるべし。いはんや三とせとうけたまはれば、今度のまいりの御りしやう、これにすぎばぶらふべからず。法花もんどうかうにおいては、御うたがひあるべからず』と申させ給ひければ」（上十五八頁）。

○御託宣聊モタガハセ給ハズ、御腫物イヘサセ給テ、御心地本復セサセ給ケレバ 师通が一日平癒したと記すのは、〈延・盛・南・覚・中〉。〈延〉「カ、リシ程ニ後ニ一条関白殿、御病カルマセ給テ、元ノ如クニ成セタマフ」（卷一一八四〇）など。

○紀伊国田中庄ハ殿下ノ渡庄也ケレ共、八王子ニ御寄附アリ。依之問答講トテ、今ニ退転ナシ 〈延〉「ヤガテ殿トノ御領紀伊国田仲庄ト云所、永代寄進セラレケリ。サレバ今ノ代ニ至ルマデ、法花問答講毎日退転ナシトゾ承ル」（卷一一八四〇）など、紀伊国田中庄を法花講の料として寄進したことは〈延・長・盛・南・覚・中〉に共通（四・闕・屋）には法華講の記事がない）。また、『日吉山王利生記』『山王絵詞』

なども同様に「殿下御領紀伊国田仲庄」（『日吉山王利生記』六七二頁）の寄進を記す。ただし『山王靈驗記』のみは「駿川国大岡庄」（一〇一頁。静岡県沼津市）の名を記す。名波弘彰①は、「この物語がそもそもは八王子講といわれるこの法華講の由来談の性格をもった説話だつた」（集成）上十九八頁）という水原一の指摘を受けて、『永昌記』天永元年（一一一〇）三月六日条に「又於日吉御社八王子宝前、被始法花講……件供養用途、以紀伊国田中庄地利被宛之」と、この法花講に摂関家領田中庄の地利が宛てられていることから、これが摂関家の法会であること、『執政所抄』に「摂関家政所から八王子法華講に料物備進の下文」が引かれていることから、「延慶本の願立説話がもともと八王子講由来譚として語られていて裏付けていり」といえよう（二三頁）と述べる。目崎徳衛によれば、田中庄は「紀伊国那賀郡に属し、粉河寺・根来寺両名刹の中間の紀ノ川北岸（一部は南岸にわたる）にあった」（四三頁）、『高野春秋』（永暦元年十月二十二日条分注）に、「田中・吉中者、小野宮殿（実頼）已來、殿下之所領地」とあり、陽明文庫所蔵の近衛家領目録に「京極殿領内紀伊国田仲庄」がみえる。京極殿はすなわち頼通の子師実で、「その後田仲庄は師実の子師通、孫忠実に伝領された」（四六〇四七頁）。ただし、この田中庄を「殿下ノ渡領」とするのは〈盛〉のみである。水戸部正男は「渡領は氏長者に附属した世襲所領で、長者以外の手に相続処分されることの不可能な所領と定められていたものではないか」（二四〇頁）とし、大和国佐保殿、備前国鹿田庄、越前国方上庄、河内国楠葉牧の「四ヶ庄牧に限定して差支えない」（二四三頁）と指摘する。これを受けて義江彰夫も氏の財産を「殿ト渡領」と『氏院寺領』

に大別し、『殿下渡領』とは氏長者の地位の移動とともに彼に付随して移動する所領であって、原則として氏長者が行う氏行事の費用負担にあてられる。部分的には十世紀後半にはすでに散見され、おそらくも十一世紀中半には最終的に内容・伝領形式ともに固定化した形で確立する」(三〇頁)と指摘する。さらに橋本義彦は渡領成立の時期について、「藤原氏に於ける渡領の制度の成立ないし整備に道長が深くかかわっていたと想像しても左程無理ではなかろう」(二五四頁)と推測している。一方「氏院寺領」は、五摶家成立以降に「家領」と完

全に分離して、摶閥・氏長者の地位に附属し、各摶家の間を渡り動く渡領」となって「御摶籠渡庄」と呼ばれるようになり(二七九頁)、鎌倉中期には「摶籠の敬称に因つて『殿下渡領』と称されるに至つた」(二八一頁)と指摘する。ただし、紀伊国田中庄は、本来の「殿下渡領」にも、「御摶籠渡庄」にも含まれていない。〈盛〉が、殿下渡領であるにもかかわらず、日吉八王子の法華講の料に供したと、寄進の重要性を強調するために虚構したものか。

【引用研究文献】

- * 久保勇「延慶本『平家物語』の山門記事」(語文論叢(千葉大学)一九、一九九一・10)
- * 黒田龍二①「日吉七社本殿の構成—床下祭場をめぐって」(日本建築学会論文報告集三二七、一九八二・7。『中世寺社信仰の場』思文閣出版一九九九・8再録)
- * 黒田龍二②「床下參籠・床下祭儀」(月刊百科二〇三、一九八八・1。『中世寺社信仰の場』思文閣出版一九九九・8再録)
- * 小林美和「延慶本平家物語の性格—寿祝と唱導の文芸云」(伝承文学研究一〇、一九七七・7。『平家物語生成論』三、弥井書店、一九八六・5再録。引用は後者による)
- * 小峯和明「早大図書館蔵教林文庫翻刻(七)——山王関係資料三種」(調査研究報告一三、一九九一・3)
- * 嵐嶽井健『日吉大社と山王権現』(第六章 下殿とその祭祀)(人文書院一九九一・8)
- * 桜井陽子「延慶本平家物語(応永書き写本)の本文改編についての一考察—願立説話より」(国語と国文学、二〇〇二・2)
- * 佐藤眞人「中世日吉社の巫覡について」(國學院雑誌八五一八、一九八四・8)
- * 武久堅「願立」説話の展開(日本文芸研究三四一三、一九八二・9。『平家物語成立過程考』桜風社一九八六・10再録)
- * 名波弘彰①「師通願立説話と日吉神社」(寺子屋語学文化研究所論叢三、一九八四・12)
- * 名波弘彰②「平家物語」に現れる日吉神社関係説話の考察—中世日吉神社における宮籠りと樹下僧—(文芸言語研究 文芸篇九、一九八四・12)
- * 丹生谷哲一『検非違使 中世のけがれと権力』(平凡社一九八六・12。増補版、平凡社ライブラリー一〇〇八・8。引用は後者による)
- * 橋本義彦「藤氏長者と渡領」(坂本太郎博士古希記念会編『続日本古代史論集』下、一九七一・7。『平安貴族社会の研究』吉川弘文館、

一九七六・9再録。引用は後者による)

*服部幸造「南都本平家物語(卷二)本文考」(大阪府立大学紀要「人文・社会科学」二二、一九七三・3)『語り物文学叢説—聞く語り・読む語り—』三弥井書店一〇〇一・5再録。引用は後者による)

*水戸部正男「殿ト渡領の性質」(法制史研究四、一九五四)

*目崎徳衛「佐藤氏と紀伊国田中荘—西行伝記研究 その一」(聖心女子大学論叢四三、一九七一・6)『西行の思想史的研究』吉川弘文館

一九七八・12再録。引用は後者による)

*山本ひろこ「中世日吉社の十輪師信仰と担い手集団—叡山・靈童・巫覡の三層構造をめぐって—」(寺子屋語学文化研究所論叢二、一九八四・12)

*義江彰夫「摂関家領の相続研究序説」(史学雑誌七六一四、一九六七・4)

*渡辺晴美「平家物語卷一「願立」説話の構造について」(国語国文研究八六、一九八一・7)

其後中二年有テ承徳二年六月廿一日ニ、閔白殿本ノ¹御髪際ニ又²惡瘡出キサセ給ヘリ。兼テ³御託宣有シカバ、今ハ一筋ニ後世ノ御⁴營有ケルガ、同廿八日ニ、大殿ニ先立給テ薨ジ給フ。御年三十八、未盛ノ御事也。⁴京極ノ前大相國師実公ノ長⁵三⁶男、御母ハ右大臣師房ノ御娘也。才幹抜萃ニシテ、容貌⁶端正ニ⁷御坐シ上、時ノ閔白ニ⁸御坐カバ、百官⁹袂ヲ絞リ、¹⁰万庶¹¹悲ヲ含メリ。マシテ父ノ大殿、北政所ノ御心中、タゞ押量ベシ。此¹²御病ハ¹³御髪際ニ出テ、¹⁴惡瘡ニテ大ニ腫サセ給ヘリ。御看病ニ¹⁵伺候シタル輩、¹⁶立烏帽子ヲ著テ前後ニ侍ケルガ、¹⁸互ニ¹⁹見ヌ程ニ²⁰大ニ高²¹腫サセ給タレバ、入棺可^レ奉²²葬送²³御有様ニモ非²⁴。父ノ大殿是²⁵守御覽ジテ、御涙ニ咽バセ給ナガラ、御行水召レテ、春日大明神ヲ伏拜セ給テ、「子息師通、山王ノ御咎メトテ、世ヲ²²早シ候ヌ。イカニ春日明神ハ思食捨サセ給ケルヤラン。但定業限アラン命、今ハ力及侍ラズ。カ、ル淺間敷²³有様ニテ、恥²⁵隠ベキ様ナシ。」²⁶此後ノ氏人、々々タルベキナラバ、此姿ヲ本ノ形成給ヘ。最後ノ²⁴孝養仕ラント、泣々口説給ケルコソ哀ナレ。御納受有ケルニヤ、忽ニ御腫ノシヘサセ給テ、入棺事²⁵畢²⁶ニケリ。閔白殿ハサコソ御心モ猛、²⁶理ツヨクユ、シキ人ニテ²⁷御座シカ共、事ノ急ニ成ケルニハ、御命ヲ惜給ケリ。誠ニ惜ベキ御齡也。²⁸未四十二ダニモ成セ給ハズ。何事モ²⁸先世ノ事ト申ナガラ、親ニ先立セ給フ²⁹御怨モ哀也シ御事也。サレバ昔モ今モ、山門ノ訴詔ハ恐シキ事也。大衆憤³⁰ヲナシ、山王ノ衆徒ヲ³¹育御坐事³²難³³默止³⁴ト申伝タリ。中宮³³大夫帥忠、姦邪ノ詞ヲ出サズハ、カ、ル大事ニヤ及ベキ。³⁴江中納言³⁵匡房卿³⁶ノ大ニ被歎申³⁷ケルモ思知ル、トゾ申アヘリケル。

【校異】1 〈近〉「御くしきいに」とし、「い」の右に「は」を傍記。〈蓬〉「御髪際に」、「静」、「御髪際に」。2 〈近〉「あくさう」、「蓬・静」、「あしき瘡」。3 〈静〉「御託宣」。4 〈静〉「京極前」。5 〈蓬〉「容貌」。6 〈近〉「たむせいに」、「蓬・静」、「端正に」。7 〈近〉「おはしまし」、「蓬」「御座」、「静」

「御座」。8 〈近〉「おはしましゝかは」。〈蓬〉「座かは」とし、「座」の前に補入符あり。「御」を傍記。〈静〉「御座かは」。9 〈静〉「杉を」。10 〈近〉「はんそ」、〈蓬〉「万庶」、〈静〉「万庶」。11 〈近〉「かなしみを」、〈蓬・静〉「かなしみを」。12 〈近〉「御やまふは」。13 〈近〉「御くしきはに」、〈蓬〉「御髮きはに」、〈静〉「御髮きはに」。14 〈近〉「あくさうにて」、〈蓬・静〉「あく瘡にて」。15 〈蓬・静〉「祇候したる」。16 〈近〉「其から」、〈蓬〉「とも立」とし、「立」に見せ消ち。右に「から」を傍記。17 〈近〉「たてゑほうしを」、〈蓬〉「烏帽子を」。18 〈蓬・静〉「互ニ」なし。19 〈近〉「見ぬ」、〈蓬・静〉「みえぬ」。20 〈蓬〉「大ニ」なし。21 〈近〉「はれさせ給ひたれば」、〈蓬・静〉「腫させ給へりたれば」。22 〈近〉「はやうし候ぬ」、〈蓬〉「早くし給ぬ」、〈静〉「早くし候ぬ」。23 〈蓬〉「かくへき」。24 〈近〉「けうやう」、〈蓬・静〉「孝養」。25 〈静〉「畢にけり」。26 〈近〉「ことはり」、〈蓬〉「理」、〈静〉「理」。27 〈近〉「おはしましゝかとも」、〈蓬〉「御座かとも」。28 〈近〉「前世の」、〈蓬〉「先世の」。29 〈蓬〉「御恨も」。30 〈近〉「ヲ」なし。31 〈近〉「はこくみおはします」、〈蓬〉「孚御座」、〈静〉「孚御座」。32 〈近〉「もたしかたしと」、〈蓬・静〉「默止かたきと」。33 〈近〉「たゆふ」、〈蓬〉「大夫」、〈静〉「大夫」。34 〈近〉「江のちうなごん」、〈蓬〉「江中納言」。35 〈近〉「きやうはうのきやうの」、〈蓬〉「匡房卿の」、〈静〉「匡房卿の」。

【注解】○其後中二年有テ承徳二年六月廿一日ニ、関白殿本ノ御髪際

ニ又惡瘡出キサセ給ヘリ 平家物語諸本と、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』の日吉関係の靈験記との間には、師通の病と願立の時間設定に大きな違いがある。平家物語諸本では、大衆による呪詛の直後に師通が病を発し、母の願立なども空しく（あるいは延命され）、数年後に病が再発し、病死したとする。それに対して、靈験記類では呪詛の四（三）年後に師通が発症、願立も空しく一週間後に病沒したとする。つまり、強訴事件と師通の死という史実の間のどこに願立を設定するかが異なっているのである。平家物語諸本と日吉関係の靈験記とが、それぞれの出来事をいつのこととして記しているかまとめるると、次の表のようになる。

	諸本	強訴	呪詛	師通發病	願立	師通死去
（四）	嘉応一 1170 *	不明	不明	不明	38歳	
（闕）	嘉保一 1095	不明	不明	不明	38歳	
（延）	嘉保元 1094・10・24	不明	不明	不明	38歳	
（長）	嘉保元 1169 *	不明	不明	不明	38歳	
（盛）	嘉保 1095・10・24	不明	不明	不明	38歳	
（南）	嘉保一 1095	不明	不明	不明	38歳	
（覚）	嘉保一 1095	不明	不明	不明	38歳	
（屋）	嘉保一 1095	不明	不明	不明	38歳	
不明	嘉保一 1095	不明	不明	不明	38歳	
不明	嘉保一 1095	不明	不明	不明	38歳	
不明	嘉保一 1095	不明	不明	不明	38歳	
（三年延命永長一 1097・6・28、38歳）	暫し平癒。永長一 1097・6・28、38歳					
（三年延命永長一 1097・6・28、38歳）	三年延命承徳一 1098・6・28、38歳					

山王靈驗記	利生記	中	嘉保元 1094冬	不明	不明	三年延命 康和元 1099・6・28、38歳
嘉保 1095・ 10・ 24	嘉保 1095・ 10・ 24	10・ 25	中二年承徳三 1099・6・ 21	6・ 23～ 28	1099・6・ 28、38 歳	
不明	承徳一 1098・6・ 21	不明	の間か			
		1098・6・ 28、38 歳				

* 〈四・長〉の「嘉心」は「嘉保」の誤りと考えられる。

まず『日吉山王利生記』を軸として靈驗記類の記事を見てみる。強訴、

呪詛のあつた嘉保二年（一〇九五）から「中二年ありける承徳三年六月廿一日、閔白殿のかみぎわにあしき瘡いでさせ給たりとて」、「御夢には、叡山の方よりかぶら箭のなりて、御身にかゝるとぞ御覽じたりける」（六七一頁）。そのため、二十三日「一探手半薬師如来像、延命菩薩像各一百体、又等身の薬師一體」建立・供養。二十六日より千僧による仁王講、および澄禪僧都を導師とした一切經・金泥法華經供養。二十七日より中堂で千僧による薬師經転読。二十八日夜半病が重篤化、驛驅驥駒の類、金銀幣帛の類を諸社に贈り、二寺の願書を天台座主仁覚僧正へ送り、丈六の薬師七体、阿弥陀如来一体を奉納、その折北の政所の願立があつたのにもかかわらず、同日師通逝去となつている。ここでは、発病が承徳三年（一〇九九）のこととされており、事件発生から「中二年」する記述とはあわない。事件発生から発病まで時間が空いた理由については、託宣の中で「此二年すぎつるも、聊存旨有つ」（六七一頁）と曖昧に記す。『山王絵詞』も同様、『山王靈驗記』も展開は同じであるが、発病を承徳二年（一〇九八）とす。これら靈驗記類では、発病から急速に悪化する師通の容体に対応して、次々に供養が行なわれるが、その甲斐もなく師通は逝去してし

まつたことになる。このような展開では、北の政所による参籠・願立が入り込む時間的余裕がない。六月十一日の発病を受け、二十三日から二十八日までの供養を語った後に、北政所の願立があつたことを記すものの、師通は二十八日に逝去しているわけだから、時間的にはかなり無理があるようにも思われる。しかし、ここで重要なのは、託宣の中で「抑法華講はしかるべき。かゝればとて永劫まで、生死にしづめんとは思はぬなり」（六七一頁）と述べられていることである。

つまり、法華講によつて延命するなどとは言つておらず、未来永劫に生死の迷界を流転させることはないと言つてゐるのであり、約束どおり、死後に八王子の盤石で苦しむ師通は、法華講によつて救われることになるのである。筋道としては一貫していると言えよう。これと平家物語諸本とどちらが古態であるかは慎重に考えねばなるまいが、『日吉山王利生記』のような説話に対して、北政所の身を削る誓願が報われないと捉えた場合、平家物語諸本のように発病と誓願の時期を早めることで、三年延命されるという設定に改編したと捉えることも可能であろう。次に、平家物語の諸本を比較してみる。〈四・鬪・延・長・盛・南・屋・覺・中〉は、いづれも嘆訴・呪詛と続く展開の中で発病を記しており、その時期を明記しない。その一方で、再発については日付を明記したテキストが多く、その時期については異同がみられる。〈盛〉は、師通の再発を承徳二年（一〇九八）六月二十一日とする。同様に記す『山門日吉活套記』は〈盛〉を参照したのであろう（なお『山王靈驗記』は発病そのものを承徳二年六月二十一日とする）。〈延・覚〉は再発を永長二年（一〇九七）六月二十一日とし、〈中〉は康和元年（正徳三年、一〇九九）六月二十一日とする。また〈屋〉は「永

長三年六月廿六日、御病^ハ病重ラセ給テ」(七二頁)と記す。〈南〉は月日を記さず、再発を永長三年とするが、永長は二年(一〇九七)十一月に承徳と改元しているので、この元号は不審。一方、法華講の功德による一旦の平癒・三年間の延命を記さない〈四・闘・長〉は次のようになる。〈四〉は発病・逝去の日付を記さない。〈闘〉は発病の日付を記さず、逝去を康和元年(一〇九九)六月二十八日とする。〈長〉は、発病の日付を記さず、逝去を承徳元年(一〇九七)六月二十六日とする。なお、〈延・盛・覺・中〉については、年代は異なるものの、再発の日付については六月二十一日で一致することが〈延全注釈〉で指摘される(卷一一四八二頁)。『長秋記』目録康和元年(承徳三年、一〇九九)六月二十一日条に「閔白殿^ハ禁」とあり、同六月二十五日条「閔白殿上表事」、『中右記』目録康和元年六月二十五日条「閔白殿依^ハ病御上表^ハ使俊忠^ハ被^ハ留^ハ表」ともあるので、実際に承徳三年(康永元年)六月二十日前後に発病、その後急速に悪化し、二十五日には辞表を提出せざるを得ない状態に至ったと考えられる。この点、〈延全注釈〉は「三年の延命を描く〈延・覺・中・南・盛〉の年代をめぐって、〔三年〕は、物語で時の経過として頻用される表現であり、史実への配慮と同時に、そうした慣用的表現を用いたという面もあるう」(卷一一四八一頁)と指摘する。なお師通の病気を、顔にできた惡瘡とするのは〈延・長・盛・覺〉。〈延〉「山王ノ御トガメトテ、御グシノキニアシキ御瘡出来サセ給テ」(卷一一八四〇)、〈覺〉「御ぐしのきはに惡御瘡出でさせ給て」(上一五五頁)、これに対して〈長〉は「ひだりの御かほさきに、御かぶれ出で」(一八九頁)とする。ただし〈長〉は、入棺に際して大殿が春日明神に祈願した結果「たちまちに御はら、は

れしえさせ給ひて」(一九三頁)と、膨れあがっていたのは腹部としており、前の記述と食い違いを見せていく。〈四〉は「自^レより本腫物^ハ御病^ハ御在け^ハ」(卷一一五一右)と病が「腫物」であったとしながらも、その位置についての記載がないので、入棺に際して「忽^ヒ御腹の脹^レ消^{サセセド}」(卷一一五一左)と腹部の腫が消え去った事と矛盾しない。『長秋記』の「禁」は「腫物。また、面胞のこと」〈日国大〉を意味しており、『今鏡』卷四「藤波の上」にも「御にきみのほど、人の申し侍りしは、常の事と申しながら、山の大衆のおどろおどろしく申しけるもむつかしく、世中こころよからぬつもりにやありけむとも申し侍りき」(中一一五一頁)とあるので、惡瘡が死因となつたのは間違いないなかろう。○兼^テ御託宣有シカバ、今ハ一筋ニ後世ノ御嘗有ケルガ^ハ盛^ハの独自本文。(再発した後は)兼ねて下された託宣に鑑みて、師通は一筋に後世の嘗みに努めていたとする。○同廿八日ニ、大殿ニ先立給テ薨ジ給フ。御年三十八、未盛ノ御事也 师通の父師実の死は康和三年(一一〇一)、父よりも早い死であった。師通逝去を六月二十八日とするのは〈闘・盛・屋・中〉および『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』。但し諸本によって年代が異なる。〈闘・中〉『日吉山王利生記』『山王絵詞』はこれを康和元年(=承徳三年、一〇九九)とし、これが正しい。〈盛〉『山王靈験記』は承徳二年(一〇九八)、〈屋〉は永長一年(一〇九七)とする。また〈延・覺〉は永長一年(一〇九七)六月二十七日とする。〈延〉の場合、「カ、リシ程ニ、後一条閔白殿、御病カルマセ給テ」(卷一一八四〇)から「利物ノ方便ナレバ、御トガメ無ルベシトモ覺ズ」(卷一一八四〇)までが、〈覺〉とほぼ同文で、

これは〈延〉が応永書写段階で〈覚〉の本文を取り込んだためと見られることを櫻井陽子が指摘する（四七頁）。とすれば日付に関しても〈覚〉の誤りを〈延〉が引き写した結果か。〈長〉は承徳元年（一〇九七）六月二十六日とする。〈南〉は逝去の月日を記さない。〈四〉は没年を記さず、逝去した時が三十八歳としか記さないため、〈闘・長〉のように、呪詛・発病から死去までになぜ数年も経過したのかという疑問が生じにくるが、師通逝去の七年後の七月七日に白河院が崩御と記す。白河院崩御は大治四年（一一二九）七月七日なので、そこから逆算すると師通の逝去は保安二年（一一二二）ということになり、史実と合わない。白河院崩御に関連づけるのは、山王の靈威を強調するためと考えられよう（〈延全注釈〉卷一一四八三頁）。師通死去を記す記録としては以下のものがある。『長秋記』目録康和元年（承徳三年）（一〇九九）六月二十八日条「閔白殿薨去事」、『中右記』目録康和元年六月二十八日条「午時閔白薨給（卅八、有眞書）」。『本朝世紀』康和元年六月二十八日条「閔白從一位行内大臣藤原師通公薨」。『百練抄』康和元年六月二十八日条「閔白師通薨」。『卅八、腫物』。なお、〈長〉は師通最後の言葉が「あなむつかしの、さるのおほきよ、く」（一九二頁）というものであつたと、山王の祟りを強調している。『愚管抄』卷四には、「サテホリカハノ院ノ御時、山ノ大衆ウタヘシテ日吉ノ御コシヲフリクダシタリケル。返くキクハイナリトテ、後一条殿サタシテ射チラシテ神輿ニヤタチナドシテアリケリ。友美トイフ禰宜キズヲカフムリナンドシタリケレバ、ソノタヽリニテ後一条殿ハトクウセラレニケリ」（旧太系一〇五頁）として、この時すでに山王の祟りと師通の死が直接に結びつけられていたことが分かる。これを

遡って、『今鏡』第四「藤波の上」では、師通の死に際して、「四十にだに足らせ給はぬ、をしかるべき御よはひなり。限りある御命と申しながら、御にきみのほど、人の申し侍りしは、常の事と申しながら、山の大衆のおどろおどろしく申しけるもむつかしく、世中こころよからぬつもりにやありけむとも申し侍りき」（『今鏡全訳注』中一一五一頁）とある。この「山の大衆のおどろおどろしく申しける」が、当時の大衆が師通の死を山王の祟りであると吹聴していたことを指すのだろう。後に『日吉山王利生記』などに見られるような願立説話が生み出されていく萌芽をここに読み取れよう。○京極ノ前大相國師実公ノ長男、御母ハ右大臣師房ノ御娘也。『本朝世紀』第二十三、康和元年六月二十八日条「公者。前太政大臣從一位藤原師実公一男。母從一位行右大臣源師房公女也」（国史大系三〇六頁）。○才幹抜萃ニシテ、容貌端正ニ御坐シ上、時ノ閔白ニ御坐カバ、百官袂ヲ絞リ、万庶悲ヲ含メリ。『日吉山王利生記』『山王繪詞』の「才幹抜萃にして容貌端正也しかども。遂六月廿八日にぞ薨給にける」（『日吉山王利生記』六七二頁）と関係があろう。師通の才幹や容姿については、『本朝世紀』康和元年六月二十八日条には、「公受性豁達。好賢愛士。以仁施人。以德加物。多進文学之士。漸退世利之人。嘉保永長間。天下肅然。機務余暇。好学不倦。就權中納言大江匡房卿。受經史説。以儒宗也。又召大學頭惟宗孝言朝臣令侍且読。凡厥百家莫不二通覽。又巧篆隸。能長糸竹。就天宰帥經信卿。学琵琶。論其骨法。有藍青。又軀貌閑麗。容儀魁梧」（国史大系三〇七頁）と記される。「論其骨法。有藍青」は、「学芸の神髄を論ずるに、師を凌ぐものがあつた」の意か。「容儀魁梧」は「体格に優れて立派な

こと」。『栄花物語』卷三十九「布引の瀧」に「今年ぞ大将殿十六にならせ給へど、いと大きやかに、うつくしう愛敬づき、めでたくおはします」(旧大系『栄花物語』下一五二四頁)、「大将殿は、御かたち有様、匂やかに愛敬づき、めでたき御有様なり」(同五三〇頁)と記される。『今鏡』第四「藤波の上」に、「承徳三年六月二十八日、御年三十八にてうせさせ給ひにき。大臣の位にて十七年おはしましき。この大臣、御心ばへたけく、姿も御能もすぐれてなむおはしましける。御即位などにや侍りけむ、匡房の中納言、この殿の御有様をほめたてまつりて、あはれ、これを唐土の人見せ侍らばや。一人のとてさし出だしてまつりたらんに、いかほめ聞えむ」などぞ、まのあたり申しける。玄上といふ琵琶を弾き給ひければ、おほきなる琵琶の塵ばかりにぞ見え侍りける。手などもよく書かせ給ひけり。「孫の殿などばかりはおはしまさずやらむ、手書きにおはしましき」とぞ、定信の君は人に語られる(『今鏡全訳注』中一一五〇頁)とあり、容姿も才能も評価が高かつたことがわかる。

○此御病ハ御髪際ニ出テ、悪瘡ニテ大二腫サセ給ヘリ

以下、師通の最後の有様と入棺に際しての春日明神の靈験を語るのは〈四・長・盛〉および『山門日吉活套記』のみ。本来、山王の靈威を語るのが目的である「願立」説話の中に、春日明神の靈験譚が入ってくるのは不自然であろう。『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈驗記』にも、この逸話は見えない。名波弘彰は「四部本の願立説話には他に春日明神の冥助のモチーフをもつ異質な要素が接続していく、説話全体の成立には撰閥家のなんらかの介在が認められる。それゆえ本話が八王子講由来談とは截然と区別されるというものではない」(一九頁)と、この逸話成立の背景に撰閥家側の介在を指

摘する。

○御看病ニ伺候シタル輩、立烏帽子ヲ著テ前後ニ侍ケルガ、互ニ見ヌ程ニ大ニ高腫サセ給タレバ、入棺可奉葬送御有様ニモ非先にあつたように、死因となつた惡瘡が〈延〉「御グシノキハ」(卷一八四〇)、〈長〉「ひだりの御かほさき」(一八九頁)、〈盛〉「御髪際」(一一三八頁)であったとすれば、看病の人々が「互ニ見ヌ程ニ大ニ高腫サセ給タレバ」という状況は考えにくい。〈長〉「たちまちに御はら、はれしえさせ給ひて」(一九三頁)、〈四〉「忽ニ御腹の脹消サセモ」(卷一五一左)などの入棺に際しての様子から見て、この逸話で想定されているのは大きな腹部の腫れであったのではないか。〈四〉が顔とはせず、「自より本腫物の御病ニテ」(卷一五一右)としか記されることは、この逸話との齟齬を避けようとしたためかと考えられる。こうした不自然さは、この逸話が、名波弘彰が指摘するように、本来は八王子八講の由来譚であった「願立」説話とは別の背景をもつて成立したものであることを示唆している。なお、腹部の腫れによって死に至った人物としては、後白河院の例(『玉葉』建久二年閏十二月十六日条「御腹張満、始如当月妊者」、又御脛股腫無減之上、御腰猶腫給、昨日又御面小腫給)が想起されよう。

○父ノ大殿是ヲ守御覽ジテ、御涙ニ咽バセ給ナガラ、御行水召レテ、春日大明神ヲ伏拜セ給テ:

大殿(師実)が沐浴をして春日明神に祈願する結構は〈四・長〉と共に通。〈四〉「大殿乍レ咽ニセド御涙ニ召御湯沐を伏シ拌ドヒ春日の大明神の御方をカマセトイ」(卷一一五一右、五一左)、〈長〉「大殿、是を御らんじて、御涙にむせばせ給ひつゝ、御いかげめして、春日の大明神の御方をふしおがませ給ひて」(一九三頁)。

○子息師通、山王ノ御咎メトテ、世ヲ早シ候ヌ。此後ノ氏人、々々タルベキナラバ、此姿ヲ本ノ形成給

へ。最後ノ孝養仕ラン。父師実の、たとえ山王の咎を受けたとしても、氏神である春日明神はどうしてお見捨てになるがあろうか、との悲痛な叫びは、〈四・長〉と共に通。但し、〈四・長〉は、〈盛〉の「イカニ春日明神ハ思食捨サセ給ケルヤラン」を欠く。以下、傍線部が〈盛〉に近似する箇所。波線部は、〈四〉により近似する。〈四〉「設山王の御科目」^{〔四〕}「師通早レクシ世を候とも斯有様」^{〔四〕}「可レ隱々恥を之様キ不候助^{〔四〕}セドヘ定業限リ候命申むコニ難キ事にて候はゞ此の後^{〔四〕}氏人可^{〔四〕}は為^{〔四〕}なる氏人転シテ此の震^{〔四〕}キヌ^{〔四〕}如^{〔四〕}レ本の成シ賜^{〔四〕}タヒ御在^{〔四〕}」(卷一一五一左)、〈長〉「たとひ山王大師の御とがめにて、もろみち、世をはやうし候とも、かゝるありさまにてはぢをかくすべき様も候はず。定業かぎりあり。命を申さばこそ、かたき事を申とも、おぼしめされ候はめ。此おびたゝしき姿を、もとのかたちになして給候へ。けうやう仕候はん」(一一九三頁)。○関白殿ハサコソ御心モ猛、理ツヨクユ、シキ人ニテ御座シカ共：「未四十二ダニモ成セ給ハズ」まで、〈延・屋・覚・中〉同。『今鏡』「すべらぎの中」には「後二条の大臣こそ、「おりるの帝の門に車立つるやうやはある」など宣はせけれ」(『今鏡全訳注』上一一四五頁)と、上達部たちが内裏ではなく、白河院の御所に参候することを、師通が批判したことを伝える(『増鏡』卷十「老のなみ」にも同逸話が記される)。竹鼻續も師通は「白河院や師実をも無視して専行することがあつたが、これは道理をもつて政治に臨んだからであり、その結果が「嘉保永長」間、天下肅然タリ(『本朝世紀』)と評価されることにもなつた」(一二四九頁)と指摘する。また〈延全注釈〉も『愚管抄』卷四「後二条殿又事ノホカニ引ハリタル人ニテ、世ノマツリコト、太上天皇ニモ大殿ニ

モ、イトモ申サデセラル、事モマジリタリケルニヤトゾ申スメル」(『旧大系』二〇四頁)、『後二条師通記』永長元年正月十二日条「有^{〔二〕}非理^{〔一〕}時、可^{〔二〕}申^{〔一〕}道理^{〔二〕}也」などを引きながら、「撰閑家長者としての面目を施した人物であった」(卷一一四八三頁)と指摘する。○事ノ急ニ成ケルニハ、御命ヲ惜給ケリ。誠ニ惜ベキ御齡也。未四十二ダニモ成セ給ハズ 事がさし迫り今際の時になると、師通はさすがに命を惜しましたが、それもそのはず、まだ四十歳にも至らぬ歳であったの意。『今鏡』卷四「藤波の上」に、「四十にだに足らせ給はぬ、をしきるべき御よはひなり。限りある御命と申しながら」(『今鏡全訳注』中一一五一頁)。○サレバ昔モ今モ、山門ノ訴詔ハ恐シキ事也^{〔二〕} 平家物語諸本は、山門の訴訟が他とは異なり格別であることを繰り返し訴える。〈盛〉でも「山門ノ訴訟ハ昔ヨリ他ニ異也」(一一二三四頁)などとして既出。なお〈盛全訳〉一一「太政大臣」^{〔二〕}下サモ可然公卿殿上人^{〔二〕}の項(八七頁)参照。○中宮大夫師忠、姦邪ノ詞ヲ出サズハ^{〔二〕} 以下の一節は平家物語諸本には見えないが、『日吉山王利生記』にも、「師忠姦邪の詞をのべずば、かゝる大事やはいでくべき。讒臣在中主之蠹也。姦人在國^{〔二〕}之残也と云はことはりかな。されば江納言のおほきに愁歎ありしことも、思あはせらるゝとぞ申あへりける」(六七三頁)。『山王絵詞』もほぼ同)とある(「姦」の文字は、『盛』^{〔二〕}の項参照)。師忠を非難する匡房の言葉「師忠悪様ニ執申サズハ、闕臣乱^{〔二〕}國トイヘリ。為^{〔二〕}世^{〔二〕}人、哀^{〔二〕}亡^{〔二〕}國^{〔二〕}ノ基カナ」(三〇〇頁)を受ける(「師忠惡様ニ執申サズハ、

り、両者の密接な本文関係を示唆している（延長の詞章は〈盛〉『日吉山王利生記』とはやや異なる）。○江中納言匡房卿ノ大ニ被歎申ケルモ思知ル、トゾ申アヘリケル。『本朝世紀』康和元年六月二十八日条には、「匡房卿偷語人云々。望公威容。殆不類本朝人」。

恨不「令見殊俗之人」。薨時。春秋卅八。天与其才。不与寿。嗟

平惜哉（国史大系三〇七頁）と記される。また、『今鏡』卷四「藤波の上」にも同様に、「匡房の中納言、この殿の御有様をほめたてまつだしたてまつりたらむに、いかにほめ聞えむ」などぞ、まのあたり申しける」（『今鏡全注釈』中一一五〇頁）と記される。

【引用研究文献】

- * 桜井陽子「延慶本平家物語（応永書写本）の本文改編についての一考察—願立説話より—」（国語と国文学、二〇〇一・2）
- * 名波弘彰「師通願立説話と日吉神社」（寺子屋語学文化研究所論叢）三、一九八四・12)

¹ 関白殿薨去ノ後、八王子ト三宮トノ神殿ノ²間、磐石³アリ、彼石ノ下ニ、雨ノ降夜ハ常二人ノ⁴愁吟スル⁵声聞エケリ。参詣ノ貴賤アヤシミ思ケリ。余多人ノ夢ニ見ケルハ、束帶シタル氣高上臍ノ仰ニ⁶ハ、「我ハコレ、前関白從一位内大臣師通也。八王子權現、我魂ヲ此岩ノ下ニ籠置セ給ヘリ。サラヌダニ悲キニ、雨ノ降夜ハ石フトリテ責押ニ⁷依テ、其苦ミ⁸難堪也」トテ、石ノ中ニ⁹御座トゾ示給タリケル。星霜ヤウ¹⁰経程ニ、今ハ愁吟ノ¹¹音絕ニケリ。人ノ夢ニ、「我久磐石ノ下ニ被籠置タリツレ¹²共、長日ノ法華講経ノ功力ニ¹³依テ相助リ、都卒天宮ニ生¹⁴タリ」ト告ラレケリ。サテコソ磐石ノ重キ苦ノ¹⁵御音モナカリケレ。惡様ニ申勸マイラセタリケル中宮¹⁶大夫師忠モ、幾程ナクシテ失ニケリ。禰宜友実ヲ射タリケル中務丞頼治自害シテ、一類モ皆¹⁷ケリ。神明罰ニ¹⁸愚人トハ此事ニヤ、申モ中々疎也。

¹⁹ 今年改元²⁰有テ、治承元年トイフ。

【校異】 1 〈近〉「くはんはくどのこうきよの」、〈蓬〉「関白殿薨去の」、〈静〉「関白殿薨去の」。2 〈近〉「あひたに」、〈蓬〉「間に」、〈静〉「間に」。3 〈蓬・静〉「アリ」なし。4 〈近〉「うれへぎんする」とし、「うれへ」の右に「しう歟」を傍記。〈蓬〉「愁吟する」、〈静〉「愁吟する」。5 〈蓬・静〉「音」。6 〈蓬・静〉「ハ」なし。7 〈近・蓬・静〉「よつて」。8 〈近〉「たへかたとして」、〈蓬・静〉「堪かたき也」とて」。9 〈近〉「おはしますとそ」、〈蓬〉「御座とそ」、〈静〉「御座とそ」。10 〈近〉「こゑ」、〈静〉「音」。11 〈蓬・静〉「共」なし。12 〈近・蓬〉「よつて」、〈静〉「よりて」。13 〈近〉「とそつてんくはんに」。14 〈近〉「御こゑも」、〈蓬〉「御音も」。15 〈近〉「たゆふ」、〈蓬〉「大夫」。16 〈蓬・静〉「いく程も」。17 〈蓬〉「愚人」。18 〈近〉「をろか也」、〈蓬・静〉「疎也」。19 〈底・近・蓬・静〉「治承元年トイフ」まで一字下げ。20 〈近〉「あつて」、〈蓬・静〉「ありて」。

【注解】 ○ 関白殿薨去ノ後、八王子ト三宮トノ神殿ノ間、磐石アリ
以下、師通の魂が薨去後に日吉の大盤石の下に幽閉されたという説話

を記すのは、〈盛〉の他には〈長〉のみ。ただし、『日吉山王利生記』『山王絵詞』『山王靈験記』には同話が記されている。なお、『日吉山王利

生記』『山門絵詞』は、〈盛〉とほぼ同文。〈盛〉を除くと、いずれも託宣において法華講の効験として三年の延命ではなく、後生の救済が語られているテキストである。『日吉山王利生記』『山門絵詞』『山王靈験記』では、死後に八王子権現によって大盤石の下に閉じ込められた師通の魂が、法華講の功徳によって救済されたことが、人々の夢によって明かされる。これは託宣の言葉「三の願の中に、二は更々無其要。頬治に仰て我に恥をあたへし事、争わるべきなれば、命をば召とするべし。此二三年すぎつるも、聊存旨有つ。於今はたゆむ心なし。抑法華講はしかるべし。かゝればとて永劫まで生死にしづめんとは思はぬなり」（『日吉山王利生記』六七二頁）に呼応している。『日吉山王利生記』『山門絵詞』の場合、呪咀を受け止めるのも、託宣するのも八王子権現で一貫している。また、八王子権現が北の政所の思いに同情する場面・言葉はなく、怒れる神、崇る神としての姿で一貫している。

一方、〈長〉の場合、北の政所の願立に対し、一々にこれに共感しつつも、「此願まことにありがたし」（一九〇頁）、「是まことにしゆ勝の事におもふらん」「まことに此願の事、申につけてあはれなり」、「此事又おなじく、いとをしく思奉る」（一九一頁）、理由を付けてこれらを退け、「衆徒のうれひ」（一九一頁）が「我なげき」（一九二頁）であるが故に、「いのるともかなふまじ。定業かぎりあり。我力およばず」（一九二頁）としながらも、法華講についてのみは、「仏事なれば我うけおぼしめす。今生にをいてはかなふまじ。後生をばたすけ奉らん」（一九一頁）とする。ところが、師通が逝去したので法華經奉納の御願が実現されなかつたために、八王子の憤りに触れて師通の靈が大盤石の下に閉じ込められたと語る。〈長〉の場合、前半

部の願立説話で、最初に病をもたらしたのは八王子、託宣神は山王、師通に死をもたらしたのも山王としながら、山王自身は北の政所の信条に同情的な姿を見せていた。ところが、この最後の部分で再び八王子がクローズアップされ、その憤りの理由を約束された法華講が奉納されないことにあると説明していることになる。

		〈延〉	〈南〉	〈屋〉	〈覚〉	〈中〉	〈闘〉	〈四〉	〈長〉	〈利〉	〈絵〉	〈靈〉	〈盛〉
発病・快癒		目付なし											
発病・再癒		2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21	2・6・21
逝去		永長											
春日利生譚	×	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28	2・6・28
大盤石譚	×												
託宣場所	山王	八王子	十禪師	八王子									
託宣神	山王	権現	一	山王	八王子								

* 〔利〕は『日吉山王利生記』、〔絵〕は『山門絵詞』、〔靈〕は『山王靈験記』

このように一覧にしてみると、水原一（九八頁）、名波弘彰①が指摘する八王子法華講由来譚には、大きくは二つのパターン、法華講の功徳による三年の延命を説くもの（〈延・南・屋・覚・中〉）と、法華講の功徳として後世の救済を説くもの（〈長〉『日吉山王利生記』『山門絵詞』『山王靈験記』）があり、〈盛〉はその両方を兼ね備えていることになる。『日吉山王利生記』ののような靈験譚成立と平家物語との関係を考えるならば、説話としては後者が先行し、それが平家物語において前者のように変化したか。なお、磐石とは、八王子山の上、八王子と三宮の間にある、金大巖と呼ばれる磐座のこと。景山春樹が、時代の下る資料ではあるが『日吉社禰宜口伝抄』や『日吉社神道秘密記』を用いて述べているよ

うに、古来八王子山は神体山であり、金大巖を中心とする巨石崇拜の聖地であったとされる（六六〇七四頁）。『山家要略記』「八王子大明神垂迹事」に「匡房宣奉勅進官神祇宣令文曰」として、「八王子〈俗形〉天神國狹槌尊、人皇第十代崇神天皇即位元年（甲申）近江国滋賀郡小比叡東山、金大巖傍天降。八人皇子引率^{ヒキラレ}天降^{マツ}。故言八王子「已上」」（続天台宗全書 神道1三四〇三五頁）とあり、八王子神はこの金大巖に天降ったとされていた。○彼石ノ下二、雨ノ降夜ハ常二人ノ愁吟スル声聞エケリ　名波弘彰①は、「日吉山王利生記」卷七に、勝陽房法橋真源が夢の中で早世した勘算に出会い、八王子の「奥の谷のうしろざま」へ生を遂げるまでの間とどまつている死後の別天地があつた」という逸話と師通の魂の幽閉との共通と連れて行かれた際に、「そこには生前見慣れていた人びとが順次往性について、「八王子山の〈奥〉」—垂直的と水平的という違いは観念の上では無視してよいであろう—に聖域があるとする信仰が両者の基礎には共通するとみてよいのではなかろうか」（七頁）と指摘する。『日吉山王利生記』卷七「六道輪廻の業つきざりしかば、殆悪道に入ぬべかりしを、わが權現方便をめぐらし給て、忝なくも當社の辺に召おきて、さまゞくに扶持し給なり。すべて山門に跡をとめ、社壇に歩を運たぐひは、卑賤禽獸に至るまで残し給ふ事なし。いはんや社司寺官等宮仕官籠、皆この奥の山八王子谷のほとりに召おきて、昼夜に加護して利益懈給はず、即仏果菩提までもみそなはし給なり」（六七九頁。『山王絃詞』卷八もほぼ同文）。このように六道を輪廻する死者を留め置いたとするのは、名波弘彰①も指摘するように（八頁）、『春日權現記』卷十六に見られる、地獄に墮ちる罪人を春日野の下に置いて救

濟したとするのと同様の信仰に基づくものであろう。また、死者といふ点からは、『日吉山王利生記』卷三に見られる、後三条天皇の前世の遺骨が日吉社の「うしろの山」より発掘される逸話も想起されよう。「二宮の御託宣に、春宮は前世奉公なり。彼旧骨うしろの山にあり。堀出して見るべしと仰ありければ、これをみるに、一尺あまりの髑髏あり。もとのごとくにうづみて神にいはひ奉る、千歳の御前とて今におはします」（六六四頁。また『山家要略記』「八王子坂廟嶧事」（続天台宗全書 神道1）九三頁）参照）。日吉社周辺は古墳が多数群在しており、この古墳祭祀と金大巖の祭祀とが結びついていたと指摘されるが（景山春樹六八頁）、それは措いたとしても、八王子山が死者の救済と深く結び付けられていたことが、これらの説話群から想像できる。それが本話の主題である、法華問答講による師通の救済へと繋がってゆくのである。○余多人ノ夢ニ見ケルハ：　巖の下で愁吟する声の正体は、〈盛〉や『日吉山王利生記』『山王絃詞』では、人びとの夢によって明かされる。但し、〈盛〉では、夢の中で師通が語る形だが、『日吉山王利生記』では、閔白殿の御魂を、八王子權現巖^{權現}の底にうづみをさせ給たり。其体束帶したる貴俗磐石におされたり。雨の降時は石ふとるゆへに、いよ／＼たへがたきなりとぞしめされける」（六七三頁）とやや異なる。これに対し〈食〉では、「宮こもりにつきてたくせんせられけるは」（一九三頁）と、靈が宮籠に憑依する事によって託宣として明らかにされる。名波弘彰①は「長門本の筋立ての特色は、「宮籠り」と「御子わらは」の死靈語りによつて、ことの事情がわかるという結構をとつてゐるところにある。「御子わらは」は「物付き」とも呼ばれ、巫覡の童男・童女である。：かれらが二宮

を中心として十禪師、八王子社に依って盛んに巫術を行なっていたことがわかる。それに対し「宮籠り」は・巫術をもこととする法師巫であつたと考えられる。このようにみると、長門本の筋立ては、日吉社所属の巫観の死靈語りであつたといえよう」(三〇四頁)と指摘する。

○八王子權現

我魂ヲ此岩ノ下ニ籠置セ給ヘリ…

ここでは祟りが八王子權現によつてもたらされたものであることが明示される。

願立場面では、託宣神をめぐつて諸本で異同があり、〈四・盛〉では十禪師、〈延・長・覺〉では山王とされていた。この問題について、名波弘彰①は「願立説話を中世の日吉山王信仰の側からみれば、その基層にあると考える十禪師の託宣、八王子の祟りという神威の分掌性がやはり大きな課題として残ることになるう…八王子も十禪師も、中世の伝承ではともに小比叡神(二宮)の御子神であつて、本質的にいって、靈能の点で区別がないはずであるのに、十禪師には託宣説話が多く見られ、八王子には本説話と類似する祟り譚が見られるのである」(二〇頁)としながらも、「祟咎靈的神威が八王子權現に独自の属性かといえば、そうとはいえないのであつて、師通願立説話の所伝の中に、これを十禪師權現の祟りとするかたちで伝わっているものがあることで知られよう。とすれば、祟咎靈的神威—祟り神の跳梁—is、中世における日吉神社の神威のあり方として考えざるをえない」(二一頁)と指摘する。

○星霜ヤウ／＼経程ニ

この〈盛〉の表現や、『吉山王利生記』の「星霜かさなるほどに」(六七三頁)という表現は、かなりの日月の経過を思わせる。これに対し〈長〉では、「日別に供料をあけて、八講をつとめます。七日と申けるに、閑白殿、大ばんじやくの下をのがれさせ給ひて、紫雲にのり、西をさしておはすると

て」(一九四九五頁)と、法華講を開始して七日で大盤石の下から解放され、往生を遂げたとされる。一方『日吉山王利生記』で先ず注目されるのは、託宣に見られる神の怒りの激しさである。「頬治に仰て我に恥をあたへし事、争わるべきなれば、命をば召とるべし」(六七二頁)。さらに神はその怒りの激しさを見せつけるため、頬治に射られた禰宜の背中の傷口だとして、師通には顔に腫れ物があつたが、忽ちに師通の背中に穴があいたとする。神の怒りが尋常ではないことを示そう。なお、願立としては「長日不退法華講」が掲げられており、託宣においても先に見たように八王子神は鎮まらぬ憤りを示しながらも、「抑法華講はしかるべし。かゝればとて永劫まで生死にしづめんとは思はぬなり」(六七二頁)としていた(この点は〈長〉も同様)。

したがつて、『日吉山王利生記』では、神の激しい怒りと長期にわたる法華講の功德としての救済が語られるに矛盾はない。〈長〉の場合は、約束した法華講が実現されなかつたことに対する冥罰としての大盤石下への幽閉であつた。したがつて、約束の法華講が開始されて程なく救済がもたらされたと読める。ところが〈盛〉の場合は、そもそも法華講の功德として保証されていたのは北の政所の心情を衰れんでの三年の延命であつた。したがつて、延命期間が終わつて冥罰としての死がもたらされた以上、そこで祟りは終了していなければならぬ。三年の延命というモチーフをもつ他の諸本は、いずれもそこで話が結ばれている。ところが〈盛〉は『日吉山王利生記』のようなテキストによって、大盤石譚を再び取り込んだために、やや不自然な展開が生じてしまつたと見られる。○人ノ夢ニ、「我久磐石ノ下ニ被籠置タリツレ共、長日ノ法華講経ノ功力ニ依テ相助リ、都卒天宮ニ生

タリ」ト告ラレケリ。『日吉山王利生記』も同じく「人の夢」によつて救済が告げられる（「ひさしく盤石の下に被召置たりつれ共、長日不退法華講功力によりて、すでにたすかりぬ」六七三頁）。ただし、往生についての記述はない。〈長〉は、師通が自ら紫雲に乗つて師実の御所の上に現れて、次のように告げる。「おそれてもおそるべきは、七社權現の御風情、頼てもたのむべきは、八王子權現の本じ、千手千げんの御ちかひなり。我、法花八講のくどくによて、たゞ今、極樂じやうどへまいり候。御心やすくおぼしめし候へ。遠きまほりとなりまいらすべし」（一九五頁）。ここでは怒り崇る存在としての七社權現と救う存在としての千手觀音（本地仏）という関係が説かれ、法華講の功徳による極樂往生が告げられる。〈盛〉で往生先とされる「都卒天宮」は「兜率天宮」。『日吉山王利生記』卷七第一段に「但大善の輩は、直に安養都卒にもまうで、極惡のものは、忽に泥梨無間にも墮さんほどのことは、子細におよばず。御はからひあるべき分濟、爰にして調機善巧し給ふなり」（六七九頁）とあり、大善の輩はすぐに兜率天往生する。これを踏まえれば、死後責め苦を受けた後に救済された師通も、兜率天往生したと考えるのが適当か。これが古い形とすれば、〈長〉は法華經の功徳による極樂往生譚に改変してしまったということになろうか。

○惡様ニ申勸マイラセタリケル中宮大夫師忠モ、幾程ナクシテ失ニケリ　〈盛〉の他に師忠の死について語るのは〈延〉（「師忠モ程無ク失ニケリ」（卷一一八四ウ）および『日吉山王利生記』『山王繪詞』（師忠卿、頼治もほどなくてうせにけり）『日吉山王利生記』六七三頁。『山王繪詞』も同）。〈延全注釈〉は、師忠の死は永久二年（一一一四）九月十九日の出来事で（六十一歳）、

師通薨後十五年を経過している。その死を山王と関連させて描くのは、義綱死亡記事と同一の意図（山王の神威を強調するため）に基づくものであろう（卷一一四八四頁）と指摘する。『日吉山王利生記』では、関白師通がA「中宮太夫師忠卿の申状につきて」（六七一頁）山門に對する対応を決定したこと、權中納言匡房がB「師忠卿あしさまに申なすは、神明の恥辱に及べしや。あはれ〔^{レバ}〕國の基かな」（六七一頁）と批判したとする点、さらにC「師忠姦邪の詞をのべば、かゝ大事やはいでくべき。讒臣在中主之蠱也。姦人在國〔^{レバ}〕乏殘也と云はことはりかな」（六七三頁）。『山王繪詞』も同）と今回の事件に師忠が大きく関わった事件であることを強調する。師忠の最後を記すのも、そうした構想に基づくものであろう。なお、〈延〉もこの内AとBの記事を持つことから明らかなるように、〈盛〉は、こうした記事を〈延〉的本文から引き継ぎ、さらには『日吉山王利生記』のような資料から本文Cを取り込んだと考えられる。こうしたABCの本文を總て欠く〈四・闘・長・南・屋・覚・中〉は、山王の怒りを師通一人に集約させるために削ぎ落としたと考えられる。

○補宣友実ヲ射タリケル中務丞頼治自害シテ、一類モ皆亡ケリ　頼治の自害・一族滅亡を記すのは〈盛〉のみ。〈延〉「彼義綱モ程ナク自害シテ、一類皆滅ケリ」（卷一一八四ウ）。『日吉山王利生記』「義綱も無程自害して、一類皆ほろびにける」（六七三頁。『山王繪詞』もほぼ同じ）の義綱を頼治に置き換えたものか。源義綱は、『保元物語』（半井本。新大系二頁）に記されるよう、源氏一族の内紛の結果、源為義の追討を受け、子息達は自害、義綱は降参して配流、長承元年（一二三三）に再び追討を受け自害している。源頼治は、この事件への関与が問責されて康和元年（一〇九九）

* 水原一「新潮日本古典集成『平家物語』(上)」(新潮社一九七九・4)

* 景山春樹「日吉社祭祀考—東本宮グループの成立とその祭祀—」(神仏教の研究)名著出版一九七五・7再録。引用は後者による

* 佐藤真人「再び山王七社の成立について」(大倉山論集三、一九八〇記)長治二年六月三十日条「又流人頼治被召歸由被仰下官符結政請印)。〈延全注釈〉は、師通の死から二十年以上も後である義綱の死を記事中に取り込んでいることから、「願立説話が義綱の死後に固定化してきたことを推測することができようか。その推測は、山王七社形成期(八〇ウ3注解参照)。*七社の形成が天仁元年(一一〇八)以降であることを指摘した佐藤真人論文)、八王子法華講確認時(八四〇4注解参照)。*紀伊国田中庄の地利が八王子法華講の料に宛てたことを記した『永昌記』天永元年(一一一〇)記事について指摘したの名波弘彰論文②等の問題とも符合する」と指摘する。○神明罰愚人トハ此事ニヤ、申モ中々疎也(四)昔モ今モ山門訴詔は怖シキ事なりト申伝(たる)(卷一四五右)、(闕)「然則於^テ古今^ニ山門^ヲ訴訟恩事ナリト申伝タリ」(一上十三「ウ)、(延)「昔モ今モ山王ノ御威光ハ恐ルベキ事ト

【引用研究文献】

「申伝タル」（卷一八四ウ）、「長」、「されば、昔も今も、山門のそ
せうは、おそろしき事とぞ申伝へたる」（一九五頁）、「中」、「されば
山門のそせうは、をそろしき事也」とぞ申つたへたる」（上一五九頁）。
師通譚は、物語の現在において行なわれている神輿振について、山門
による訴訟を格別のものとしてその恐ろしさを伝えるための先例話で
あつた。〈四・闘・延・長・中〉の叙述は、師通譚のそうした性格を
確認するものである。これに対し〈盛〉の叙述は『日吉山王利生記』
の「神明の御事申もおろかなり」（六七三頁。『山王絵詞』も同）と同
じく、日吉明神の靈威を強調するものとなつてゐる。○今年改元有テ、
治承元年トイフ。治承と改元されたのは安元三年（一一七七）八月
四日。『玉葉』安元三年八月四日条「此日改元也」。この改元記事によつ
て、物語の時間は、山門の訴訟の先例話（師通譚）から再び物語の現
在、すなわち白山事件に端を発した神輿振事件の時間を回復する。

[引用研究文献]

山門御輿振¹

² 治承元年四月十二日辰刻二、³ 山門大衆 ⁴ 日吉七社ノ神輿ヲ奉レ、⁵ 根本中堂へ振上奉。⁶ 先八王子・⁷ 客人権現・十禪師、三社ノ神輿ト洛アリ。

社ナレバ、¹³賀茂川原ニ待受テ、力ヲ合テ振タリケリ。¹⁴東北院ノ¹⁵辺ヨリ¹⁶神人¹⁷宮仕¹⁸多来副テ、手ヲ扣¹⁹音ヲ¹⁹調テヲメキ²⁰叫。貴賤上下走集テ、之ヲ²¹拝シ奉ル。²²法施ノ声声響²²天、財施ノ散米地ヲ²³埋タリ。一条ヲ西ヘゾ入セ給ケル。マダ朝ノ事ナレバ、²⁴神宝²⁵日ニ²⁶耀テ、日月地ニ落給ヘルカト覺タリ。源平ノ軍兵依「勅命」、四方ノ陣ヲ警固ス。²⁷神輿²⁸堀川猪俣ヲ過サセ給テ、北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ、フリ寄タマツル。²⁹源兵庫頭頼政ハ、³⁰赤地錦直垂ニ、品皮威³¹ノ鎧着テ、五枚甲ニ滋藤ノ弓³²、廿四指タル大中黒ノ箭負テ、³³宿禰白毛馬ニ白伏輪ノ鞍置テ乗、三十余騎ニテ固タ³⁴リ。神輿既ニ門前近入セ給ケレバ、頼政急下馬ス。甲ヲ脱³⁵ヲ平メ、左右ノ膝ヲ地ニ突、³⁴頭ヲ³⁵傾³⁶奉レ拝。大將軍角シケル上ハ、家子モ郎等モ、各下馬シテ拝ケリ。大衆見之、子細³⁶有ラントテ、暫神輿ヲユラヘタリ。³⁷頼政ハ丁七唱ト云者ヲ招テ、子細ヲ含テ、大衆ノ中ヘ使者ニ立。

【校異】 1 〈近〉卷冒頭標題「さんもんみこしふり」。〈蓬〉卷冒頭標題「山門輿振」。2 〈近〉合点あり。行の冒頭に「山門御輿振」と傍書。3 〈近〉「ひよし七しやのしんよを」。〈蓬〉「日吉七社神輿を」。4 〈近〉「かさりたてまつり」。〈蓬・静〉「かさり奉て」。5 〈近〉「ふりあけたてまつり」。〈蓬〉「振上奉る」。〈静〉「振上たてまつる」。6 〈近〉「先」なし。〈蓬〉「先」。7 〈近〉「きやくじんごんけん」。〈蓬・静〉「客人」。8 〈近〉「じんよ」。9 〈近〉「ふりくたしたてまつり」。〈蓬〉「ふり下し奉る」。〈静〉「ふり下し奉る」。10 〈近〉「大だけ水のみふどう」。みむめた、ほうじやうじになりければ/だうにしさかもとさがりまつきりつゝとする(「」は改行箇所)。後の二行が順序誤り。11 〈近〉前項に示すとおり行の切れ目であるが「きりつゝみ」。〈蓬・静〉「伐堤」。12 〈近〉割書にせず。なお、「三じや」。13 〈近〉「かもはらに」。〈蓬〉「賀茂川原に」。14 〈近〉「とうぼくゐんの」。15 〈近〉「へんより」。〈蓬・静〉「辺より」。16 〈近〉「じんにん」。〈蓬〉「神人」。17 〈近〉「みやじ」。〈蓬〉「宮仕」。18 〈近〉「こゑを」。〈蓬〉「声を」。19 〈近〉「とゝのへて」。〈蓬〉「調て」。〈静〉「調て」。20 〈近〉「さけふ」。〈蓬〉「叫」。〈静〉「叫」。21 〈蓬〉「拝み奉る」。〈静〉「拝奉る」。22 〈近〉「ほうせの」。〈蓬〉「法施の」。〈静〉「法施の」。23 〈蓬・静〉「うつめり」。24 〈近〉「しんぼう」。25 〈近〉「日に」とし、「に」に縦線か。26 〈近〉「かくやきて」とし、「く」を重線で消す。右に「か」を傍記。27 〈近〉「じんよ」。〈蓬〉「堀河」。29 〈近〉「げんひやうごのかみ」。〈蓬〉「源兵庫頭」。30 〈近〉「あかちのにしきの」。〈蓬〉「赤地にしきの」。31 〈近・静〉「矢」。〈蓬〉「矢」。32 〈近〉「さひつきげの」。〈蓬〉「宿禰白毛の」。33 〈近〉「ひぢを」。34 〈近〉「かしらを」。〈蓬〉「かうへを」。35 〈近〉「頭を」。36 〈近〉「かたふけ」。〈蓬・静〉「かたふけて」。37 〈蓬〉「頼政は」。38 〈蓬〉「使者を」。

【注解】 ○治承元年四月十三日辰刻ニ「後朱雀院御宇、長暦年中ニ……」節より続いていた山門強訴の例が終わり、話は安元三年（治承元年）へと戻る。先に、安元三年三月九日に、院宣が山門に下された

が大衆はこれを拒否、十四日に山門は白山大衆を迎え入れ、師高の流罪、師経の禁獄を要求したものの、裁許されることはなかった。これを受けて四月十三日、大衆が神輿を奉じて入洛するところから本段は

始まる。その間の経緯を『玉葉』『愚昧記』『百練抄』などに沿つて確認しておく。

*三月二十一日 大衆下京の噂あり。

・人伝云、山上大衆已欲下京云々。是去年之訴也。加賀守師高、可レ被配流之由云々。件自代、焼払彼國白山領云々。子細委不聞。

『玉葉』

・天台大衆可レ陣頭之由、風聞之間、内大臣已下參内。可レ差遣武士之由被仰下。其根兀、加賀守師高自代焼払白山之間、彼山大衆相_レ真神輿、向天台訴訟故也。『百練抄』

*三月二十三日

・大衆事、其後無音云々。『玉葉』

*三月二十八日 師經配流に処せらる。

・院武者所藤原師經（加賀国自代、国司縁者也）配流備後国。依天台訴也。『百練抄』。『玉葉』四月一日条に、「去晦日」のこととして、同記事あり。

しかし師高への処分はなく、大衆の訴えは取まらない。

*四月一日

・去夕、内大臣示送云、山大衆一定可下洛云々。『愚昧記』

以後関連記事は見られず、十三日に衆徒がいよいよ参洛することになる。以上の経緯は平家物語には記されず、話は一気に衆徒の入洛に至ることになる。

*四月十三日

・自_レ去夜半台山衆徒参洛、集会祇陀林寺。即欲_レ參陣口之間、為官兵_レ被射散、東西分散。神輿等棄置路次云々。件神輿射

立矢云々。古来雖有衆徒騒動、未無_レ其矢中神輿之例。尤可懼々々。『玉葉』

・卯刻許_レ叡岳衆徒発向、着祇陀林寺云々。叫呼声驚耳者也。初四五百人許云々。徐下加三千余人。自_レ一条西行參内裏云々。

而武士等雖_レ相禦、凡不拘制法、先神輿闖入。或以瓦礫打軍兵。或以逆毛木_レ近日毎_レ在之。世人称兵革之想_レ、今已相叶歟_レ、差突之。兵士等漸退去之間、自_レ町辻及_レ西洞院。已以禁門前也。仍不堪其責、射_レ私衆徒之間、其矢中_レ百吉神輿云々。

大_レ口兩_レ蒙_レ疵、宮司法師一人忽死去。宮司俗官一人同蒙_レ疵。神人_レ參_レ昇_レ神輿之輩又如_レ此云々。大衆等各々分散帰_レ山了。神輿棄置二条町辻_レ陣口也。京中雜人群集、低頭合掌、事趣可_レ恐可_レ歎。

雖_レ末代_レ未_レ有_レ如此事歟。『愚昧記』

・振_レ神輿八基_レ、山大衆群參。是為_レ訴_レ申_レ加賀国司師隆云々。其故燒_レ払白山神領在家、兼押_レ取大津神人貯物二千余石云々。仍神人等訴_レ申_レ本山。隨大衆陣參之處、付_レ武士等陣頭被射_レ払了。神輿二基中_レ矢_レ十禪師・京極寺云々。伊藤左門忠景為_レ將軍云々。此事自來沙汰也。依院宣_レ射_レ之。神輿棄_レ二条大路_レ、大衆帰_レ山歟。

・《顯広王記》

・壬午。山僧參_レ陣、為_レ官兵_レ被射逃帰、日吉神輿中_レ矢、以_レ有_レ追裁許_レ、賀茂_{マモ}國司師隆流罪、射_レ衆徒之輩可_レ被禁獄云々。仍衆徒重驅動留了_レ云々。（内閣文庫本『仲資王記』）

・依_レ白山訴_レ日吉三社御輿參_レ陣、而依_レ神人等狼藉_レ御輿并大衆等被_レ射散_レ了、其後加賀守師高尾張國配流、射_レ神輿_レ下手人六人禁獄、猶不_レ叶_レ神慮。『年号次第』。牧野和夫五五（五六頁）

御輿振の詳細については、右の他、『皇代暦（歴代皇紀）』「高倉紀」、『続左水抄』安元三年日吉神輿入洛事（国史大系二七一・一六七頁）、「日吉山王記」第二十三「四月御祭并臨時祭延引例」（続天台宗全書 神道1）（八六頁）、『天台座主記』「五十五世明雲」等々の資料に詳しい（佐々木紀一①②）。これらによると、下洛した衆徒は祇陀林寺に参集している。祇陀林寺は、天台座主良源の弟子仁康によって創建された天台宗の寺院。『百練抄』治承三年（一一七九）三月二十六日条に「祇陀林寺井初齋院ト上定所（中御門南、京極西、焼亡）」とあり、（平凡社地名・京都市）（五五二頁）によれば、「寺町御門より南東の松陰町・新烏丸町の西の地域」とされる。その後衆徒は、武士等の阻止を振り切って二条を西に進み、西洞院の禁門の前に至ったところで、矢を射かけられて死傷者を出し、二条大路に神輿を振り捨てて比叡山に撤収したとされる。そして、振り捨てられた神輿は、翌十四日に神輿は祇園社へと移され、二十日に師高・師経の処分が決定することとなる。諸本の該当箇所の記述を見ると、〈四〉「同四月十三日^有_有日吉御祭^{マツリ}大衆打留^{ヒテ}同日辰^{ヒタツ}剋計り」（卷一五一左）（闘）「治承元年（丁酉）四月可^シ有日吉御祭^{マツリ}大衆打留^{ヒテ}同十三日辰^{ヒタツ}剋^{ハシメ}」（一上一三二ウ）、〈延〉「治承元年（丁酉）四月十四日、御祭ニテ有ベカリケルヲ大衆打留テ、同十三日辰剋^{ハシメ}」（卷一九三ウ）。〈長〉もほぼ同文だが、〈四月十日は、日吉の御まつりにあるべかりけるを〉（一九六頁）と祭礼の日を十日とする）、〈南・屋・中〉「同四月十三日卯剋^{ハシメ}ニ、山門ノ大衆、日吉ノ御祭リ打止^{ヤメ}テ、大宮ノ樓門ノ前ニ三塔会合シテゾ僉儀シケル。國司師高被^レ流罪^{セキ}、日代師經可^キ被^キ禁獄之由奏聞ノタメニ」（〈屋〉七三一・七四頁）、〈覚〉「日吉の祭礼をうちとざめて、安元

三年四月十三日辰の一点に」（上一五六頁）。諸本は日付（四月十三日）・時刻（南・屋）「卯」、「四・鬪・延・長・盛」「辰」、「覚・中」、「辰の一点」ともほぼ一致している。『愚昧記』の「卯刻許^{ハシメ}岳衆徒発向によれば、卯の刻に叡山を発向したかのように読めるが、『玉葉』同日条によれば、衆徒は前夜から参洛し、祇陀林寺に集結していたように読める（延全注釈）卷一一五四一頁）。「四・延・長・盛」では、この後に、神宝が朝日に耀いていたとするように、大衆達は四月十三日の卯から辰の刻にかけて参洛していったのである。なお、〈南・屋・中〉には大衆會議があり、師高・師経の処分を求めたことが記されているが、諸本ともすでに「山門大衆奏状ヲ捧テ、國司師高ヲ被^キ流罪^{セキ}、目代師経ヲ可^レ被^キ禁獄^{マツリ}之由度々奏聞ニ及ケレ共、更ニ御裁許ナカリケリ」（盛）1一一二（四頁）旨を記していたので、〈南・屋・中〉は改めてこの訴えを繰り返していることになる。間に長文の願立説話が挿入されたことによる措置かもしだれない。なお、〈盛〉のみ、日吉祭礼を中止したことが記されない。『日吉山王記』「四月御祭并臨時祭延引例」に「仍祭延引畢」（八六頁）、『皇帝紀抄』同日条に「日吉祭延引」（群書三一三七〇頁）とあるように、延引されたことは確かである。日吉祭礼がいつあったのか、〈四・南・屋〉では、四月十三日のこととして読めるのに対し、〈延〉は四月十四日、〈長〉は四月十日、いつのこととして記すのか読み取りにくいのが、〈闘・覚・中〉。日吉の祭祀は四月・十一月の申の日に行われることから、この年は四月十五日と考えられる（延全注釈）卷一一五四〇頁）。○山門大衆日吉七社ノ神輿ヲ奉^ス莊、根本中堂^ヘ振上奉^ス〈長〉「しゆと、日吉七社の御こしをかざり奉り、中だうへふりあげたてまつりて」（一九六・九七頁）。

その他の諸本にはなし。〈長・盛〉は七社の神輿を根本中堂まで上げ、うち三基を下洛させたことになる。次項参照。なお、〈名義抄〉「莊カザル」（僧上十一二六）。○先八王子・客人權現・十禪師・三社ノ神輿下洛アリ 諸本も同様に三社の神輿を陣頭に立て、洛中に向かったとする。〈長〉「八王子・客人・十ぜんじ等の、三社の御ごしをちん頭へふりくだし奉て」（一九七頁）、〈覚〉「十禪師・客人・八王子、三社の神輿、貢り奉て、陣頭へ振奉る」（上一五六頁）など。ただし〈闘〉のみ「衆徒奉捧日吉七社御輿ヲ参向陣頭急チ可被行師高ヨ罪科之由欲訴申ムト之間」（一上一三三二ウ～三三オ）として日吉七社とし、〈延〉は「衆徒日吉七社ノ御輿、同八王子、客人、十禪師等ノ三社、山一社ノ神輿ヲ陣頭へ振下タリ」（卷一一九三ウ～九四オ）と日吉七社と三社を並べる誤解を生む書き方をする。傍線部の「同」は草体の近似する「内」の誤写と考えれば（四評糺三一八四頁）、これは本来〈長・盛〉のように七社神輿を山上へ振り上げ、そのうち三社を振り下ろしたと読むことになろう。あるいは、佐々木紀一②は、この後に引く『続左承抄』によれば、下洛した神輿は、日吉三社、祇園三社、京極一社の七社であったと考えられることから、〈闘・延〉が日吉七社とするのは、日吉の三社と末社の祇園・京極寺の四社の七社の参陣を誤読した可能性をも考えるべきかとする（三一～三三頁）。また、〈四〉が「奉レ振下シ日吉の神輿并ニ八王子・客人の宮・十禪師の三宮の神輿上」（卷一一五二左）として「三宮」を加えるのは「三社」を誤解したことによるのだろう。また、傍線部の「并」は、佐々木紀一②の考え方を援用すれば（三二頁）、「ナラビニ」ではなく、「アハセテ」と読むことが可能か。とすれば、「日吉の神輿并せて八王子・客人宮・十禪師の三社の神輿、同振下奉 白山早松の神輿の下洛については、諸本に見られない。

神輿を振り下し奉り」と読むことになる。前掲の古記録類では神輿の内訳まで記すものに『続左承抄』「神輿七基・十禪師・客人・八王子・祇園三基・京極寺等也」（一六七頁）、『日吉山王記』「八王子・客人・十禪師御輿入洛、祇園社奉レ具」（一八六頁）、『天台座主記』「日吉〈八王子・客人・十禪師〉祇園・京極寺・白山神輿等」（続群四下一六〇九～六一〇頁）とある。『百練抄』が「延暦寺衆徒相眞七社神輿參内」（安元三年四月十三日条）とするのは、日吉社以外の末社の神輿も含んだものか。強訴の際、「神輿振りではまず八王子・客人・十禪師の三基の神輿が根本中堂まで動座し、残りの大宮・聖真子・二宮・三宮の神輿は、その後少し時間をおいて動座するのが通例となつていた」（下坂守一〇頁）。参洛についても、やはりこの三基を動座することが多かつたようである（佐々木②の「平安鎌倉南北朝期日吉神輿參洛表」（三七頁）参照）。前回神輿が動座した嘉応元年（一一六九）十二月の強訴でも、『兵範記』嘉応元年十二月二十三日条「衆徒猶不承引」、弥以騷動、待賢門大衆先立「神輿六基」（日吉・十禪師・八王子・客宮・祇園三輿、已上宮司神人獅子等相從）、押「入門中」、建礼門壇上南面奉「居神輿六基」とあり、日吉社の神輿では十禪師・八王子・客人の三基が動座されていた。下つて延慶二年（一二〇九）の強訴では、『元徳二年三月日吉社並叡山行幸記』によると、「（五月）廿六日、八王子・客人・十禪師三社の神輿をば、まづ根本中堂へ奉迎、廿七日には講堂まで御出あり。廿八日午刻に西坂本へ神幸なる」として三基が入洛した後、「十二月五日残四基の神輿を頂戴して陣参を企るとこに」（『室町ごころ』三五二～三五三頁）とある。○白山早松ノ神輿、同振下奉 白山早松の神輿の下洛については、諸本に見られない。

ただし〈延〉に「山一社ノ神輿」(卷一―九四〇)とあり、意味するところは不明であるが、これが白山の神輿に該当するか(延全注釈卷一―五四一頁)。諸本のうち、白山の衆徒が比叡山に向かった際、早松の神輿を動座したとしていたのは〈延・長・盛〉のみであり、中でも〈盛〉は早松社やその本社である佐羅社に関心を寄せていた(本全积一―四六〇四七頁)。ここでもことさら早松の神輿を取り上げるのは〈盛〉の一貫した姿勢によるものだろう。古記録では佐々木紀一②が指摘するように、前掲『天台座主記』に「衆徒昇日吉八王子・客人・十禪師・祇園・京極寺・白山神輿等」と見える他、『山王嘆訴記』に「安元三年四月十三日、同神輿三基、白山・祇園・北野等入洛」(小峯和明三八二頁)とあり、白山神輿も入洛したと考えられる(三〇〇三一頁)。○大岳、水呑、不動堂、西坂本、下松、伐堤、梅忠、法城寺ニ成ケレバ 比叡山より参拵する行程を示す。大岳は、比叡山大岳。水呑は東塔西谷、雲母坂にある。『山王絵詞』卷八第五段「西塔西谷北尾に花林坊阿闍梨良禅と云者あり。京より登山しけるが、水飲の堂に暫休息の間に眠るたりける程に、夢に西方より大なる紫雲、大岳峯に聳たり」(続天台宗全書 神道1)四四九〇四五〇頁)。不動堂は「西坂本にあり雲母寺とも称され」た寺(武覺超三一頁)で、雲母坂の登り口に当たる。最澄作と伝える不動明王を本尊としていた。ここまででは雲母坂を西坂本まで下ったことを示す。『太平記』卷十七「責め破つて、さしも嶮しき雲母坂、蛇池を弓手に見なして、大岳までぞ責め上りける」(新編全集2一三三八頁)。不動堂までは、〈盛〉にのみ見られる地名で、西坂本以下は諸本に類似する。下松・伐堤は卷一に既出。「追手ハ西坂本、下松、新道越ヲ打過テ、清水坂、晴尾ノ観

音寺マデ責付タリ」(1一1〇一頁)。本全积七一三頁参照)、「康綱等ヲ切堤へ差遣テ被守護」(1一九八頁、本全积七一七頁参照)。梅忠社は正確な場所は未詳だが、以下の引用のとおり、糸と東北院(一条京極にあったとされる)の間とされるから、一条京極の北辺りであろうか。法城寺は法成寺。近衛大路北・京極大路東に位置した(『拾介抄』尊經閣善本影印叢刊一八三頁)。〈四・延・長〉はじめ諸本では、西坂本より各所で神人・宮仕が充満していたという。ただし、『玉葉』には「自去夜半台山衆徒參洛集会祇陀林寺」、『愚昧記』には「卯刻許、叡岳衆徒發向、着祇陀林寺云々」とあり、祇陀林寺に參集したとしている。「山門大衆の(強訴の)場合、下山した後一日祇園や祇多林寺・京極寺などに入つて拠点とした」(衣川仁①一〇六頁)。京極寺は京極三条にあつた天台宗の寺院。『今昔物語集』卷二十四二「高陽親王造人形立田中語」では高陽親王の起した寺と記される。『祇園社記録』「康平七年、被寄附三条京極四町」(号三京極寺)(続群書三下一三頁)。祇陀林寺も京極寺も、東北院・法成寺よりも南の、京極大路の東側、中御門から三条付近にかけて位置していた。諸本の該当箇所をあげておく。〈四〉「立下住^{アラフ}西坂本下^リ松切り堤賀茂河原^上に梅田東北院法城寺^{ホトリ}辺^ノ神人宮人充满^{アリゾベ}調^{アシ}声^ヲ喚^フ」(卷一五三左^ノ五三右)、〈延〉「師高ヲ可被流罪^{由訴申サントテ}」と、諸本にはない師高に対する処分の要求を記した後(これより先三月末に既に師経に処分が下された史実を反映するか)、「西坂本、下り松、切堤、賀茂河原、忠須、梅多田、東北院、法城寺ノ辺、神人宮仕充满シテ、声ヲ上テヲメキ叫^ブ」(卷一九四〇)。〈長〉もほぼ同じだが、傍線部を「たゞすのとうほく院」とする)、〈南〉「下松・柳原・切堤・賀茂河原・多々

須・東北院ノ辺ニ、白大衆・神人・宮仕・専当充滿タリ」（上一六五ウ）、
 「屋」「サガリ松・柳原・キレヅ・ミ・鴨河原・タヂス・ムメタキ・東
 北院ノ辺ニ、白ラ大衆・神人・宮司充满タリ」（七四貢）、〈覧〉「さが
 り松・きれ堤・賀茂の河原・糺・梅たゞ・柳原・東福院の辺に、しら
 大衆・神人・宮仕・専当みちくへて、いくらと云数を知らず」（上一
 五六貢）、〈中〉「にしさか・さがりまつ・たゞす、むめたゞ・やなぎ
 はら・東北ゐんのへんに、しゃつゝみのをとをびたゝしくきこえ、神
 人・みやじ・しら大衆、賀茂川原にみちくへり」（上一六〇貢）。〈闕〉
 は内裏までの行程を描かない。○祇園（三社）、北野、京極寺、末
 社ナレバ、賀茂川原ニ待受テ、力ヲ合テ振タリケリ（四・闕・南屋・
 覚・中）は日吉社以外の末社の御輿のことには触れないが、〈延・長〉
 は次々項に引く「京・白河貴賤上下集來テ奉ル拝シ之」に続けて、〈延〉
 「就_チ其_レ、祇園ニ一社、京極ニ二社、北野ニ二社、都合十一社ノ神輿
 ヲ陣頭ヘ奉_ル振_リ」（卷一九四オ）、〈長〉「是につきて、祇園、北野
 二社、つがう十一社の御_シをぢん頭へふりくだし奉る」（一九七貢）
 とある。但し、これらの末社を加えて、〈延・長〉の記す「十一社」
 にはならない。佐々木紀一②が掲げる資料を参照し、諸資料を確認し
 てみよう。

顯広王記	神輿八基
百練抄	七社神輿
続左丞抄・祇園社記	日吉（十禪師・客人・八王子）、祇園三基・京極寺
山門噉訴記	神輿三基・白山・祇園（三基）・北野
天台座主記	日吉（八王子・客人・十禪師）、祇園・京極寺・白山神輿
皇代曆高倉紀	日吉三社（八王子・客人・十禪師）、祇園三社・京極寺

このように諸資料によつても、日吉の三社以外に祇園・京極寺の神輿
 が動座したことは確かであり、北野社の神輿が動座したことについて
 も、『山門噉訴記』に確認できる。祇園社、北野社、京極寺はいずれ
 も天台宗に属し、叡山の末社・末寺であり、日吉社の神輿が動座する
 ときにはしばしば呼応して動座した（衣川仁②『天台座主記』にみ
 える閉門・閉籠表、一二〇～一二三頁。また佐々木紀一②の「平安
 鎌倉南北朝期日吉神輿參洛表」参照）。嘉応元年の強訴の際にも、先
 たように、「祇園三輿」が動座していた他、「陽明門衆徒、又為_レ先北
 野二輿、同押_レ入左衛門陣屋」（『兵範記』十二月二十三日条）とあ
 るように、北野社の神輿も動座していた。また、祇園や京極寺は、祇
 陀林寺と並んで、しばしば下山した衆徒達の集会所ともなっていたの
 であり（衣川仁①一九六）（一〇一頁の「寺社の強訴」表の「集会」項
 参照）、嘉応元年の強訴では京極寺に參集している（『玉葉』同年十二
 月二十三日条、『兵範記』同日条）。ここまで見たように、この時入洛
 した神輿の数、内訳については資料により異同がある。佐々木紀一②
 が指摘するように、「恐らく当事者以外、神輿の判別は困難で、諸史
 料の相違は認定・伝聞の混乱を反映する」（三一頁）のである。

○東北院ノ辺ヨリ神人宮仕多來副テ、手ヲ扣音ヲ調テヲメキ叫 前掲
 のとおり、〈四・延・長・南・屋・覚・中〉では、東北院・法成寺を
 はじめ各所で神人らが充满していたとする。〈延〉「：東北院、法城寺
 ノ辺、神人宮仕充满シテ、声ヲ上テヲメキ叫ブ」（卷一九四オ）。「手
 ヲ扣音ヲ調テヲメキ叫」とは、手で拍子を取り声を揃えて叫び声を上
 げている様子か。〈盛〉は賀茂河原で末社の神輿と合流した後、東北

院辺りで神人らが多数集まつたとする。東北院は『拾芥抄』によると、「一条南、京極東」にあり、「上東門院御所、元法成寺内東北角也、後移之」(尊經閣善本影印叢刊一八五頁)とされ、法成寺のすぐ北に位置した。なお、東北院は、承安元年(一一七一)七月十一日に焼亡している。『百練抄』「東北院払地焼」。仏經等取出。被渡西北院。件院、元在「法成寺中」。前述のとおり、この時衆徒は祇陀林寺に參集したのであって、『愚昧記』には、「着祇陀林寺云々。叫呼聲驚耳者也。初四五百人許云々。徐ト加ニ三千余人」とあるように、僧侶・神人が集まり、その叫び声が響いていたという。○貴賤上下走集テ、之ヲ拝シ奉ル 〈四〉「京中白河上下の諸人來集奉レ拝之^キ。声々相続^{ヘビテ}震」(卷一一五三右)、〈延・長〉「京・白河貴賤上下集來テ奉^ル拝^シ之^ヲ」(〈延〉卷一一九四〇)。他の諸本にはなし。○法施ノ声声響天、財施ノ散米地ヲ埋タリ 〈盛〉の獨自異文。入洛する神輿に対し、群衆が経文を唱える声が響き渡り、布施のために撒いた米が地を埋めた。強訴が民衆を巻き込んで熱狂している様を示す。

○一条ヲ西ヘゾ入セ給ケル 〈長・南・屋・覺・中〉「神輿は、一条を西へいらせ給ふ」(〈覚〉上一五六頁)に対して、〈四〉「一条^{を西}成入御」(卷一一五三右)。〈闘・延〉は記述なし。『愚昧記』によれば、神輿は、二条を西に進んだ。「自二条西行參内裏云々」。ただし、〈延・長〉とも、この後神輿は二条大路を進んでいることが示される。これらの相違は後述のとおり、内裏をどこに設定しているかに関わる。○マダ朝ノ事ナレバ、神宝日ニ耀テ、日月地ニ落給ヘルカト覺タリ 〈四・長〉「神輿、朝日のひかりにかゝやきて、日月の地におち給ふかとあやまつ」(〈長〉) 一一九七頁。ただし〈長〉はこの前に

内裏の様子を描く。次項参照)。〈南・屋・覺・中〉「御神宝、天にかゝいて、日月地に落給ふかとおどるかる」(〈覚〉上一五六頁)。〈南・屋・覺・中〉は、天に耀くとするのみで、朝日の光を受けて耀いていたとはしない。自ずから光を放っていたとするのである。〈延〉なにとては、この後、大衆が神輿を、重盛が警護する東面の陣へ押し入る際に、「御神宝朝日ニ耀キテ、日月ノ光リ地ニ落給ヘルカト疑ハル」(卷一一九七ウ九八オ)とほぼ同文がある。「日月地に落ちる」とは、人間の道徳が滅びてしまった形容であるが、ここでは日月が地上に落ちたかと思えるほど神輿が光り輝いて見えたということがであろう。○源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス 次項で述べるように、この時の内裏は大内裏ではなく、閑院内裏であった。『平家物語』諸本により、想定している内裏に混乱がある。なお、閑院内裏の「四方ノ陣」としては、このあと出てくる北陣以外にも、「東陣」(『玉葉』文治五年十月二十九日条)、「西陣」(『玉葉』文治二年七月九日条)が確認できる。閑院の「南陣」については記録に見えないが、『小右記』長和五年正月二十五日条や『兵範記』保延七年三月一日条には「南陣」と見え、理論的には東西南北の陣が存在した。○神輿堀川猪熊ヲ過サセ給テ、北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ、フリ寄タテマツル 一条通は大内裏の北辺に当たり、達智門は大内裏北面の東端に位置する。つまり神輿は一条通を真っ直ぐ西へ向かい、大内裏の北辺達智門を目指していることになる。しかし、『愚昧記』四月十三日条には、衆徒が祇陀林寺に集会した後、「自二条西行參内裏云々」と二条大路を西行した後、警固の武士との攻防があり、「兵士等漸退去之間、自町辻及西洞院、已以禁門前也」すなわち、町尻小路

を経て西洞院大路に達し、禁門の前に至つたとしていることから、この時の内裏は閑院内裏であつたことが分かる（早川厚一、一二一～二三頁）。『日吉山王記』にも「大衆令參閑院内裏」とある。閑院は二条南・押小路北・油小路東・西洞院西に位置した。（盛）で、通過したとする堀河小路も猪熊小路も、油小路より西の通りであり、閑院よりも西を通り過ぎていることになる。（盛）がここで御所を閑院内裏ではなく大内裏と想定していることは明らかである。諸本のうち、〈四・鬪・覚・中〉は同様に大内裏を想定していると考えられる。一方で、〈延・長・南・屋〉は皇居は「閑院殿」であつたと明言している。内容としては諸本、①源平の軍勢が内裏を警固すること、②重盛の警固の様、③頼政の警固の様、④神輿の経路、を説明するが、差が大きく、〈盛〉には②③がない。まず、御所を閑院殿にあつたと明示する〈延・長・南・屋〉を順に見てみる。〈延〉はまず、④「其時ノ皇居ハ里内裏閑院殿ニテ有ケルニ、既ニ神輿二条烏丸室町辺近キ御ス」（卷一九四〇）と、神輿が御所に近づいたことを示した後、②「其時平氏ノ大将ハ小松内大臣重盛公、俄事ナリケレバ直衣ニ相サシハサミテ、金作リノ大刀帯テ、：伊賀・伊勢両国ノ若党共、三千余騎、相具セラレタリ。東面ノ左衛門陣ヲ固メタリ」（卷一九四〇～九四一）とあるように、東面の左衛門陣を固める重盛の様子を描いた後に、頼政の描写に移る。ここでは③頼政の守護する門のことは触れられないが、この後の頼政軍の説明では、「北ノ陣」（卷一九四一）を守護していたとする。閑院の「北陣」については、「自京極南行、自二条西行、前駆并公卿等於町口辻下車馬歩行、御車經北陣、駐油小路面北門」（『兵範記』仁安三年八月廿三日条）とあるよう

に、京極から二条大路を西行する車が「北陣」を経由して、油小路面の北門に駐車したのだから、「北陣」とは閑院の二条大路面を含んだ領域を指す。また、「乗輿出御日華・宣陽・建春・陽明門等、自大宮南行、自大炊御門東行、自堀河南行、至二条大路、從北陣入御閑院東門」（『兵範記』嘉応元年六月廿三日条）とあるように、大内裏の陽明門を出て堀川小路を南行した輿が二条大路に出て、「北陣」を通って閑院の西洞院面の東門から入ったという。ここでも経路から考えて、「北陣」が閑院の二条大路面を含む北方の領域であることがわかる。野口孝子は『兵範記』などの記事から、北門は「東北門や西北門、西四足門に臨時に置かれた」とする（四頁）。たしかに「典侍參陣、以西洞院面北門准北陣」（『兵範記』嘉応元年四月廿三日条）という記述を見ると、東北門に北陣が「臨時に置かれた」ように見えてしまう。しかし、これは本来の内裏に女性が参内するときに「中宮參大内給、（略）入自陽明・朔平門」（『御堂関白記』寛仁二年十月廿六日条）、「皇后入内（引用者注、乘輿）入自陽明并朔平門」（『小右記』長和二年三月廿日条）とあるように、朔平門＝縫殿陣＝北陣を使用するのが通例であったことによる。『兵範記』の記述は、閑院の場合には、本来「北陣」から参入すべき典侍が北側から参入できないので、西洞院面北門を「北陣」に准ずるものとして使用した、ということであり、「北陣」 자체が「東北門や西北門に臨時に置かれた」という意味ではない。閑院にあっても「北陣」はあくまで邸宅の北方の領域である。大内裏の場合は、「北陣」に朔平門＝縫殿陣が位置していたため、「北陣」＝縫殿陣と觀念されていたが、諸門の位置づけの

異なる里内裏の場合は必ずしもその觀念が適用できるとは限らない。

また、野口孝子によると、承元二年に焼亡するまでの閑院内裏一町四

方には、東・西・南・北の諸門が開かれていたという（四頁）。

このうち「東門が正門にあたり」「本内裏の建春門に相当し左衛門陣

が置かれ」（二頁）ていた。重盛は、閑院内裏の正門左衛門陣を警固

していたのである。次に、〈長〉も〈延〉に近いが、「其時の皇居は、

里内裏、かん院殿にてありけるに、白玉、金鏡、綠羅、紅絹をかざり

奉る」と、内裏の莊嚴の様を記した後、前掲「神輿、朝日のひかりに

かゝやきて、日月の地におち給ふかとあやまつ」と神輿の様子を対比

して描く。その後、④①「一条を西へ入せ給ひけるが、十ぜんじの御

こし、すでに一条からす丸むろ町辺にちかづかせ給ひければ、源平の

つはもの、四方のぢんをかためたり」（一九七頁）とし、この後、

〈延〉と同様の重盛軍の様子を描く。〈延・長〉とも傍線部にあるよう

に、二条大路を進み、この後北陣を守護する頼政と相対することは、

閑院内裏を想定することに対応している。ただし、〈長〉の場合、「一

条を西へ入せたまひけるが」とあるのは不審。〈南・屋〉も前掲「一

条ヲ西ヘ入セ給ケル」項の注解のとおり、「神輿ハ、一条ヲ西へ入

セ給フ」（屋）七四頁）としながらも、皇居を閑院殿とする点に不自

然さがある。「西さかもと、さがり松、きれつゝみ、かも河原、たゞ

すのとうほく院、法城寺辺に、神人、宮仕、じうまんして」とするの

を受けて、一条を西へ進んだとしたとも考えられるが、「すでに一条

からす丸むろ町辺に」（長）一九七頁）とあることからすれば、〈延〉

のように二条を西に進むのが本来の姿であったと考えられる。神輿が

祇陀林寺に參集していたことからしても、〈延〉の記述が史実を反映

していると言えよう。〈長・南・屋〉の場合は、大内裏を想定した諸本の叙述が混入した可能性を考える必要があろう。なお〈長〉は、頼政守護の門を「北おもてのから門」（一九八頁）とするが、「から門」未詳。さて、〈屋〉は「皇居閑院殿ニテ坐シケレバ、御輿ヲ閑院殿へ向奉ル」（七四頁）と神輿が御所に向かったとした後、①「源平両家ノ大將軍、臨^{ノゾミ}時、勅^{チヨク}ヲ承テ大衆ヲ防^{フセ}グ」（七四～七五頁）とし、

②「平家ニハ小松内大臣重盛、三千余騎ニテ東西南^{カタ}ヲ固メラル」とした後、一方で③「源氏ニハ大内守護ノ右京大夫頼政、三百余騎ニテ二条面縫殿陣ヲ^{ツヅ}固メケル」（七五頁）とする。〈南〉も類似するが、②が「平家ニハ小松ノ内大臣重盛公、三千余騎ニテ左衛門ノ陣并東西南美福・朱雀・広嘉門ヲ堅^{マラ}ル」（上一一三三一～一三三頁）とするよう

に、後掲する〈闘〉に近い点もある。〈南・屋〉とも、重盛が東西南の三面を警護したとするのは、後掲の大内裏を想定する諸本に共通する。〈南〉の「左衛門ノ陣」（＝建春門）が内裏の東門であるのに對して、「美福・朱雀・広嘉門」は大内裏の南面の門であるから、閑院内裏に設定しながらも、大内裏との混亂があると言えよう。一方で頼政の警固した縫殿陣（＝朔平門）は内裏北面の門であり、これを「二条面」とするのは閑院内裏となり、ここも混亂があると言えよう。またこの後〈南・屋〉とともに、④「大路ハ広シ、勢ハ少シ、マバラニコソ見タリケレ。無勢タルニヨテ、大衆、縫殿ノ陣ニ御輿向奉ル」（南上十一三三頁）とし、大衆は、東門を守る重盛の三千余騎に対し、縫殿の陣を守る頼政が三百余騎とはるかに無勢であったために、こちらに向かつたと理由を述べる。これも後掲〈覚・中〉に類似する。以上のような〈屋〉の特徴は、鈴木彰が指摘するとおり、語り本系の

「大内裏を舞台とする本文と、「閑院殿」・「二条面」という要素とが融合した」ことにより生じた本文と考えられるだろう（三二九頁）。次に、閑院内裏と明示せず、大内裏に設定すると考えられる〈四・闕・堀河猪隈辺に〉と閑院の西側の地点を記すので、行き先として大内裏を意識しているのは明らかである。③「源平の軍兵堅四方の陳を」、次いで①「内大臣は無レ程被たりケルとも打立二千余騎なりケレ」、陳・美福・朱雀・皇嘉門を彼の随兵堅も之を」そして、②「源兵庫の頭頼政は向たりけるに二条大宮大路へ其の勢不レは過一百余騎には大路は広シ勢は小シ見一マハラ（卷一一五三石）五三左）。頼政は門ではなく、二条大宮大路（大内裏の東南角）にて神輿と対面したように読める。後にも競の言葉に「守護此の大路を」（卷一一五四右）とある。〈四〉が諸本の中で唯一、神輿が二条大路を西へ向かったと明記すること（前々項参照）と対応する。さらにこれは、前掲『愚昧記』にあったように、一条大路で大衆と武士が衝突したとする記事とも照応すると言えよう。一方で「左衛門陣」と「美福・朱雀・皇嘉門」を並べることに混乱があるのは〈南〉で述べたとおりである。つまり、〈四〉の場合には二条を西に進んだとする点では史実に合致しながらも、目的地を大内裏としているために、左衛門の陣に加えて大内裏の南側の諸門が列挙されたとみられ、〈南〉の混乱は〈四〉のようなテキストの影響を受けたためと考えられよう。また、本来左衛門陣は、内裏の建春門を指すが、大内裏南面の諸門を記しながら、ここに左衛門陣を記すのは、〈延・長〉に見る閑院内裏の建春門に相当する左衛門陣の影響を見るべきであろう。次に〈闕〉では、まず①「内大臣重盛源三位頼政以下源平両家、大将軍承_テ臨時

勅_ヲ固四方陣_ヲ防之_(一)とし、②「重盛俄_ニ雖被_{ケル}打立_(一)其勢三千余騎_{ナレバ}固_{ケリ}左衛門陣并_ニ南面_ニ美福・朱雀・皇嘉門_ヲ宗盛知盛兄弟二人者固_ニ西面_ニ淡天・藻壁・殷富門_ヲ閑北面安嘉_{・イ}_(智記)偉鑑_{・達}上九門_ヲ」次いで③「其中_ニ源三位頼政纏_ニ以三百余騎之兵_ヲ固北陣」とし、④「大衆依為_ル便宜_(二)御輿_ヲ廻縦殿陣_ニ」（一上一三三才）とする。〈四〉に加えて大内裏の西・北の門もすべてあげる。平家によって大内裏の四方が固められ（あるいは閉門され）る中、頼政がその内の内裏の北陣（朔平門）を警固したとするのは違和感がある。また〈覓〉は、①「是によッて、源平両家の大將軍、四方の陣頭をかためて、大衆ふせくべき由仰下さる」とした後、②「平家には、小松の内大臣の左大將重盛公、其勢三千余騎にて、大宮面の陽明・待賢・郁芳、三の門をかため給ふ。弟宗盛・具盛・重衡、伯父頼盛・教盛・経盛などは、西南の陣をかためられけり」（上一五六）五七貞）とし、ここまで諸本では東面が内裏の左衛門陣となっていたのに対して、大内裏の三門をあげる。そして③「源氏には、大内守護の源三位頼政卿、渡辺の省・授をむねとして、其勢纏に三百余騎、北の門、縫殿の陣をかため給ふ」（上一五七貞）とするが、北の門が、大内裏の北面の門か、内裏の北門である朔平門（すなわち縫殿陣）か分かりにくく。〈中〉も〈覓〉と同様に①②③の順に述べるが、②に小異がある。「平氏には小松殿、三千よきのせいて、東おもて、やうめい、たいけん、いはう、三の門をかためらる、左ゑもんのかみよりも、一千よきにて、南のぢんをかためらる、平さいしやうのりもり千よきにて、にしのもんをかためらる」（上一六〇貞）。なお、この後〈覓・中〉は〈南・屋〉と同様に、④「所はひろし、勢は少し、まばらにこそ見えたりけれ。大衆、無勢

たるによつて、北の門、縫殿の陣より、神輿をいれ奉らむとす」（〈覚〉上十五七頁）とし、大衆が、頼政の手勢が少ないと見て、北の門から神輿を入れようとしたと理由を述べる。これが後の頼政の弁論に繋がる。以上に見られる諸本の混乱については、すでに〈全注釈〉（上二〇一—二〇四頁）に指摘がある。つまりは多くの本文が、史実としての閑院内裏の情報と、大内裏の知識との間で混乱を生じていると言える。そこには、重盛を中心とする平家が多勢でもって御所の各方面を警護した（〈延・長〉を除く）のに対して、頼政が少ない手勢で北の陣（縫殿陣）を警護した（〈四〉を除く）ということを強調しようとする意図も働いている。特に〈闘・覚・中〉は、さして重要ではないいはずの南西面にまで平家の警固を当て、古記録では確認されない重盛以外の平家一門の警固があつたとまでしている（この点については鈴木彰も参照）。他に、「頼政歌 毫雲姉議」の注解以外ニ狼藉出来テ、官兵矢ヲ放：（参考）。それに対して〈盛〉は、「源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス」と簡単に済ませて門名をあげることはせず、諸本で唯一、頼政が警固したのを大内裏の北面の門である達智門としている点が注目できる。大内裏を想定しながら縫殿陣（朔平門）を警固したとしてしまっては、すでに大内裏の門を破られていることになるからである。『盛衰記』の性格からいって一つの合理的な改変らしい（〈全注釈〉上二二〇三頁）と言えよう。ただし「北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ」の「北ノ陣ヨリ」とするのは不審である。これも改変による混乱であろうか。以上の諸本の警固の場所を列挙すると次のようになる。

	平家（重盛他）	頼政
〈四〉	重盛・左衛門陣、美福・朱雀・皇嘉門	三条大宮大路
〈闘〉	重盛・左衛門陣、美福・朱雀・皇嘉門	北陣（縫殿陣）
〈延〉	重盛・左衛門陣	北ノ陣（次節参照）
〈長〉	重盛・左衛門陣	北陣の唐門（次節参照）
〈盛〉	重盛・東面ノ北ノ脇陽明門（次節参照）	達智門（次節参照）
〈南〉	重盛・左衛門陣、東西南面、美福・朱雀・広嘉門	二条面縫殿陣
〈屋〉	重盛・東西南面	二条面縫殿陣
〈覚〉	重盛・陽明・待賢・郁芳門	北の門、縫殿の陣
〈中〉	重盛・陽明・待賢・郁芳門	北の門、縫殿の陣
教盛・南陣	北面の縫殿陣	

○源兵庫頭頼政ハ、赤地錦直垂ニ、品皮威ノ鎧着テ、五枚甲ニ滋藤ノ弓、廿四指タル大中黒ノ箭負テ、宿緒白毛馬ニ白伏輪ノ鞍置テ乘、三十余騎ニテ固タリ 頼政の装束については、〈延・長〉「源氏ノ大將兵庫頭頼政ハ、結紋紗（〈長〉「けんもんしや」）ノ狩衣ニ、紫ノ指貫生縊テ、火威ノ鎧ニ、切符矢ニ重藤ノ弓ノ真中取テ、二尺九寸ノイカモノ作リノ大刀ハキテ（〈長〉「かもめじりにはきなし」）、烏帽子ノ縁リ引切テ押入テ着ルマ、ニ、鹿毛ナル馬ニ白伏輪ノ鞍置テ乗タリケリ」（〈延〉九四ウ。〈長〉1—九七頁）と小異あり、更に続けて、「連クノ源太、授、省、競、唱ヲ始トシテ、一人当干ノハヤリ男ノ若党三百余人相具シテ北ノ陣ヲ固メタリ（〈長〉「北ぢんのからもんをぞかためける」とする。その他諸本は頼政の装束の説明なし。頼政の出陣の際の装束については、卷二「清水寺縁起」に既出（〈盛〉卷二一一〇八頁。本全积七—四四—四五頁参照）。そこでも頼政の装束を記したのは〈延〉

長・盛〉のみ。これまでに装束が記されるのはこの頼政のみであり、ここでも重盛の装束は記されない一方で、頼政の眷属である源唱の装束は合わせて記される。理想化された頼政とその周辺の武人像が現れているといえよう。赤地錦直垂は、大将がしばしば鎧の下に着用した。「維盛ハ赤地錦直垂ニ、大頸端袖ハ紺地ノ錦ニテゾタ、レタル」（〈盛〉卷二十三、3—四〇五頁）。品皮威ノ鎧は、品皮（羊歯の葉の形を染め出した革）で札を威した鎧。〈盛〉では、頼政が最期の場面で着ていたとされるのが、品皮威の鎧。「源三位入道ハ、薄墨染ノ長組直垂ニ、品革威ノ鎧ヲ着：紫革威トハ藍皮ニ文ニシダヲ付タリケル」（卷十五、2—四四二—四四三頁）。〈盛〉では、頼政を特色づける鎧装束と考えられよう。滋藤ノ弓は、間隔を開けずに簾を巻いた弓。大中黒は矢羽の中が黒いもので、その大きさにより大中黒、小中黒などと言う。「足利又太郎俊綱は、大中黒ノ廿四差タル矢、頭高ニ負、滋藤ノ弓ノ真中取」（卷十五、2—四四〇頁）。褚毛は鶴毛と同じで、赤みを帯びた毛色。宿褚毛は褐色を帯びた鶴毛。「備前守行家ハ、赤地錦ノ直垂ニ黒糸威ノ胄ヲ著テ、サビ鶴毛ノ馬ニ乗」（卷二十三、5—七四頁）。宿褚白毛はこれに白色も混じるか。ただし〈近・蓬・静〉とともに「さびつきげ」とするので、「宿褚毛」と同じとも考えられる。〈盛〉では他に「褚白毛」（3—二七三頁）、「宿赫白馬」（6—一〇一頁）の例がある。白伏輪ノ鞍は銀で縁取りした鞍。頼政の手勢を〈盛〉は三千余騎とするが、他の諸本は三百余騎とする（〈四〉は「一百余騎」に過ぎなかつたとする）。これは重盛の手勢を、諸本が三千余騎とするのに対応して、〈盛〉のみは三万余騎（後出。1—一二四五頁）とすることに対応する。〈盛〉が両者の勢力の差を誇張しているのである。どこ

ろで、この時頼政が警固に参加したという記録はなく、嘉応元年強訴における頼政の動向を踏まえて作られた創作であるかと考えられている。嘉応元年時の強訴では、大衆が成親の流罪を要求して下山、京極寺に参集した後に内裏へ向かい、建礼門、建春門の壇上に神輿を据えた。『玉葉』安元三年四月十九日条から、この時建春門（左衛門）を頼政が警固したことが分かる。「晚頭定能来、談衆徒之間事」、次第如風聞、奉射神輿事、武士之不覺也。先年依成親卿事、大衆參陣之時、左衛門陣方頼政禦之、大衆不能敗軍陣、不出濫吹事、謂其人勢不可及今度之万分之一云々。ここでは、今回（安元三年）神輿に矢を放ったことは「武士之不覺」であり、比べて先年（嘉応元年）の成親配流を求めた強訴では、頼政が今回の「万分之一」の軍勢で防禦に当たつたが狼藉に至ることはなかつたという。〈略解〉は、この『玉葉』の記事を引いて、平家物語は嘉応元年のことを錯誤して書いたとし（一五八—一五九頁）、これを受けて『全注釈』では、錯誤ではなく平家作者の意図的な虚構とみるべきであり、重要人物である老武者頼政を大写しにしたものとする（一〇九頁）。川合康も賛同し、『玉葉』の記事に見られたような当時の評価をもとに創作された『平家物語』の虚構であると思われる（四〇四頁）とする。両度の強訴については、高橋昌明に詳しく、また美濃部重克も「二つの御輿振りは政治的かつ経済的な背景において著しく似通つてゐた」（二三〇頁）とする。さらに、源頼政の家系は、大内守護を世襲する宮廷武士として父仲政の代にはすでに諸大夫層に達していた（青山幹哉三二頁）。そうした事情もまた、頼政が閑院内裏の守護役として記される理由と考えられる。なお、先の引用からも知られるように、ここでの頼政の

官位が諸本により異なる。〈四・延・長・盛〉兵庫頭、〈鬪・覚・中〉源三位、〈南〉右衛門大夫、〈屋〉右京大夫。頼政の官職は長らく兵庫頭であったが、嘉応二年（一一七〇）に右京權大夫となっている。三位となつたのは治承二年（一一七八）。○神輿既ニ門前近入セ給ケレバ、頼政急下馬ス： 頼政が下馬して甲を脱ぎ、神輿を拝すること、

兵たちもこれに従うこと、諸本同じ（ただし〈四〉は頼政の郎等競が一町程進み出て、大衆等に告げる形を取るためそうした場面はない。また、〈鬪〉では、下馬した頼政が神輿を担いだところ、家子郎等もそれに従つたとする混乱した本文を見せる）。なお、〈盛〉は、次節でも「年来医王山ニ首ヲ傾ケ奉テ、子孫ノ神恩ヲ奉レ仰」とするように、

山王を崇敬する頼政像を描く。○甲ヲ脱弓ヲ平メ、左右ノ膝ヲ地ニ突、頭ヲ傾泰拝 甲を脱ぎ弓を地に置き、蹲踞する様。〈四〉「木曾自馬距落テ脱レ甲平、弓首付レ地流レ涙拝シ」（巻七「木曾願書」二九一右）。『平家物語絵巻』（中央公論社）には、左下に弓が伏せられ蹲踞する義仲の姿が描かれている（四一頁）。○大衆見之、子細有ラントテ、

暫神輿ヲユラヘタリ 〈延・長〉ほぼ同。その他諸本なし。「ユラヘタリ」は、〈延〉「昇留タテマツル」（巻一一九五〇）の意。○頼政ハ丁七唱ト云者ヲ招テ、子細ヲ含テ、大衆ノ中へ使者ニ立 〈鬪・長・南・屋・

【引用研究文献】

*青山幹哉「中世武士における官職の受容—武士の適応と官職の変質—」（日本歴史一九九六・6）

*生駒孝臣「平安末・鎌倉初期における畿内武士の成立と展開—摂津渡辺党の成立過程から—」（古代文化六三一、二〇一・9。『中世の畿内武士團と公武政権』戎光祥出版一〇一四・10再録。引用頁は、同書に収載された「付録 大阪府立中之島図書館所蔵「堺禪通寺藏渡辺系図」による）

*川合康「治承・寿永の内乱と伊勢・伊賀平氏—平氏軍政の特徴と鎌倉幕府権力の形成」（『鎌倉幕府成立史の研究』校倉書房一〇〇四・10）

- * 衣川仁①「強訴考」(史林八五—五、二〇〇一・9。『中世寺院勢力論—悪僧と大衆の時代』)吉川弘文館二〇〇七・11再録。引用は後者による)
- * 衣川仁②『中世寺院勢力論—悪僧と大衆の時代』(吉川弘文館二〇〇七・11)
- * 小林美和『源平盛衰記』の武勇譚—中世渡辺党異聞—(伝承文学研究四六、一九九七・1。『平家物語の成立』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による)
- * 小峯和明「早大図書館教林文庫本翻刻(五)——山王関係資料二種」(国文学研究資料館調査研究報告一一、一九九〇・3)
- * 佐々木紀一①「語られなかつた歴史—『平家物語』『山門強訴』から『西光被斬』まで」(文学三一四、二〇〇一・7)
- * 佐々木紀一②『平家物語』「鵜川合戦」・「御輿振」の史的問題若干(山形県立米沢女子短期大学紀要四八、一〇一二・12)
- * 佐々木紀一③「渡辺党古系図と『平家物語』」「鵠」説話の源流(上)(米沢史学一八、一〇〇一・12)
- * 佐々木紀一④「渡辺党古系図と『平家物語』」「鵠」説話の源流(下)(山形県立米沢女子短期大学紀要三七、一〇〇一・12)
- * 下坂守『京を支配する山法師たち 中世延暦寺の富と力』(吉川弘文館二〇一一・5)
- * 鈴木彰『平家物語』卷第一「御輿振」の変容とその背景—屋代本より語り本の展開過程に及ぶ(国文学研究一二三、一九九七・6。『平家物語』の展開と中世社会)汲古書院二〇〇六・2再録。引用は後者による)
- * 高橋昌明「嘉応・安元の延暦寺強訴について—後白河院権力・平氏および延暦寺大衆」(『延暦寺と中世社会』法藏館二〇〇四・6)
- * 武覚超『比叡山諸堂寺の研究』(法藏館二〇〇八・3)
- * 野口孝子「閑院内裏の空間領域—領域と諸門の機能」(日本歴史六七四、二〇〇四・7)
- * 早川厚一『平家物語』の成立—鹿谷事件と二条・高倉両帝の造形について—(名古屋学院大学論集(人文・自然科学篇)二四一、一九八七・6。『平家物語を読む』和泉書院一〇〇〇・3再録。引用は後者による)
- * 牧野和夫「成竇堂文庫蔵『年号次第』一冊とその周辺—『平家物語』の生成の一齣」(実践国文学五六、一九九九・10。『延慶本『平家物語』』の説話と学問)思文閣出版二〇〇五・10再録。引用は後者による)
- * 美濃部重克『觀想 平家物語』(三井書店、二〇一二・8)
- 唱ハ小桜ヲ黄ニ¹返タル鎧ニ、甲ヲ脇ニ挾ミ²平メ、神輿近参寄、³敬屈シテ云、「是ハ³渡部党⁴箕田源氏綱ガ末葉ニ、丁七唱ト申者ニテ⁵侍。大衆ノ御中ヘ可レ申トテ、⁶源兵庫頭殿ノ御使ニ參テ⁷侍。『加賀守師高⁸狼藉ノ事ニ依テ、聖斷遅々之間、⁹山王神輿陣頭ニ入セ給ベキ由、其¹⁰聞¹¹有テ、公家殊ニ騒驚思召、門々ヲ可守¹²護之旨勅定ヲ蒙テ、源平ノ¹²官兵四方ノ陣ヲ固ル内、達智門ヲ警固仕¹³。昔ハ源平勝劣ナカ

リキ。今ハ源氏ニオイテハ無^{なき}ガ如シ。¹³ 賴政纏^{わづか}ニ其末^{すゑ}_ニ¹⁴ 残テ、タマ^ノ縕言ヲ¹⁵蒙^{かうぶる}勅命背キ難ケレバ、此門ヲ固ムル計也。¹⁶ 然モ年來^{ねんらい}医王山ニ首ヲ¹⁸傾ケ奉テ、子孫ノ神恩ヲ¹⁹奉^{たまつる}仰。今更神興ニ²⁰向^{むかひ}奉テ、弓ヲ引可^{ひきべきは}放^{ほな}レ矢ナラネバ、門ヲ開^{ひらき}テ下馬²¹仕^し、引退^{ひきぞり}テ神輿ヲ^{可^こ}奉^れ入^る。其上纏ノ小勢也、衆徒ヲ禦^{ふせ}キ奉ルニ及バズ。此上ハ大衆ノ御計タルベシ。但三千ノ衆徒、神輿ヲ先立奉リ、²² 賴政尠弱ノ勢ニ²³ 固テ候門ヲ推破^{おしのびりたてまつり}奉^れ入^るテハ、²³ 衆徒御高名候マジ。²⁴ 京童部ガ弱目^{よわめ}ノ水トカ²⁵笑申サン事ヲバ、争力可^{べきなかる}無^く御憚^{いのち}。東面ノ²⁷北ノ^西脇陽明門ヲバ、²⁸ 小松内大臣重盛公、三万余騎ニ²⁹ 固ラル。其ヨリ²⁸入セ御座ベクヤ候ラン。サラバ神威ノ程モ顯レ、御訴詔モ成就^{ささやか}シ、衆徒²⁹後代ノ御高名ニ³⁰ テモ候ハンズレ。角申ヲ押テ³⁰入セ給ハ^ば、賴政今日ヨリ弓箭ヲ³¹捨テ、命ヲバ君ニ³²奉^{たまつり}、骸ヲ山王ノ³³御前ニテ曝ベシト申セ^{さらす}ト候^レトテ、³⁴ 太刀ノツカ碎ヨト³⁵握ラヘテ立タリ。大衆³⁶聞^い之、若衆徒ハ「何条是非ニヤ及ベキ。³⁷ 唯³⁸ 押破テ陣頭へ奉^{たまつれられ}入^るト云ケルヲ、物ニ心得タル大衆老僧ハ、「サレバコソ、子細有³⁹ラント思ツルニ」トテ、⁴⁰奉^レ抑^レ神輿[、]暫^{しば}會議シケリ。

【校異】 1 〈近〉「かへいたる」。2 〈近〉「きやうくつして」、〈蓬・静〉「敬屈して」。3 〈蓬〉「渡辺覚」。⁴ 〈近〉「みたのげんし」、〈蓬・静〉「^{ワタナヘタウ}」。⁵ 〈近〉「さふらふ」、〈蓬・静〉「侍り」。⁶ 〈近〉「けん」、〈蓬〉「^{ミナモト}源」、〈静〉「源」。⁷ 〈近〉「さふらふ」、〈蓬・静〉「侍り」。⁸ 〈蓬〉「狼籍の」。⁹ 〈近〉「さんわうのしんよ」、〈蓬〉「^{サンワシノンヨフ}山王神輿」。¹⁰ 〈蓬〉「聞え」。¹¹ 〈近〉「あて」、〈蓬〉「ありて」。¹² 〈近〉「くはんへい」、〈蓬〉「官兵」。¹³ 〈蓬〉「賴政は」。¹⁴ 〈近〉「のこて」、〈蓬・静〉「残りて」。¹⁵ 〈近〉「かうふり」。¹⁶ 〈近〉「しかも」、〈蓬〉「しかれとも」、〈静〉「しかれ共」。¹⁷ 〈近〉「いわうさんわうに」、〈蓬〉「医王山王に」、〈静〉「伊王山王に」。¹⁸ 〈近〉「かたふけたてまつて」、〈蓬〉「かたふけ奉りて」、〈静〉「かたふけ奉て」。¹⁹ 〈近〉「むかひたてまつて」、〈蓬・静〉「むかひ奉て」。²⁰ 〈近〉「つかまつり」、〈蓬〉「^{ツカマツ}仕る」、〈静〉「仕る」。²¹ 〈近〉「ひきしりそいて」、〈蓬〉「引退て」。²² 〈近〉「よりまさかわうじやくの」、〈蓬〉「賴政か^{ワシヤク}延弱の」、〈静〉「賴政か延弱の」。²³ 〈近〉「しゆと御かうみやう」、〈蓬〉「衆徒の御高名」。²⁴ 〈近〉「京わらんへか」、〈蓬〉「^{キヤウラハ}京童部か」、〈静〉「^{キヤウラハ}京童部か」。²⁵ 〈蓬〉「笑申事をは」、〈静〉「笑申事をは」。²⁶ 〈近〉「ひんがしおもての」、〈蓬〉「^{トウメン}東面の」。²⁷ 〈近〉「北ノ」なし。²⁸ 〈近〉「いらせおはしますへくや」、〈蓬〉「いらせ御座すへくや」。²⁹ 〈近〉「たうたいの」。³⁰ 〈蓬・静〉「入セ給ハ^ば」の前に「なを」あり。³¹ 〈蓬〉「なをいらせ給は^ば」、〈静〉「なを入らせ給は^ば」。³² 〈近〉「すて」、〈蓬・静〉「すて」。³³ 〈近〉「御まへにて」、〈蓬〉「御^{マヘ}前にて」。³⁴ 〈蓬〉「^{タチ}大刀の」。³⁵ 〈近〉「^{トシ}からへて」か。「」は難読。³⁶ 〈近〉「これをきゝ」、〈蓬〉「是をきゝて」。³⁷ 〈蓬〉「只」、〈静〉「只」。³⁸ 〈近〉「をしやふつて」、〈蓬〉「をし破て」。³⁹ 〈近〉「あらんと」、〈蓬・静〉「あるらむと」。⁴⁰ 〈近〉「しんよををさへたてまつり」、〈蓬〉「神輿[、]」。

を^ハさへ奉りて」、〈静〉「神輿をおさへ奉りて」。

【注解】○唱ハ小桜ヲ黄ニ返タル鑑ニ、甲ヲ脇ニ挾ミ弓ヲ平メ、神輿

近參寄、敬屈シテ云 先に賴政も「甲ヲ脱^ヲ平メ、左右ノ膝ヲ地ニ

突、頭ヲ傾奉^レ拝」としていたように、主従共に神輿に礼を尽くす姿

を描きつつ、唱の装束を説明する。〈延〉「競ハ生年三十四、長七尺バ

カリナル男ノ、白ク清ゲナルガ、褐衣ノ鎧直垂ニ、大荒目ノ鎧ノ小桜ヲ黄ニ反シタル、裾金皮打タルニ、豹皮ノ尻鞘ノ大刀帶テ、黒ツ羽ノ征矢ノ角筈入タル廿四指タル頭高ニ負成テ、塗籠膝ノ「ワニギリ太ナルニ、大長刀歩行走ニ持セテ、弓手ノ脇ニ相具タリ。鹿毛ナル馬ノ太ク逞キニ黒鞍置テゾ乗タリケル。神輿近付セ給ケレバ、馬ヨリ飛下テ、甲ヲヌギ左肩ニカケ、弓取り直シ、御輿ノ前ニ跪テ申ケルハ」(九五オ)、（覚）「唱、其日は、きちんと直垂ニ、小桜を黄にかへいたる鎧着て、赤銅づくりの太刀をはき、廿四さいたる白羽の箭負ひ、重膝の弓脇にはさみ、甲をばぬきたかひもにかけ、神輿の御前に畏て申けるは」(十五七頁)。この他、諸本の装束の説明については繁簡の差があるが、〈長〉を除いて「小桜ヲ黄ニ返タル鎧」は共通する。〈四〉「競キライの滝口小桜ヲ返シタマる黄鎧ヲ負レ矢を用シて弓ヲを・」(五三左)、〈闘〉「唱之其日装束ニ重目結直垂著小桜ヲ返黄鎧ヲ負キ黒羽ヲ矢・」(三三オ)、「南」「唱ガ其日装束ニ、キチソノ直垂ニ小桜ヲ黄ニ返シタル鎧着テ・」(十五三三頁)。その中で〈盛〉の記述はかなり簡略である。「小桜を黄に返す」とは「白地に藍で小桜を染めた革を、さらに黄に染める。したがって、地は黄に、小桜の紋は緑になる」(日国大)。この革で威した鎧を言う。〈盛〉は、卷十六「三位入道芸等」における鶴退治の場面でも、唱の装束を細かく描く。「郎等ニ丁七唱、遠江國住人早太ト云者一人ヲ相具タリ。唱ハ小桜ヲ黄ニカヘシタル腹巻ヲ著セ、十六指タル大中黒ノ矢ノ表ニ・」(二五一三五一四頁)とし、ここにも「小桜ヲ黄ニカヘシタル」である。この他に「行家ハ赤地ノ錦ノ直垂ニ、小桜ヲ黄ニ返シタル胄著テ」(四一一四四頁)など散見する。○是ハ渡部党箕田源氏綱ガ末葉ニ、丁七唱ト申者ニテ侍。大

衆ノ御中へ可申トテ、源兵庫頭殿ノ御使ニ参テ侍 ここで唱が自身の名乗りをするのは〈盛〉のみ。諸本は、〈四〉「源兵庫の頭頼政の申セ」と候フは」(五三左)、〈延〉「此北ノ陣ラバ、源ノ兵庫頭頼政ノ固メテ候ガ、大衆ノ御中へ申セト候ハ」(卷一十九五ウ)。〈長〉も〈延〉に同じだが、「北おもてのから門」(一九八頁)とする。前節の注解で触れたように、〈延・長〉はここで頼政の警固する門を示す)、〈覚〉「衆徒の御中へ源三位殿の申せと候」(十五七頁)などとするのみ。ただし〈延〉は、頼政の伝言を伝えた後に、競の名乗りがある。「御使ハ渡部党ニ箕田ノ源七綱ガ末葉、競ノ滝口ト申者ニテ候トテ」(九六ウ)。また、〈四〉は、競の紹介記事で、「頼政郎等渡辺党ヲ綱ヲ末葉ヲ競ヲ滝口」(五三左)と記す。渡辺綱は〈尊卑〉や「堺禪通寺藏渡辺系図」(生駒孝臣①)によれば、唱の六代祖で(〈尊卑〉「綱一久一安一伝一重一教一唱」(三一四)一七頁)、「堺禪通寺藏渡辺系図」「綱一久一安一伝一満(重の弟)一省一唱」(二九〇)(一九七頁))、綱の父(〈尊卑〉)乃至は祖父(堺禪通寺藏渡辺系図)の宛が、武藏国箕田に住し、箕田源氏(源次)を称した。『今昔物語集』卷二十五第三話に「今昔、東国ニ源充・平良文ト云二人ノ兵有ケリ。充ガ字ヲバ□田ノ源一ト云、良文ガ字ヲバ村岳ノ五郎トゾ云ケル」(新大系四一四九五頁)とあるが、充が当該の「宛」に相当し、□に「箕」が入るとされる。〈尊卑〉(三一四頁)の綱の傍記には「但仁明天皇四代孫源次敦、為子養育云々」と仁明源氏の敦の養子とし、『渡辺系図』では、綱の父を敦として注記に「号箕田源次」(続群書五下一六四頁)とする。しかし、綱に至るまでの家系は確認できず、〈尊卑〉とほぼ同時代に編纂されたと思われる東京大学史料編纂所蔵「古系図集」に「襄祖不分明源氏」として撰

津の箕田源氏（渡辺党）の系図が載せられているように、源氏とは認められても、何天皇の子孫であるか曖昧であり、正系は未勘とすべきであろう（青山幹哉二二頁）。但し、堺禪通寺藏渡辺系図を紹介した佐々木紀一は、同本によれば、源姓渡辺氏の出自が仁明源氏である可能性が高いとする（一五頁）。また、高橋昌明は、「箕田源氏は早く衰退したようで、それに目を付けた渡辺氏が系図上つなげた公算が強い」（二二七頁）とし、源綱についても、綱の実在を証明する確かな史料は皆無で、史料ばかりか、平安期説話文学にも名前が見当たらず、創作された架空の人物である可能性があるとする。また、渡辺党の摂津源氏への臣従が確認できるようになるのは、頼政の代まで待たねばならず、十一世紀半ばの初めなどは源^{なりより}賛頼の郎従であった（二二五頁）。

また、〈尊卑〉の綱の注記には「渡部」の表記はなく、『渡辺系図』では綱の四代後、伝の注記に「（前略）其後渡辺ニ住ス。箕田家ノ總官ハ伝ヲ始トス云々」（二六四頁）とあり、河音能平は、「源姓渡辺党が摂津国渡辺津に居住し、摂津大江御厨渡辺惣官となつて、『渡辺一文字之輩』と称されるようになるのは、十一世紀末の白河院政期以来のこと、最初の摂津大江御厨惣官は源伝であった」（三四頁）とする。『平家物語』は、頼政と渡辺党との主従関係の濫觴として、源頼光と渡辺綱との主従関係を捉えようとするのだろうが、生駒孝臣②によれば、頼政と父仲政は、摂津源氏の庶流に過ぎず、頼光以来の譜代の郎等を継承したとは考えられない。渡辺党という武士團が明確に現れるのは白河院政期のこと、それ以前の摂津国渡辺の地は、のちに渡辺氏と共に渡辺党を構成する遠藤氏が摂津国の在庁官人として同地を活動拠点としていた。渡辺氏初代の伝は、渡辺の地の支配権を遠藤氏から継

承して、京都と結ばれた淀川水系の重要なターミナルである渡辺津、そして渡辺惣官職に就き、以後同職は承久の乱に至るまで渡辺氏の一族内部で世襲されていった（二七一八頁）。なお、〈盛〉では、巻十四・三位入道入寺でも、「渡辺党ニ箕田源氏綱ガ末葉、昇ノ瀧口子息ニ競瀧口ト云者アリ」（21三六五頁）としている。○加賀守師高狼藉ノ事ニ依テ、聖斷遲々之間、山王神輿陣頭ニ入セ給ベキ由、其聞有テ、公家殊ニ騷驚思召…以下、頼政から山門大衆への言葉が伝えられる。内容としては、①頼政が勅定により警固に当たっていること、②源氏の衰退、次いで、③勅命故に警固しているが、年来の山王信仰を訴え、神輿に矢は向けられないとする。そこで、神輿を迎え入れようとするのである。ところが、④手勢の少ない頼政の固める門を押し入ったとなれば、山門衆徒は京童の笑いものになるだろう、それよりも重盛が大勢で警固する門より入つた方が後代に名を残すことになるであろう、と論理を展開する。そしてそれでもこの頼政の門より押し入れば、⑤頼政は弓を捨て、⑥神輿の御前にて死体を曝すつもりだという。これに対して諸本を見てみる。〈四〉は、②④⑥と簡略。〈延〉は、②①③に続けて⑦「又今度山門ノ御訴訟理運之条、勿論ニ候、御聖断遅々コソ余所ニテモ遺恨ニ候ヘ」（九五ウ）と、今回の一件について山門の訴えに理解のあることを明確に示し、神輿を迎えることで、⑤「但於自今以後^ニ者、永ク弓矢ノ道コソ離レハテ候ハズレ」（九六オ）と弓を捨てるとして、そして⑧「神威ニ怖奉テ御輿ヲ入奉リ候ハゞ、縕言ヲ輕ズル過アリ。宣旨ヲ重ジテ神輿ヲ防奉ラバ、冥ノ照、覽難^シ測^リ。進退惟谷^{ヨコハマ}レリ」（九六オ）と、宣旨と神威の間で板挟みになり苦悩する様子を、〈盛〉に比して明確にアピールし、最後を④⑥と締め括

る。〈闘〉は、まず〈延〉と同文の⑦を置き、⑧山王への畏れと勅命の狭間で「難治」次第（三三ウ）であるとし、④重盛の守護する「南陣」を勧める（ただし最後には「左衛門陣御興可被廻候覧」（三三ウ）と、東面の「左衛門陣」とする）。〈長〉は〈延〉に似るが、⑤⑥を末尾に述べる点（②①③⑦⑧④⑤⑥）が〈盛〉に同じである。「後代の名がおしく候へば、爾今以後にをいては、六そんわうよりつたへて候弓矢の手をこそはなち候はんづらめ。命を山王大師に奉り、かばねを御こしの前にてさらすべし」（〈長〉1—九九頁）。（南・屋・覚・中）は⑦④とし、④の中で⑤⑧も述べられる。すなわち、まず〈延〉⑦に類似する「今度山門の御訴詔、理運の条、勿論に候。御成敗遅々こそ、よそにても遺恨に覚候へ。さては神輿入奉らむ事、子細に及候はず」（〈覚〉上—五七頁）と述べ、その後④へと続き、重盛が警固する東の陣より入ることを勧める中で、⑤⑧にも及ぶ。「神輿を入奉らば、宣旨を背に似たり。又ふせき奉らば、年来医王山王に首をかたぶけ奉て候身が、けふより後、ながく弓箭の道にわかれ候なむず。かれといひ是といひ、かたぐ難治の様に候」（〈覚〉上—五七—五八頁）。

○源平ノ官兵四方ノ陣ヲ固ル内、達智門ヲ警固仕（盛）では前節で、大衆が「北ノ陣ヨリ達智門ヲ志テゾ」とあつた。達智門は大内裏の北東の門。

○昔ハ源平勝劣ナカリキ。今ハ源氏ニオイテハ無ガ如シ

（盛）卷一「清盛息女」末に、「昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来、皇化ニ隨ズ朝憲ヲ輕ズル者ヲバ、互ニ誠ヲ加シカバ、世ノ乱ハナカリキ。保元ニ為義キラレ、平治ニ義朝討レシ後ハ、末々ノ源氏、此彼ニ有シカ共、或ハ流サレ或討レテ、今ハ平家ノ一類ノミ、独リ武威ヲ奪テ、自政ヲ恣ニセシカバ、頭サシ出者

ナシ」（1—七七頁）とあるように、源氏の凋落は、保元の乱や平治の乱で多くの源氏が流されたり討たれたりしたためであつた。大衆等に告げた頼政のこうした思いは、彼の息子仲綱の言葉を介しても次のように記される。〈盛〉卷十四「木下馬」に、「当家ハ清和帝ノ御末、多田満仲ノ後胤トシテ、入道殿マデ九代間近御事也。但源平両氏朝家前後ノ將軍ナレバ、必シモ申乙有マジキ事ナレ共、一旦ノ果報ニ依テ、當時暫ク官途ニ浅深アルニコソ、其ニ宗盛ガ詞ノニクカリシカバ、木下ヲバ惜遂ント存ゼシヲ、御命ニ背キガタサニ馬ヲバ遣シ候ヌ」（2—三五九—三六〇頁）。仲綱のこうした言葉を聞いた父頼政が、「コレヲ聞テハ、サコソ遺恨ニ思ケメ」（三六〇頁）、挙兵を決意したとするように、源氏凋落故に起きた事件であると、頼政も考えていたことが分かる。本全釈五の注解「昔ヨリ源平両氏、朝家ニ被召仕テヨリ以来…」（四七頁）参照。

○年来医王山ニ首ヲ傾ケ奉テ、子孫ノ神恩ヲ奉仰

校異18 「医王山」は、〈近・蓬・静〉の「医王山王」がよい。医王は薬師如来の異称で、延暦寺根本中堂の本尊。山王はその垂迹とされた。〈延〉「元ヨリ神明ニ首ヲ傾ケ奉タル身ニテ候ヘバ」（九六〇）、〈闘・長・南・屋・覚・中〉「年来医王山王に首をかたぶけ奉て候身が」（〈覚〉五七—五八頁）、〈四〉なし。頼政に山王信仰があつたのかどうかは不明。『頼政集』からは窺えない。

○今更神輿ニ向奉テ、弓ヲ引可放矢ナラネバ

頼政が神輿に向かつて矢を放つことを忌避した理由としては、彼が年来の山王信仰の徒でもあつたとするためだが、今一つは、神輿入洛を防ぎ矢を放てば、身に良からぬことが降り掛かることを恐れる気持ちがあるための物言いであろう。〈延〉「宣旨ヲ重ジテ神輿ヲ防奉ラバ、冥ノ照覽難シ測リ」

(卷一一九六〇) ともある。また、『八幡愚童訓乙』には、「弘安の神輿入洛の時、あしく奉行したりし武士は其夜の内に俄に死し、矢を放ちふせぎ奉し者は、不慮に所帶を失ひて在にかいなく成にけり」(日本思想大系『寺社縁起』一四四頁) ともある。こうした言説が世に喧伝されていたと考えられる。なお、衣川仁は、そもそも十二世紀以前の強訴における大衆の行動について、「本来自発的に戦闘を回避するものであり、基本的には神輿や音声などの視覚・聴覚的効果によって威力を増し、武力には依存せずに訴訟を遂行していた」(一〇三頁)と指摘、一方「武士側も攻撃動員ではなかつたことが史料上確認可能である」として、その例として、元永元年(一一一八)五月の強訴の場合、「朝廷は武士・検非違使・下人等を河原に派遣するという対応をとつたが、白河院は同時に大衆への射撃の禁止と、制止に従わない「乱入輩」の捕捉を指示した」ことを挙げる(一〇一頁)。○其上纏ノ小勢也 諸本はいづれも「中」「ござい」(上一六一頁)、〔闘・南・屋・覚〕「無勢」(闘卷一上一三三ウ)、「延・長」「僅ナル無勢」(延九六〇)とする。但し、先には、諸本は、頼政の勢を、〔盛〕「三十余騎」(一四二頁)、「四」「不ヶレハ過二百余騎」(五三左)、「闘・南・屋・覚・中」「三百余騎」(闘卷一上一三三オ)、「延・長」「三百余人」(延九四ウ)としていた。「小勢」「無勢」に最も合致するのは「盛」であるが、それは、一方では三万、或いは三千余騎ともされる重盛勢との比較の上での物言いであろう。〔盛〕が「三十余騎」とするのは、この「小勢」を字義どおりの意味に取ったための改変と考えられる。○此上ハ大衆ノ御計タルベシ そこからは大衆の皆さんのお考え次第です、の意。〔盛〕の独自異文。

○頼政尠弱ノ勢ニテ固テ候門ヲ推破奉入テハ

（七〇）

「四・延・長」ほぼ同、〔闘〕「開門ヲ候徒ミ此陣ミ入給者」(三三三ウ)、「南・屋・覚・中」あけて入奉る陣よりいらせ給て候はば」(覚)上一五七頁)。〔闘・南・屋・覚・中〕は、初めから開かれた無抵抗な門より神輿を入御なさつたならばの意。○京童部ガ弱目ノ水トカ笑申サン事 〈四〉「京童部の子細を申シヌと覚候」(五四右)とするのみだが、他は「弱目ノ水」に対して、〔闘〕「目垂讐」(七〇頁)、〔延・長・中〕「目ダリ印治」(延九六〇)、「南」「目ダリカウ」(上一三四頁)、「屋・覚」「目だりがほ」(覚五七頁)とする。「目垂顔」は「卑怯なぶるまいをするときの顔つき。弱みにつけこんだつけあがった顔つき。また、卑怯なさま」(日国大)で、「目垂印地」は「石合戦で、ことさらに相手の手薄な所をねらって石を投げることから、人の弱みにつけこむことをいう」(時代別・室町)。〔盛〕の「弱目の水」は、「弱つてているところへ水を注ぐように、弱みにつけ込んでほしいままにふるまう」(角舌大)だろう。弱点を攻めることで、卑怯な振る舞いを意味するか。○東西ノ北ノ脇陽明門ヲバ、小松内大臣重盛公、三万余騎ニテ固ラル 〔盛〕はここではじめて重盛の警固する場所を示す。「越前国氣比神人群參陽明門前、訴申國司為家朝臣非法云々」(中右記)長治元年六月十九日条、「日吉神人參陽明門猶訴申、戌刻許祇薦神人御輿等參陽明門前、訴申」(殿曆)長治二年十月三十日条)などとあるように、正規の内裏において大衆が訴える場所は陽明門であり、「大衆可乱入由相企、依宣旨不可入陽明門内由、檢非違使等并武勇士相禦之間」(中右記同日条)とあるよううに、檢非違使や武士はまず陽明門を防禦線として守護した。〔盛〕は舞台を大内裏に設定しているために陽明門としているのであり、前

掲の表のとおり、平家が警固した場所は諸本によつて異なる。〈延〉「東面ノ左衛門ノ陣ハ、小松内大臣三千余騎ニテ固メテ候」（九六ウ）。〈延〉はここでも閑院内裏の「左衛門ノ陣」とするため、内裏の「陽明門」の門名はあげない。〈闘〉「南・陣・重盛卿固メテ候」（三三ウ）。これは前節の説明とは齟齬するが、頼政から見て「南の陣」というのであろう。〈南・屋・覚〉「東の陣は小松殿、大勢でかためられて候」（覚）上五八貞。〈覺〉は先には「大宮面の陽明・待賢・郁芳、三の門をかため給ふ」（上十五七貞）としていた。〈中〉「東のちんをば、小松のたいふ、三千よきにてかためさせられて候」（上一六一頁）。〈四・長〉はなし。但し、〈長〉ではこの後に、「御こしきをば、左ゑもんのぢんへましまいらせらるべくや候らん」（一九九貞）と大衆に勧めたとする。それぞれ、前節の説明と対応する（前段「源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス」項参照）。○神威ノ程モ顕レ、御訴詔モ成就シ、衆徒後代ノ御高名ニテモ候ハンズレ 〈闘・延・長・中〉に近似本文あり。その中でも、〈延・長〉がより近似する。〈延〉「弥ヨ神威ノ程モ顕レテ、大衆ノ御威モ今一氣味ニテ候ヌベケレバ」（九六ウ）、〈長〉「弥山王の御威光もめでたくましく、衆徒の御訴訟もじやうじゆしましまん事、今一氣味にて候ぬければ」（一九九貞）。傍線部は、〈盛〉に特に近似する本文。○角申ヲ押テ入セ給ハミ、頼政今日ヨリ弓箭ヲ捨て、命ヲバ君ニ奉、骸ヲ山王ノ御前ニテ曝ベシ 前述のとおり、神輿が頼政の警固する陣より入った場合、⑤頼政は弓を捨て（武士の身を捨てて）、⑥日吉山王の神輿の御前にて死体を曝すつもりだといふ。〈四・闘〉は⑤を欠き、〈盛〉のように⑤⑥と続けるのは〈長〉。〈延〉は、「頼政元ヨリ神明ニ首ヲ傾ケ奉タル身ニテ候ヘバ、ワザト此

門ヨリコソ入レ奉ルベウ候間、門ヲコソ開テ候ヘ。但於自今以後二者、永ク弓矢ノ道コソ離レハテ候ハンズレ」（卷一九五ウ～九六オ）と、大衆達を無抵抗にこの門より入れる以上、私は今後武士の身を捨てることになりましようの意。或いは、〈南・屋・覚・中〉は、「又ふせき奉らば、年来医王山王に首をかたぶけ奉て候身が、けふより後、ながく弓箭の道にわかれ候なむず」（〈覚〉上十五七～五八貞）と、神仏に見捨てられた我身は武士の身を捨てることになりましようの意。⑥の威し文句とも言える内容を記すのは〈四・延・長・盛〉だが、〈長・盛〉は、⑤を〈延・南・屋・覚・中〉に見る形から後に移し、⑤⑥と続けることにより、頼政の必死の覚悟の程を描こうとしたのであろう。○太刀ノツカ碎ヨト握ラヘテ立タリ 唱の様子。太刀の柄を碎けよとばかりに握りしめて立っていたの意。〈近〉は「たちのつかくだけよと、らへてたちたり」。握らふの用例未見。「住まふ」語らふ同様、「握る」動作を継続することか。〈延・長〉「射向ノ袖引ツクロヒテ畏テゾ候ケル」（延）卷一九六ウ、「四・闘・南・屋・覚・中」なし。ただし〈南・屋・覚・中〉は「神人・宮仕しばらくゆらへたり」（〈覚〉上十五八貞）と大衆側の様子を描く。○大衆聞之、若衆徒ハ「何条是非ニヤ及ベキ。唯押破テ陣頭ヘ奉入」ト云ケルヲ、物ニ心得タル大衆老僧ハ、「サレバコソ、子細有ラント思ツルニ」トテ、奉抑神輿、暫僉議シケリ 〈四〉はこの僉議を描かない。〈延・長〉は特に若衆・老僧の区別をしない。〈延〉「大衆是ヲ聞テ『何条別ノ子細ニヤ及ベキ、只破レ』ト云者モアリ。又『暫ク僉議セラレヨヤ』ト云者モアリ」（卷一九六ウ～九七オ。〈長〉は、傍線部を欠く）。〈闘・南・屋・覚・中〉は若大衆が「何条其儀あるべき。たゞ此門より神輿を入れれ」（〈覚〉上十五八貞）と

聞く耳を持たなかつたとする。さらに〈覚〉は続く豪雲を「老僧のな
かに、三塔の一の僉議者と聞えし」とし、老僧の一人としている。また
〈闘〉は、続けて「南陣廻御興申族セ」(卷一上一二三二ウ)と記す。

若衆徒と老僧を対立させ、そこで豪雲を登場させる形式の方が、演出
を加えたものと言える。

【引用研究文献】

*青山幹哉「〈顕わす系図〉としての氏系図—坂東平氏系図を中心に—」(伝承文学研究五四、二〇〇四・12)

*生駒孝臣①「付録 大阪府立中之島図書館所蔵「堺禪通寺藏渡辺系図」」(『中世の畿内武士団と公武政権』戎光祥出版一〇一四・10)

*生駒孝臣②「源頼政と以仁王—摂津源氏一門の宿命」(中世の人物 京・鎌倉の時代編第一巻『治承』文治の内乱と鎌倉幕府の成立』清文堂出

版二〇一四・6)

*河首能平『大阪の中世前期』(清文堂一〇〇一・4)

*衣川仁「強訴考」(史林八五・五、二〇〇一・9)。『中世寺院勢力論—悪僧と大衆の時代』吉川弘文館一〇〇七・11再録。引用は後者による)

*佐々木紀一「渡辺党古系図と『平家物語』『鶴』説話の源流(上)」(米沢史学一八、二〇〇一・12)

*高橋昌明『酒呑童子の誕生 もうひとつ日本文化』(中公文庫一〇〇五・12)

頼政歌 豪雲僉議

1 其中ニ²西塔ノ法師ニ、³摂津駿著豪雲ト云者アリ。⁴ 悪僧ニシテ⁵学匠也。詩歌ニ達シテ⁶口聞也ケルガ、⁷大音⁸擎テ僉議⁹シケルハ、「大内ノ四方門々端多シ。強ニ⁸北ノ陣ヨリ非⁹レ可¹⁰奉¹¹レ入。就中彼⁹頼政ハ、六孫王ヨリ以来、¹⁰弓箭ノ芸ニ携テ、代々不覺ノ名ヲトラズ。是ハ其家ナレバイカセ¹¹ン、和漢ノ才人¹²風月ノ達者、カタド¹³優ノ仁ニ¹⁴テ有ナル者ヲ。

14 実ヤ、一トセ近衛院御位ノ時、¹⁵当座ノ御会ニ、「¹⁶深山見¹⁷花」ト¹⁷云題ヲ¹⁸給¹⁹テ、

19 深山木ノ其梢共ミエザリシ²⁰桜ハ花ニアラハレニケリ

ト秀歌²¹仕タリケルヤサ男、サル情深キ²²名仁²³ゾヤ。首ヲ山王ニ傾²⁴テ年久、掌ヲ衆徒ニ合²⁵テ降²⁶ヲ乞²⁷。

26 隨ハルベキ歎哉²⁸ト匱ケレバ、大衆²⁹尤々³⁰ト同ジテ、³¹三社ノ神輿ヲ³²昇返シ、³³東面ノ北ノ³⁴七端、陽明門ヲ³⁵破ケル。此門ヲバ重盛ノ軍兵ゾ固タリケル。警固ノ武士ハ、神輿ヲ³⁶入タテマツラジト支タリ。大衆³⁷神人ハ、陣頭ヲ押破ラントシケル程ニ、³⁸以外ニ³⁹狼藉出来テ、⁴⁰官兵矢ヲ放⁴¹。其矢十禪師ノ御輿ニ立⁴²。神人一人⁴³官仕一人射殺サル。⁴⁴蒙疵ヲ⁴⁵者モ多カリケリ。神輿ニ矢立⁴⁶神民殺害ノ上ハ、衆徒音ヲ揚テヲメキ叫事夥シ。見聞ノ貴賤モ身毛立⁴⁷バカリ也。大衆ハ神輿ヲ陣頭ニ奉振捨⁴⁸、ナク⁴⁹ノ本山ニ帰ノボリヌ。

【校異】 1 〈近〉合点あり。行の冒頭に「かううんせんき」と傍書。 2 〈蓬〉「西塔法師に」「静」「西塔法師に」。 3 〈近〉「つのくにのりつしや」、

〔蓬〕「撰津堅者」、〔静〕「撰津立者」。4 〔蓬〕「惡僧にて」、〔静〕「惡僧にて」。5 〔蓬・静〕「學生也」。6 〔近〕「くちきくなりけるに」。7 〔近〕「四はうもんく」、〔蓬〕「四方の門々」。8 〔近〕「きくの」。9 〔蓬〕「頬政は」。10 〔近〕「きうせんの」、〔蓬〕「弓箭の」。11 〔蓬〕「才人」。12 〔近〕「ぶけつの」。13 〔蓬〕「テ」なし。14 〔近〕合点あり。行の冒頭に「頬政歌」と傍書。15 〔蓬〕「当座御会に」、〔静〕「當時御会に」。16 〔近〕「しんさんはなをみると」、〔蓬〕「深山花見と」、〔静〕「深山花見と」。17 〔近〕「いふことをだいに」、〔蓬〕「いふ題を」、〔静〕「云題を」。〔底〕「云ヲ題」を改める。18 〔近〕「たまはて」。19 以下「花ニアラハレニケリ」まで、〔底・蓬・静〕一字落とし。〔近〕二字落とし。なお、〔近〕「み山木の」、〔蓬〕「太山木の」。20 〔近・静〕「桜ハ」より改行。21 〔近〕「つかまつたりける」、〔蓬〕「仕たりける」。22 〔蓬・静〕「明仁そや」。23 〔近〕「ひさし」、〔蓬・静〕「久しう」。24 〔近〕「いやく」。25 〔蓬〕「頬政か」。26 〔近〕「したかはるへきかと」、〔蓬〕「したかはるへき哉と」、〔静〕「したかはるへき哉と」。27 〔近〕「もつとももともと」。28 〔近〕「三じやの」。29 〔近〕「ひんかしおもての」、〔蓬〕「東面の」。30 〔近〕「いたてまつらんと」。31 〔近〕「じんにんは」、〔蓬〕「神人は」。32 〔蓬〕「以外」。33 〔蓬〕「狼籍」。34 〔蓬〕「官兵矢ヲ放其矢十禪師ノ御輿ニ立神人」なし。35 〔近〕「じんにん」。36 〔近〕「きうじ」、〔蓬〕「宮仕」。37 〔近・蓬・静〕「かうふる」。38 〔近〕「じんみん」。39 〔近〕「よたつばかりなり」、〔蓬〕「豎計也」、〔静〕「豎ばかり也」。40 〔近〕「ふりすてたてまつり」、〔蓬〕「ふりすてたてまつりて」、〔静〕「ふりすて奉りて」。

【注解】 ○其中ニ西塔ノ法師ニ、撰津堅者豪雲ト云者アリ。惡僧ニシテ学匠也。詩歌ニ達シテ口聞也ケルガ、大音舉テ僉議シケルハ 諸本それに豪雲の紹介が異なる。〔延・長〕「其中ニ西塔法師ニ、撰津堅者豪雲ト申ケルハ」（延）卷一十九七〇、「西塔撰津堅者豪雲トテ三塔」ノ云口、一山ノ張本トオボシキ大衆、萌黃ノ糸威ノ腹巻ヲ衣ノ下キタルガ、太刀脇ハサミ進出、大音声ヲ上テ申ケルハ」（上一三五頁）、〔屋〕「撰津堅者豪雲トテ三塔ノ云口」一山ノ張本ト覺敷大衆、進出テ大音声ヲアゲテ申ケルハ」（七七・七八頁）、「覓」老僧のなかに、三塔一の命議者と聞えし、撰津堅者豪運、すゝみ出て申けるは」（上一五八頁）、「中」「一山のちやうほん、三千のいひくちとおぼしき、つのりつしやがううん、すゝみいで申けるは」（上一六一頁）。他方、四は「且有老僧の声」（五四

左)、〔闘〕は「老僧共、中又僉議シケル者」（卷一上一三三ウ）と、老僧が語ったとするのみで豪雲の名も出さない。本来、一老僧の発言であつたところに、惡僧豪雲が重ねられていった可能性もある。豪雲については、いずれも「撰津堅者」とするが、豪雲の装束まで記すのが〔延・長・南〕で、「言ヒ口」「僉議者」というのは、〔盛〕の「口聞」に相当し、「口聞」は「口利」で、弁舌の巧みなことであろう。〔盛〕はさらには「惡僧ニシテ学匠也」。詩歌ニ達シテ口聞也ケル」と評価していることが特徴である。豪雲については次節で「二品中務親王（眞平）七代ノ孫、民部太輔憲政ガ子也ケリ」とする（次節参照）。堅者は、「大法会の論議のとき、探題の提出した論題に義を立てて問者の難問に答える僧」（日国大）。『村上源氏那波系図』にも豪運に「山徒撰津堅者」（続群書五下一四〇一頁）と注記される。同様の呼称は弁舌巧みな悪僧の称としてしばしば見られる。〔延〕卷一「無動寺法師ニ伯耆堅者

乗円ト云学生大惡僧ノ有ケルガ、進出テ僉議シケルハ」(五一〇)、「太平記」卷二十五「爰ニ妙觀院ノ因幡堅者全村トテ、三塔名譽ノ惡僧アリ。」切岸ノ面ニ「王立ニ立テ名乗ケルハ」(旧大系一一〇八頁)。

この節、〈盛〉と同じ逸話に加えて、〈四・鬪・長・南・屋〉は、〈盛〉はじめ他の諸本が頼政の最後の場面で取り上げる鶴退治の逸話や、他の和歌説話をあげる点で大きく異なる。〈長〉を例に示せば、まず豪運が、頼政が和歌によって昇進した逸話をあげ、「やさおとこ」であることを述べると、「四十ばかりなる大衆の、そけんの衣に、かしらつゝみたる」(一〇〇頁)が、頼政の先ほどの主張が道理であると説き、「深山木の」和歌説話を語る。さらに同人によつて、諸本には語られない和歌説話、また鶴退治の説話(ここでも頼政の即妙の返歌が主題となる)が語られるなど、頼政の歌人としての「やさおとこ」の面が強調される。これらはいずれも、鶴退治後の連歌に注目し、頼政の「優男」の一面を描くものとして取り上げている。鈴木彰は、〈四〉のこの部分の記述の後次性を認めた山下宏明の指摘(七〇頁)を受けて、鶴退治説話をここに置く諸本について、〈長・鬪〉は「ここに本話を含めた頼政の和歌説話を集約的に記すという整理を施している」とし、さらに〈屋〉については「基本的には頼政の武の侧面を語るものとして存在している」鶴退治説話を、「頼政の和歌の才を語る話として位置づけられ」ているところに「屋代本の古態性よりも、むしろ後次的な改編作業を想定すべき」(三一〇~三三三頁)としている。○大内ノ四方門々端多シ。強ニ北ノ陣ヨリ非可奉入 〈四・鬪〉なし。〈延・長〉「今頼政ガ条々所立申、非無其謂。神輿ヲ奉_チ先立_二衆徒被訴訟ナラバ、善惡大手ヲ打破テコソ後代ノ名モイミジカラメ」(卷一一

九七〇。ただし、前述のとおり〈長〉の発言主体は豪運とは別人の「四十ばかりなる大衆」(一〇〇頁)、「南・屋・覺・中」尤もさ言はれたり。神輿をさきだてまいらせて訴訟を致さば、大勢の中をうち破てこそ、功端シ多シ」として既出(本金积七一四九~五〇頁「端シ多シ」項参照)。数が多いの意であろう。大内の四方には多くの門があるので、何も北の陣から入る必要はないの意。○就中彼頼政ハ、六孫王ヨリ以来、弓箭ノ芸ニ携テ、代々不覺ノ名トラズ。是ハ其家ナレバイカセノ、和漢ノ才人風月ノ達者 カタク_ヘ優ノ仁ニテ有ナル者ヲ 頼政が六孫王(経基)以来代々武芸の名門であるのは言うまでもない。だが、和漢の才もあり風流も解す者であることを述べる。〈四〉なし。その他は〈盛〉に同じ(ただし、前述のとおり〈鬪・長〉の発言主体は豪運とは別人)。このように、頼政の歌道が称揚されるものの、変化退治の折にも、常に頼政は、まずは武芸の評価が先行して記される。櫻井陽子によれば、これは頼政の和歌が、公卿の家柄と認識されいた平家一門の者達(歌話が記される忠盛や忠度)とは異なり、頼政が武士であることを前提として描かれ、武人頼政を彩るものとして描かれるためとする(一五四~一五八頁)。なお、武門源氏の発祥を六孫王、すなわち経基に求める例は軍記物語をはじめ多く見られる。「此等ハ皆六孫王ノ苗裔、多田新発満仲が後胤、頼義、々家ガ遺孫也」(盛)卷十三「源氏法」2~3〇九頁)。なお、〈南・屋・覺・中〉は、「源氏嫡々の正棟」(覚上一五八頁)とするが、嫡流にあつたのは行綱で、頼政は傍流。○実ヤ、一トセ近衛院御位ノ時、当座ノ御会二、近衛院
「深山見花」ト云題ヲ給テ、〈延〉「一年セ、故院ノ御時、鳥羽殿ニテ

中殿御会ニ、深山ノ花ト云題ヲ簾中ヨリ被出タリケルヲ、当座ノ事ニテ有ケレバ、左中将有房ナド聞エシ歌人モ読煩タリシヲ、頼政召シヌカレテ則チ仕タリ（卷一―九七〇―九七ウ）と、より状況が具体的である。源有房が登場する点では（四・闘・長）も同様だが、「鳥羽殿ニテ中殿御会」を（四）は「和歌所の当座の御会」（卷一―五四左）、（闘）「当座御会」（卷一上十三四才）、（長）「鳥羽殿にて当座の御会」（一―一〇〇頁）とする。〈南・屋・覚・中〉は〈盛〉に近く「近衛院御在位の時、当座の御会ありしに、深山花といふ題を出されたりけるを、人々よみわづらひたりしに」（〈覓〉上一五八頁）とする（ただし、〈中〉はこの前に「さんぬる応保の比」（上一六二頁）とある。当座はその場で題を与えられて詠む和歌。なお、櫻井陽子は、天皇即位後に清涼殿で天皇自らが催す晴儀の歌会である中殿御会が鳥羽殿で行われることはなく、近衛天皇在世時に開催されたという資料もなく、帝自身も和歌に興味を持ったという様子はないことから、鳥羽殿での当座の御会という設定を含めて、こうした歌会の設定そのものが頼政の晴れの舞台をしつらえるための虚構であろうとする（一五五頁）。同歌は『詞花集』『治承三十六人歌合』他にも見られるが（次項参照）、詠歌事情については『頼政集』に「白河にて人人花見侍りしに」とあるだけで、いずれも平家物語のような詠歌背景は描かれていない。なお『詞花集』の成立が仁平元年（一一五）なので、頼政四十八歳以前の詠と見られる。このように、平家物語では、変化退治の折にも見るように、連歌や和歌を当意即妙に詠む頼政が前面に押し出されて描かれる。また、『今物語』十三話にも、頼政が頼長の求めに応じて即座に和歌を詠んで讃められたとの説話が載るように、当該話は、物語独

自の設定というよりは、頼政の即興性を評価する歴史的な視点に沿ったものと考えられる（櫻井陽子一五四頁）。歌題を諸本「深山（の）花」と読むのであろうが、同題は「新編国歌大觀」には見出せない。一方で「深山花」は多数ある（他に「尋深山花」など）。ここで「見」字を付ける必要性はなく、「深山花」とするのが自然であろう。○深山木ノ其梢共ミエザリシ桜ハ花ニアラハレニケリ（四・長・覚・中）と同じ。〈延〉は第三句「ワカザリシニ」（卷一―九七ウ）、〈闘・南・屋〉は第三句「ワカザリシ」。なお〈蓬〉は「太山木の」と表記する。黒本本『節用集』に「^{ミヤマ}太山」（ミ天地・一七〇）とある。深山の木々の中にあってはその木の梢だけは見分けられなかった桜だが、花が咲いてその姿が現れたことだ、の意。『詞花集』卷一・春・一七に「題不知」として源頼政「深山木のそのこずゑともみえざりしさくらは花にあらはれにけり」とある。他に『頼政集』四六は、直前四五の「白河にて人々尋見侍しに」を受けて「おなじ心を」として同歌を引く。なお、穗久邇文庫蔵本は、第二句を「見えざりしに」とする（『頼政集新注』上一八二頁）。また、『尊円序注』と同類とされる、八戸市立図書館蔵『古今和歌集見聞』には、「猛武士ノ心ヲ如宥ト云事」の注として、御輿振りの場面が取り上げられ、その中で「深山木の」歌も引かれている。当該話の冒頭から引けば次のようにある。「鳥羽院ノ御時、源三位頼政ガ四ツ足ノ門ヲカタメタリシニ、山法師責入ラントセシ時、『頼政ガ此門ヲバ侍テ、三百余騎ニテ堅メ候。ヲナジクハ大勢ノ中ヲヤ

ミヤマ木ノ其梢トモミヘザリシ桜ハ花ニアラワレニケリ ト読テ、深山木ノ三位ト名ヲ得タルヤサ男也」トテ、大衆ヒキテ退ヌ。コレラハ歌ノ徳ヲ譽タリ。当世カ、ル様多シ」(佐伯貞一、六五頁)。傍線部は「候ハンヅレ」と読むのであろう)。頼政の兵を三百余騎とする点は、〈闘・延・長・南・屋・覚・中〉に近いが、時代を「鳥羽院ノ御時」とする点は、『平家物語』とは異なる。あるいは、書陵部本系朗詠注の將軍「隴山雲暗」注にも、御輿振譚が見られる。それによれば、時は「何ノ時ゾヤ」あるいは「高倉院ノ御時」とされ、守護する兵も重盛ではなく清盛とされる。また、頼政の守護する門も「東門」であり、頼政の第三句も「シラザリシ(キ)」とあるように、『平家物語』とは異なる点もある。この点につき、黒田彰は、談義の場で行われた頼政譚の一部を伝える可能性の他、武久堅が想定する「高倉宮物語」の断片である可能性などを想定する(二四二~二四三頁)。なお、当該話の設定は虚構の可能性が高いが、同歌が頼政の名歌としてよく知られていたことにより説話化されたものであろう。

○首ヲ山王ニ傾テ年久、掌ヲ衆徒ニ合テ降ヲ乞。歟々無情

山王を信仰し、衆徒に手を合わせて降を乞う者を口やかましく責め立てるのは情けないことであるという。〈近〉は「歟々」を「いやく」(校異24)とする。「りつぱなこと、程度の激しいことなどに感じて発することば」(日国大)の意味合いが近いか。〈延・長〉もほぼ同じ。〈南・屋・覚・中〉が「名歌仕て、御感にあづかるほどのやさ男に、時に臨でいかゞなさけなう恥辱をば与ふべき」(〈覺〉上一五八頁)とするのに対して、〈延・長・盛〉は、頼政の山王崇敬を再び強調している。「歟々」は口やかましい様。〈盛〉卷十一「天下ヲ鎮迄コソナカラメ、事ニ触テ歟々ノ体、

御意ヲエザル処ニ」(2—一九三頁)。ここでは、口やかましく騒ぎ立てるのは情けないことだ、の意か。○門々端多シ 〈盛〉のみに見られる句。この句は、豪雲の台詞で既出であり、重複の感がある。「大内ノ四方門々端多シ。強ニ北ノ陣ヨリ非可奉入」項参照。○頼政力申状ニ随ハルベキ歟哉」ト匁ケレバ、大衆「尤々」ト同ジテ「尤々」は賛同の意を表する時の合言葉。次節で豪雲が大衆會議について説く逸話にも、賛同の際には「尤々」ト同」じ、反対の時には「此条無謂」と言つたとある。なお、〈四〉は単に「早^カ昇返セ」(卷一—五四左)とするが、その他は類似する。〈延〉「頼政ガ申請旨ニ任セテ、東面ノ左衛門陣へ神輿ヲ昇キ直シ進セヨヤ」ト云ケレバ、「尤々」ト一同シテ、左衛門ノ陣へ奉^ル昇^キ」(卷一—九七ウ)、〈南・屋・覚・中〉「……此神輿かきかへし奉ヤ」と僉議しければ、數十人の大衆、先陣より後陣まで、皆尤々とぞ同じける」(〈覺〉上一五八頁)など。○三社ノ神輿^ヲ昇返シ、東面ノ北ノ端、陽明門^ヲ破ケル「三社」は、「山門御輿振」の冒頭記事に見るように、八王子・客人・十禅師。前々節「源平ノ軍兵依勅命、四方ノ陣ヲ警固ス」項で述べたように、〈盛〉は舞台を大内裏に設定しているため、ここでも陽明門を攻めたとする。ただし、陽明門を「東面ノ北ノ端」とするのは不審。大内裏東面の北端の門は上東門。先に「東面ノ北ノ脇陽明門」とあつたので誤解か。同じく門名をあげるのは〈覺〉「さて神輿を、先立まいらせて、東の陣頭、待賢門より入奉らむとしければ」(上一五八頁)。〈覺〉は先に重盛が「大宮面の陽明・待賢・郁芳、三の門」(上一五七頁)を固めているとしていた。あるいは、平治の乱の際に、重盛が待賢門を攻めたことを意識したものか。「此大勢、河原を上りに、近衛・中御門、

二つの大路より大宮面へをしよせてみれば、陽明・待賢・郁芳門、三の門をぞひらきける」（『平治物語』新大系一八五頁）。その他は、〈四門陣〉、〈南・屋〉「東ノ陣頭」、〈中〉「ひんがしのぢん」（上一六二頁）などとする。なお〈延・長〉はこの後、「閑院殿へ神輿ヲ奉振事、是始也」（〈延〉卷一九八〇）とする。また、〈中〉は「其のちきたのゝしんよをさゝげ奉りて、ひんがしのぢんへまはる」（上一六二頁）と、わざわざ北野の神輿としている点が不審である。○警固ノ武士ハ、神輿ヲ入タテマツラジト支タリ。大衆神人ハ、陣頭ヲ押破ラントシケル程ニ 警固の武士と大衆との攻防を多少なりとも描くのは、他に〈闕・延・長・中〉。〈延〉「軍兵馬ノ轡ヲ並ベテ、大衆神輿ヲ先トシテ押入ムトスル間」（卷一九八〇）は脱文記号。〈長〉の波線部が入るのである。〈長〉「内大臣の軍兵、我おとらじとむまのくつばみをならべて、ふせき奉りけれども、大衆、神輿をさきとして、をし入らんとするあひだ」（一〇三頁）。『愚昧記』治承元年四月十三日条によると、「而武士等雖相禦、凡不拘制法、先神輿桃入、或以瓦礫打軍兵、或以逆茂木」（近日毎辻在之、世人称兵革之想）、今已相叶歟、差突之、兵士等漸退去之間、自町辻及西洞院、已以禁門前也」とあり、大衆は神輿を先頭に瓦礫を擲ち、逆茂木で突くなどして武士を後退させたという。『玉葉』四月十三日条によれば、大衆は陣口に入ろうとしたという（「欲參陣口之間」）。その陣口の一つである一条町辻は、『玉葉』承安二年（一一七二）二月十六日条に見るよう、本来の大内裏の陽明門に擬され「陽明門代」と称され、閑院内裏の礼門である東門（左衛門陣、建春門代）へ至る正式の陣口

であった（飯淵康一、二六八頁）。また前節「東面ノ北ノ脇陽明門ヲバ、小松内大臣重盛公、三万余騎ニテ固ラル」項でも述べたように、正規の内裏において大衆が訴える場所は陽明門であり、陽明門代はそれに替わる場所として認識されていただろう。その町辻を守備の武士は大衆に押し破られ、さらに一条西洞院まで後退し、門前（左衛門陣であろう）にまで及んだとする。桃崎有一郎によれば、陣口は、武装した集団・軍勢を阻止する機能をもっていなかつたといふ（一四六頁）。そうしたこともあり、大衆に押し破られたのである。『愚昧記』『顯広王記』『続左丞抄』に、神輿の振り捨てられたのが「三条町辻」「三条北西洞院東」とあることから見ても、重盛勢が始めから西洞院大路に面した左衛門の陣を守っていたとするのは不自然である。おそらくは、陽明門代から閑院内裏の北東にあたる二条西洞院にかけての空間で攻防がなされ、ここに神輿が捨てられたのだろう。○以外ニ狼藉出来テ、官兵矢ヲ放。其矢十禪師ノ御輿ニ立。神人一人宮仕一人射殺サル。蒙疵ヲ者モ多カリケリ（四・闕・延・長）「心ヨリ外ノ狼籍出来テ、武士ノ放ツ矢、十禪師ノ御輿ニタツ。神人一人、宮仕一人矢ニ當テ死ヌ。其外疵ヲ被ル者多シ」（〈延〉卷一九八〇）、〈南・屋・覺・中〉「狼籍忽に出来て、武士ども散々に射くる。十禪師の御輿にも、箭どもあまた射立てたり。神人・宮仕射殺され、衆徒おほく疵を蒙る」（〈覺〉上一五九頁）。〈中〉のみ、矢を放ったのを「たいくんもんかためたるぶし六人」（上一六三頁）とする。古記録類によれば、『玉葉』治承元年四月十三日条には「為官兵被射散一、東西分散、神輿等棄置路次云々、件神輿射立矢云々」とあるのみだが、『顯広王記』同日条には、「隨大衆陣參之處、付武士等

では「仍不_レ堪_レ其責、射_レ払衆徒」之間、其矢中_二日吉神輿_二云々。大_{〔參〕}禪師と京極寺の神輿に矢が当たったとする。また『愚昧記』同日条では「昇_レ神輿之輩又如_レ此_二云々」とし、大衆二三人が傷を負い、宮司一人が死亡したとする。『続左承抄』「安元三年日吉神輿入洛事」は「同日、以_レ官使_レ実_レ檢乘置神輿之處上」。二条北西洞院東所在_一神輿七基_二也。其内十禪師神輿、矢一筋射_レ立葱花下_二云々」とし、十禪師神輿の「葱花下」に矢が射立てられたとする。情報に混乱があるようだが、矢が十禪師神輿に当たり、死傷者が出たことは事実であり、平家物語諸本の記述も史実に沿ったものと言える。この後、藤原師高の流罪とともに、この時神輿を射た武士も禁獄に処せられる事になる。(盛)では「三十日」の宣旨に「今月十二日叡山衆徒、昇_レ日吉社、感神院等之神輿、不_レ憚_レ勅制_二乱_一入陣中」。爰警固之輩、相_レ禦凶党之間、其矢誤中_二神輿_一事、雖_レ不_レ凶何不行_レ其科_一、宜_レ仰_レ檢非違使、召_レ平利家、同家兼、藤原通久、同成直、同光景、田使俊行等、給_レ獄所上者也。從五位上加賀守藤原朝臣師高解官流罪尾張国、目代_レ師経流罪備後国、奉_レ射_二神輿_一官兵七人禁獄事者、今日宣下訖」(1—二六四頁)として、神輿を射た者として六名の名を挙げて「奉射神輿官兵七人禁獄」とするが、「延」では同名をあげて「六人禁獄」とする。『玉葉』四月二十日条に引く院宣も同名で六名をあげており、六名が正しいのである。(早川厚一、一二三頁)。元木泰雄①は、「嘉応の強訴では」「重盛をはじめとする『愚昧記』四月二十日条には「又内府郎従六人禁獄云々」とある。これから、神輿を射た郎等が重盛の郎等であつたことが分かる(早川厚一、一二三頁)。

平氏一門の対応が消極的であった」のに對して、「今回は重盛が単独で防衛を担当したこと、しかも彼がきわめて積極的な行動をとったこと」に注目し、重盛は「他の平氏一門の協力を必要とせず、単独でも迎撃できるだけの武力を有したので」あり、「他の平氏一門が一貫して非協力的であつたことを見れば、今回の強訴の対応に関して、重盛とその他の平氏一門との間に意識の相違があつた」と見る（一四六〇一四五七頁）。この直後「高倉天皇が法住寺殿に避難した際、本来内裏の警護を担当してきた平経盛が内侍所の警護を拒否した（『玉葉』四月十九日条）ことからもわかるように、他の平氏一門はけつして後白河の命に従順ではなかつた」（元木泰雄②四七頁）。重盛以外にも宗盛・知盛らも警固に出動させている（闘・覚・中）は、こういった歴史的背景から離れ、頼政一人に対して平氏一族を総動員させて描こうとしていることがわかる。 ○神輿ニ矢立神民殺害ノ上ハ、衆徒音ヲ揚テヲメキ叫事夥シ 諸本も同様に、〈延〉「カ、ル間大衆神人ノヲメキ叫ブ声、梵天マデモ及ブラムト、ヨビタ、シクゾ聞エケル」（卷一）九八〇）、〈覺〉「おめきさけぶ声、梵天までも聞え、堅牢地神も驚らむとぞおぼえける」（上一五九頁）などとする。 ○見聞ノ貴賤モ身毛立バカリ也。 大衆ハ神輿ヲ陣頭ニ奉振捨、ナク／＼本山ニ帰ノボリヌ 諸本も同様。「身毛立」は、〈近・蓬・静〉の「身の毛堅よだつ」が良い。『玉葉』四月十三日条「東西分散、神輿等棄置路次云々」、『顕広王記』同日条「神輿棄ニ一条大路」、大衆帰山歟」、『愚昧記』同日条「大衆等各々分散帰山」了。神輿棄置「一条町辺」（陣口也）。前掲のとおり、『続左文抄』「安元三年日吉神輿入洛事」には、「同日、以官使被レ寒ニ檢棄置神輿」之処上。一条北西洞院東所在神輿七基也」と

あり、二条北西洞院東に神輿七基が捨て置いてあつたという。神輿振りが入洛した場合、神輿を捨てていくのは常套手段であった。嘉応元年時の強訴でも、『玉葉』十二月二十四日条「逐電之時、奉棄社輿」

云々」とある。振り捨てられた後の神輿の造替にかかる費用はすべて朝廷が負担することになつており、その捻出に苦慮したこととなつた

【引用研究文献】

- * 飯淵康一「平安期里内裏の空間秩序について—陣口および門の用法からみた—」（日本建築学会論文報生集三四〇、一九八四・6。『平安時代貴族住宅の研究』中央公論美術出版一〇〇四・2再録。引用は後者による）
- * 黒田彰「祇園精舎覚書—法釈、唱導、説話集—」（愛知県立大学文学部論集三八、一九九〇・2。『中世説話の文学史的環境統』和泉書院一九九五・4再録。引用は後者による）
- * 佐伯真一「翻刻・紹介 八戸市立図書館本『古今和歌集見聞』」（国文学研究資料館紀要一八、一九九一・3）
- * 櫻井陽子「平家物語における和歌の解釈—源頼政の和歌を中心にして—」（『和歌 解釈のパラダイム』笠間書院、一九九八・11。『平家物語の形成と受容』汲古書院一〇〇一・2再録。引用は後者による）
- * 下坂守『京を支配する山法師たち』（吉川弘文館、二〇一一・5）
- * 鈴木彰「平家物語」卷第一「御輿振」の変容とその背景—屋代本より語り本の展開過程に及ぶ（国文学研究一二二、一九九七・6。『平家物語』の展開と中世社会』汲古書院一〇〇六・2再録。引用は後者による）
- * 武久堅「高倉宮物語」の構造（日本文芸研究三九一四、一九八八・1。『平家物語の全体像』和泉書院一九九六・8再録）
- * 野口孝子「閑院内裏の空間構造—王家の内裏—」（平安京・京都研究叢書1『院政期の内裏・大内裏と院御所』文理閣一〇〇六・6）
- * 早川厚一「『平家物語』の成立—鹿谷事件と二条・高倉両帝の造形について—」（名古屋学院大学論集（人文・自然科学篇）二四一一、一九八七・6。『平家物語を読む』和泉書院二〇〇〇・3再録。引用は後者による）
- * 元木泰雄①『平清盛と後白河院』（角川選書、二〇一二・3）
- * 元木泰雄②『治承・寿永の内乱と平氏』（吉川弘文館、二〇一三・4）
- * 桃嶋有一郎「中世里内裏陣中の構造と空間的性質について—公家社会の意識と「宮中」の治安—」（史学七二—2・3、一〇〇四・12。『中世京都の空間構造と礼節体系』思文閣出版一〇一〇・2再録。引用は後者による）
- * 山下宏明『平家物語研究序説』（明治書院、一九七二・3）

¹ そぞらも 抑^{おさへ} 豪雲ト云ハ、一品² 中務親王³ 具平⁴ 七代^ノ 孫⁴、⁵ 民部太輔⁶ 売政^{ガ子}也⁶ ケリ。訴詔ノ事⁷ 有テ、⁸ 後白川法皇ノ御所ニ参ズ。折節法皇南殿ニ⁹ 出御有テ^{「二四八」} 御座。「イカナル僧ゾ」ト御尋アリ。¹⁰ 山僧¹¹ 摂津豎者豪雲ト申¹² 者ニテ¹³ 侍^トト奏シタリ。法皇被仰下^{ケルハ}、蒙^{かうぶり} 勅定^{まことじ}、¹⁸ 頭ヲ地ニ傾^{かたぶけ} 畏^きテ奏ケルハ、「山門ノ僉議ト申事ハ²⁰ 異ナル様ニ²¹ 侍^ト。歌詠ズル²³ 音ニモアラズ、經論ヲ²⁴ 説音ニモ非、又指^{さしむ} 向言談スル体ヲモハナレタリ。²⁴ 先王ノ²⁵ 舞ヲ舞ナルニハ、²⁶ 面摸ノ下ニテ鼻ヲニガムル事ニ侍也。三塔ノ僉議ト申事ハ、大講堂ノ庭ニ三千人ノ衆徒会合シテ、破タル袈裟ニテ²⁷ 頭ヲ裹ミ、入堂杖トテ²⁸ 二尺計ナル杖ヲ面々ニ^{「西九」} 笑^{くわらひ}、道芝^の露打扱^{うちはらひ}、少石一ヅ、³¹ 持^ト、其石ニ尻懸^{るならべ}ニ、弟子ニモ同宿ニモ聞シラヌ様ニモテナシ、鼻ヲ押^{おさ}ヘ声ヲ替^{かへ}テ、『満山ノ大衆³³ 立廻ラレヨヤ』ト申テ、³⁴ 訴訟ノ趣ヲ僉議仕ニ²²、可レ然^{ラバ}『尤々³⁵』ト同ズ。不^レ可^レ然^{ラバ}『此条無謂』ト³⁶ 申^ト。仮令勅定ナレバトテ、³⁷ ヒタ^頭直面ニテハ、争カ僉議仕ベキ^トト³⁹ 申上ケレバ、法皇先興ニ入セ⁴⁰ 給^ト、「⁴¹ 早々罷帰^ト、山門ニテ僉議スルラン様ニ⁴² 出立^ト、⁴³ 急ギ⁴⁴ 参テ僉議仕レ^ト」被^ト仰^下。豪雲宿坊ニ帰テ、同宿共ニハ袈裟ニテ裏⁴⁵ 頭^ト童部ニハ直垂ノ袖ニテ頭裏セテ、三十餘人引具シテ、⁴⁶ 御前ノ⁴⁷ 雨打ノ石ニ尻係^ト並居タリ。豪雲⁴⁸「¹ガ⁴⁹ 鼻ヲ押^{おさ}ヘテ、「大衆立廻^{コト}。ラレヨヤ」ト云テ、我⁵⁰ 訴訟ノ趣⁵¹ ヲ、⁵² 事ノ始ヨリ終マデ一時ガ程コソ申タレ。同宿共兼テ存知ノ事ナレバ、「尤々^ト、⁵³ 訴詔其謂^{そのいはれ}アリ。道理顯然也。早可^レ被^ト經^ト奏聞^ト。聖代明時之政化、争力無^カ御裁許哉^ト」哉^ト」ト⁵⁴ 申タリケレバ、法皇御興有テ、則被^ト仰付^{タリ}ケルトカヤ。係者也ケレバ、サシモノ⁵⁵ 亂ノ折節ニ僉議シテ、⁵⁶ 賴政難^{なん}ヲ遁タリ。

【校異】 1 以下「賴政難ヲ遁タリ」まで「底・蓬・静」一字落とし。^近は二字落とし。なお、^近は行冒頭に「或説^カかううんせんき」。² ^近「なかつかさのしんわう」、^蓬「中務親王」、^静「中務親王」。³ ^蓬「^{クハイ}具平」。⁴ ^近「まご」、^蓬「孫」、^静「孫」。⁵ ^近「みんふのたゆふ」、^蓬「民部卿大輔」、^静「民部卿大輔」。⁶ ^蓬「ケリ」なし。⁷ ^近「あて」、^蓬「ありて」。⁸ ^静「後白河法皇の」。⁹ ^近「しゆつきよあつておはします」、^蓬「出^{イテ}御座^ス」。¹⁰ ^近「山僧」、^蓬「山僧」、^静「山僧」。¹¹ ^近「つのくにの」、「蓬」「攝津」、「静」「攝津」。¹² ^蓬「者にてにて」。貞替わりによる書き誤りか。¹³ ^近「さふらふと」、「蓬」「侍りと」、「静」「侍ると」。¹⁴ ^近「まことや」、「蓬」「誠^{マコト}や」、「静」「誠^{マコト}や」。¹⁵ ^近「蓬」「をのか」、「静」「已^{ヨノ}カ」。^底「已^{ヨノ}カ」を改める。¹⁶ ^蓬「僉議^{センキ}すらん」。¹⁷ ^近「たゞちに」、「蓬」「直^シに」。¹⁸ ^近「かうへを」、「蓬」「頭^{カタ}を」。¹⁹ ^近「かしこまで」、「蓬」「畏^{カシコマツ}て」、「静」「畏^{カシコマツ}て」。²⁰ ^近「蓬」「ことなる」、「静」「異なる」。²¹ ^近「さふらふ」、「蓬」「侍り」。²² ^近「うたゑいする」、「蓬」「うたひ詠^{エイ}する」、「静」「うたひ詠^{エイ}する」。²³ ^近「こゑにも」、「蓬」「声^{コロ}にも」、「静」「声^{コロ}にも」。²⁴ ^静「先」字右に「マツ」、左に「セン」を傍記。²⁵ ^蓬「舜^{シユン}を」。²⁶ ^近「もんもの」、「蓬」「面摸^{メンバン}の」、「静」「面摸^{メンバン}の」。²⁷ ^近「三疋^{じやく}はかりなる」。²⁹ ^近「つき」、「蓬」、「静」「つきて」。³⁰ ^近「こいし」、「蓬」、「静」「立てくれよやと」、「静」「立て」。³³ ^蓬「立めくれよやと」、「静」「立て」。

くらよやと」とし、「ら」の後に補入符あり。右に「れ」を傍記。34 〈蓬・静〉「訴詔の」。35 〈静〉「申候」。36 〈近〉「けりやう」、〈蓬・静〉「仮令」なし。37 〈近〉「たゝかしら」、〈蓬・静〉「直頭」。38 〈近〉「たゝおもてにては」、〈蓬・静〉「直面にては」。39 〈蓬・静〉「申上たりければ」。40 〈近〉「給ひ」、〈蓬・静〉「給て」。41 〈近〉「はやく」、〈蓬〉「とくく」、〈静〉「早々」。42 〈近〉「いてたち」。43 〈蓬・静〉「急ギ」なし。44 〈近〉「まいて」、〈蓬・静〉「まいり」。45 〈近〉「かしら」、〈蓬・静〉「かしらを」。46 〈近〉「御まへの」、〈蓬〉「御前」。47 〈近〉「あまうちの」、〈蓬・静〉「雨打の」。48 〈近・蓬〉「をのか」、〈静〉「己」。〈底〉「已」を改める。49 〈蓬〉「鼻」を。最初の「を」が行末に位置することによる書写の誤り。50 〈蓬・静〉「訴詔の」。51 〈蓬〉「ヲ」なし。52 〈静〉「事始より」。53 〈近〉「そせう」、〈蓬〉「訴詔」、〈静〉「訴詔」。54 〈静〉「申たれは」。55 〈近〉「らんの」とし、右に「みたれイ」と異本注記。〈蓬〉「乱の」、〈静〉「乱の」。56 〈蓬〉「頼政」。を改める。

【注解】 ○抑豪雲ト云ハ、二品中務親王（眞平）七代ノ孫、民部太輔憲政ガ子也ケリ 以下、本節は豪運が後白河法皇に大衆僉議の作法を語る逸話。〈延・長〉にも同話あり。〈延〉は「豪雲」とする。なお、豪雲の出自を述べるのは〈盛〉のみ。〈尊卑〉によると村上源氏の流れは、二品中務卿具平親王より、師房—顕房—雅俊—憲俊—憲雅に至り、憲雅の子に豪雲の名が見える（三一五二四頁）。『赤松系図』同（続群書五下—四一九頁）。これに対して『村上源氏那波系図』では、顯房—季房—忠房—憲房—憲政—豪運となつており（続群書五下—四〇二頁）、豪雲が具平親王の「七代の孫」ということになる。また水原一は『村上源氏那波系図』で豪運の子に昌運（傍記「山徒養子、実小野房子也」とし、豪運の弟任房（傍記「号小野房」）の子を養子にしたとする）、さらに孫に昌明（傍記「山徒大惡僧暨常陸房」）があることに注目し、「この常陸房昌明とは、源平合戦終戻後、十郎藏人行家を探索して和泉国八木で尋ね当て、散々に格闘の末ようやく逮捕したという惡僧」（一〇三頁）であり、豪雲・昌明の惡僧一人が系統図には年齢が合わず不審な点もある。そこで渡辺達郎は、これらの

系図に検討を加え、顕房の子が雅俊と季房に別れ、雅俊—憲俊—憲雅—豪雲と続き、季房—忠房—任房—昌運—昌明と続く系図を復原した。また渡辺は、『僧綱補任残闕』に基づき、〈尊卑〉が豪雲の兄としてあげる性憲が永治元年（一一四二）生、弟道俊が久寿元年（一一五四）生であることから、豪雲の生年が類推できる。とすれば、安元三年當時豪雲は三十歳前後となり、老僧とは言い難いことになるとする。

○訴詔ノ事有テ、後白川法皇ノ御所ニ参ス。折節法皇南殿ニ出御有テ 御座 〈延・長〉ほぼ同じ。何の訴訟であったかは示されない。この後に、後白河法皇の前で演ぜられた僉議の場面でも、「我訴訟ノ趣ヲ、事ノ始ヨリ終マデ一時ガ程コソ申タレ」と、具体的には記されない。

○和僧ハ山門ノ僉議者 僉議者とは、僉議の司会役（安田次男三八頁）とも、僉議の代表者（松尾恒一、八頁）ともされるが、延年の僉議を検討した松尾恒一によれば、僉議者は腹巻等武装こそしていながら、五条袈裟の裏頭姿で、重衣を着していたとし、『管絃講并延年日記』によれば、履物は大衆が裏無であるのに対して、僉議者は紫緒の塗足駄で、檜扇を手にしていたとする（五〇六頁）。

○山門ノ僉議ト申事ハ異ナル様ニ侍： 以下、

豪雲が法皇に請われて、山門の僕議の様子を語り、さらに実演することになり、法皇を喜ばせる。〈延・長〉もほとんど同じだが、僕議の発声が特殊であることを殊更に強調する「歌詠ズル音ニモアラズ、経論ヲ説音ニモ非、又指向言談スル体ヲモハナレタリ」は〈延・長〉に該当する本文なし。僕議の発声は、歌を詠む声でもなく、経論を説く声でもなく、向かい合って言談する体とも異なるとするのだが、その理由として、この後に、「鼻ヲ押ヘ声ヲ替テ」と記される。僕議は、そうした作法に則った儀礼化されたものであった。本話は特に豪雲の悪僧ぶりを強調する逸話とは言えず、むしろ悪僧豪雲に興味を持ち、山門の僕議を実演させ、興に入る法皇が注目される。小峯和明は、豪雲の語りと所作は「ほとんど芸能化しており、こと」とく後白河院という時の権力に回収される、そういう仕組みが物語の結構をささえていたのであり、「巷にゆきかう様々な声、一般には聞こえない声をも聞きとることのできるのが王であり、それが権力や権威のあかし」であったとする(五二九頁)。

○先王ノ舞ヲ舞ナルニハ、面摸ノ下ニテ鼻ヲニガムル事ニ侍也

「先王」に、〈蓬〉は振り仮名に「センワウ」、〈静〉は「先」字右傍に「マツ」左傍に「セン」あるが(校異²⁴参照)、ここでは、「王の舞」の説明がなされているので「まづ」と読むべきだらう。王の舞については橋本裕之①②の研究に詳しく、寺の祭礼において芸能の一環として演じられ、田楽・獅子舞などに先だって、行列を先導する機能を担っていたと考えられている。また演じるには天狗のような赤い鼻高面を着け鉾を持つという特徴があり(①三一～三三頁)、天孫降臨を先導した猿田彦との関わりも指摘されている(②三二八～三九頁)。その起源については不明な部分も多い

いが、『年中行事絵巻』にはその様子が描かれ、また中世にはこの王の舞の面がすぐれて兜力を持つものと認識されていたことが知られる(丹生谷哲一、四六一～四八頁)。橋本裕之が報告するように、現在も若狭地域をはじめ各地の祭礼で演じられている。〈盛〉の一文は、大衆僕議に先立って王の舞が舞われたことを示すものとして注目されただが、小峯和明が指摘するように、「ここは山門の僕議が通常と異なるものとして、その特異な発声法をいう一連の例証に含まれるものであろう。：王の舞の折りに仮面の下で鼻をしかめる時の状態たといふもので、これはあくまで発声の特異性をいう例にみるべきではないか」、「裏頭の状態で鼻をおさえて声を変えて発声するさまを、王の舞の仮面下の発声になぞらえたもの」(五二七頁)と捉える方が自然であろう。また、〈延・長〉の場合も、〈延全注釈〉が指摘するように、「鼻ヲシカムル事ノ候ナル定ニ、三塔ノ僕議様ハ」(〈延〉九八ウ)も、「定ニ」に見るよう、「王の舞と僕議を対比する文脈と読める」(卷一一五六五頁)ことからも、そのように読んで良かろう。いずれにせよ、王の舞の際に特異な発声を行っていたことが知られる。「面摸」は〈近〉「もんも」、〈静〉は振り仮名に「メンウツシ」とする(〈蓬〉は振り仮名に「メンウンシ」とするが「メンウツシ」であろう)。〈延〉は「面摸」の「摸」に振り仮名「カタ」とし、「ヲモテガタ」と読むか。
 長〉「おもてがた」(上十一〇四頁)。すなわち王の舞で顔に着ける面のことであるが、「めんうつし」の用例は未見。「鎌倉遺文」「若王舞面形歟」(六八九〇、薩摩新田神社文書)。「鼻ヲニガムル」も〈延〉「鼻ヲシカムル」と同意であろう。

○三塔ノ僕議ト申事ハ、大講堂ノ庭ニ三千人ノ衆徒会合シテ：

ここで語られるような大衆の僕議の様子

については、『法然上人繪伝』卷三十一、『天狗草紙』延暦寺卷・園城寺卷に描かれていることが知られている。『法然上人繪伝』は比叡山の大衆會議を描くが、袈裟で裏頭をした衆徒が円陣になり、中心の衆徒は腰を下ろして、周囲には長刀を持つ者も描かれる（続日本の繪卷二一一四頁）。松尾恒一は、「中央で足駄を履き、腰を下ろしている三人程の僧」で、長刀も刀も手にしていらず、腹巻もつけていないよう見えるが扇を持つ僧が、會議の代表者であり、延年の儀式での會議者に照應するとしているが（七〇八頁）、そこまでの区別がされているか疑問である。衆徒が裏頭をする点について、小峯和明は「発信者が誰かわからないようにするためで、ある意味で民主的な議決手段である」が、「ほとんど儀礼化もしくは芸能化していたと想像される」（五三三頁）とする。「弟子ニモ同宿ニモ聞シラレヌ様ニモテナシ、鼻ヲ押ヘ声ヲ替テ」とするのも、それに照應する所作であろう。また、全員が一つずつ小石を持って、そこに腰掛けたというのも、同様に平等性を表したものといえる。また、賛同の際に「尤」と応じるのは、『天狗草紙』の會議の場面の画中詞にも多数「尤」の字が書き入れられているところにも窺える（続日本の繪卷26一一一、三九頁）。（盛）にも、「進出テ會議シテ云、『……本堂ニ火ヲ差ヤ』ト申ケレバ、衆徒『尤々』ト一同シテ（卷二「山僧燒清水寺」1一一〇五頁）、「則其夜大講堂ノ庭ニ三塔会合シテ會議シテ云、『……仏神威ヲ垂給ハゞ、豈無裁許哉』ト云ケレバ、『尤々』ト同ジケリ」（卷一「白山神輿登山」1一一三一、三三頁）など数箇所に見られる。なお、「入堂杖トテ三尺計ナル杖」（延）「入堂杖トテ三尺計候杖」（長）も同）は道端の雑草の露を払ったりする時に用いるようだが、詳細は不明。『法

然上人繪伝』や『天狗草紙』の會議の場面に、僧が杖様の物を持つ場面は見られない。○ヒタ頭直面ニテハ（近）「たゞかしらたゞおもてにては」（蓬・静）「直頭直面にては」（校異37・38参照）。（延）「ヒタ頭ラニテハ」（卷一十九九〇）、「長」ひた面にては」（1一一〇四頁）。たとえ勘定であるからといって、裏頭せずに、頭と顔を表して會議することなどできましようかの意。『紫式部日記』「たゞかう、殿上人のひたおもてにさし向かひ」（新大系一九〇頁）。○同宿共ニハ袈裟ニテ裏頭、童部ニハ直垂ノ袖ニテ頭裏セテ（延・長）「同宿十余人ニ頭ラ裏セテ、下部ノ者共ニハ直垂・小袴ナドヲ以テゾ頭ヲバ裏セケル」（延）卷一十九九〇。「長」傍線部は「ひたゝれ、小袖」。袈裟を着ない童部は直垂の袖を代用して頭を隠したという。（延）の「小袴」では不自然であろう。○三十餘人引具シテ、御前ノ雨打ノ石ニ尻係テ並居タリ（延）は「已上十二三人バカリ」（二）は補記。卷一、九九〇、「長」は「以上三三千人ばかり」（一一〇四頁）。雨打の石は、軒下の雨打際に敷かれた石。『法然上人繪伝』卷三十一で、興福寺金堂前に裏頭姿の大衆が並び座っている様子に近いだろう（続日本の繪卷2一一二二頁）。○豪雲已ガ鼻ヲ押ヘテ、「大衆立廻ラレヨヤ」ト云テ：豪雲は、法皇の前で訴訟の會議を実演する。（延・長）では、実演前の豪雲の所作と科白（鼻ヲ押ヘテ、『大衆立廻ラレヨヤ』ト云テ）がなく、雨打ちの石に腰掛けたまま會議を始めたように読める。やはり前項同様『法然上人繪伝』が描く興福寺での會議の様子が想起される。（盛）が法皇への會議の説明に対応させて、加えた可能性もある。また（延・長）は、実演後の豪雲の科白「訴詔其謂アリ。道理顯然也。早可被経奏聞」。聖代明時之政化、争力無御裁許哉」がない。（盛）

では僕議の実演を以て、法皇に裁許を迫つてゐるのであって、豪雲の弁舌に長けた悪僧ぶりが〈延・長〉よりも強調されていとと言えようか。〈延・長〉とも最後は「法皇興ニ入セ御シテ、当座ニ御勅裁蒙タ

リシ豪雲トゾ聞エシ」（巻一一〈延〉九九ウ）としている。
○係者也ケレバ、サシモノ乱ノ折節ニ僕議シテ、頬政難ヲ遁タリ 豪雲の逸話を受け、頬政の話題に戻す一文、〈延・長〉なし。

【引用研究文献】

- * 小峯和明「声を聞くもの——唱導と大衆僕議」（国文学研究一三三、二〇〇一・3。『中世法会文芸論』笠間書院一〇〇九・6再録。引用は後者による）
- * 丹生谷哲一「鬼の呪力——「王の舞にみる」」（朝日百科日本の歴史別冊5『歴史を読みなおす 大仏と鬼 見えるものと見えないもの』朝日新聞社一九九四・4）
- * 橋本裕之①「王の舞の成立と展開」（芸能史研究一〇二、一九八八・7。『王の舞の民俗学的研究』ひつじ書房一九九七・5）
- * 橋本裕之②「王の舞の解釈学」（国立歴史民俗博物館研究報呈三二、一九九一・3。『王の舞の民俗学的研究』ひつじ書房一九九七・5）
- * 松尾恒一「南都寺院における衆徒の延年結構——僕議の芸能化をめぐって」（芸能史研究一〇三、一九八八・10）
- * 水原一「悪僧の系譜」（『延慶本平家物語考証三』新典社一九九四・5）
- * 安田次男『寺社と芸能の中世』（日本史リブレット80、山川出版社一〇〇九・4）
- * 渡辺達郎「小野悪七郎・豪雲・昌明系譜考——続々 伊勢三郎義盛の前身——」（国語国文、二〇一四・2）